

令和 8 年度

下北の教育

青森県教育庁 下北教育事務所

巻 頭 言

下北教育事務所
所長 櫻井 裕輝

下北管内の教育関係者の皆様方におかれましては、日頃から学校教育及び社会教育・文化・スポーツなど幅広い分野の充実・振興に御尽力いただいておりますことに心から感謝申し上げます。

さて、青森県教育委員会では、「こどもまんなか青森」～未来を担うこどもたちのために～を目指す教育として様々な取組を進めており、すべてのこどもたちには、笑顔で成長し、学びの面白さを知り、そして、予測困難な未来を切り拓く力を身に付けてほしいと考えております。

そのため、「学校教育改革元年」と位置付けた令和6年度から3年目となる令和8年度においては、重点取組項目として、

- 1 こどもたちの生きる力を育む学びの推進
- 2 教職員のやりがい高めるための環境整備
- 3 ふるさとを愛する心を育む教育の推進

の3つを柱とし、各種事業に取り組むこととしております。

このことを踏まえ、下北教育事務所では、管内小・中学校や地域社会の実態に即した学校教育、社会教育・文化・スポーツの充実に向け、この「下北の教育」を作成しております。今回の作成にあたっては、下北管内における諸課題について、思い切って精選・焦点化を図るとともに、手立てや方策等を分かりやすく示すよう努めました。併せて、所管事業については、例えば学校訪問における従来の要請訪問を廃止し、計画訪問と随時訪問の2つに絞ることにより、各学校のニーズに合わせて柔軟に情報提供や支援等ができる体制とするなど、これまでの事業について随所に見直しを図ることで、諸課題に対してより深く関与し、解決に向かえるような内容にしました。

青森県教育委員会としては、「こどもの幸せは県民の幸せにつながる」という思いで更なる教育改革と、こどもたちの学びを県民が一体となって支える社会の実現に向けて、各市町村教育委員会、各学校と一丸となって取り組んで参りたいと考えておりますので、関係の皆様におかれましては、今年度も各種事業への御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

目 次

巻頭言 下北教育事務所 所長 櫻 井 裕 輝

青森県教育委員会方針等

青森県教育施策の方針	1
令和8年度学校教育指導の方針と重点	2～ 3
令和8年度社会教育行政の方針と重点	4
令和8年度文化財保護行政の方針と重点	5
令和8年度体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	6
下北の教育全体構造	7

学校教育

I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点

1 方針	8～ 9
2 重点	
授業の充実	10～11
生徒指導の充実	12
【参考資料】管内各小・中学校不登校児童生徒数の割合	13
道德教育の充実	14
体育・健康教育の充実	15
特別支援教育の充実	16
研修の充実	17
II 学校訪問実施要項	18～21
III 学習指導案の作成	22～23
IV 校内研修計画の作成	24
【参考資料】管内小・中学校「研究主題」	25～26
V 管内研究指定校及び事業依頼校	27
VI 学校教育関係行事	28
VII スクールカウンセラー配置・派遣事業	29
VIII スクールソーシャルワーカー配置事業	30
IX 特別支援教育巡回相談員制度	31～32
X 学校教育に係る各種様式等の作成例	
①随時訪問に係る派遣要請書	33
②学習指導案例	
各教科学習指導案例（細案）	34～36
各教科学習指導案例（略案）	37～38
道德科学習指導案例（細案）	39～40
学級活動(1)指導案例（細案）	41～44
学級活動(2)指導案例（細案）	45～47
学級活動(3)指導案例（細案）	48～50

③校内研修計画	5 1～5 2
④スクールカウンセラー勤務状況報告書等	5 3
⑤スクールソーシャルワーカー派遣申請書	5 4
⑥特別支援教育巡回相談員制度に係る各様式	
特別支援教育巡回相談要請書（様式第1－1号①・②）	5 5
特別支援教育巡回相談フェイスシート（様式第1－2号）	5 6
特別支援教育巡回相談観察チェックシート（別紙）	5 7～5 8
特別支援教育巡回相談員活用報告書（様式第3号）	5 9
⑦個別の教育支援計画	6 0
⑧個別の指導計画	6 1
校長及び教員の資質の向上に関する指標	
（別紙1）教員の資質の向上に関する指標	6 2
（別紙2）校長及び教頭の資質の向上に関する指標	6 3
社会教育・文化・スポーツ	
I 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点	6 4～6 6
【参考資料】下北教育事務所社会教育・文化・スポーツの体系図	6 7
II 管内社会教育関係団体一覧	6 8
III 社会教育・文化・スポーツ関係行事	6 9
IV 管内教育委員会社会教育事業等予定表	7 0～7 3
V 管内市町村における社会教育施設・スポーツ施設	7 4～7 5
VI 管内委託・補助事業実施市町村	7 6
総務関係	
I 庶務関係	
・各書類提出期限一覧	7 7～7 8
・給与・旅費に係る事務の留意点	7 9～8 1
・学校事務指導訪問	8 2
II 学務関係	
・令和8年度学級編制について	8 3
・令和8年度小・中学校教職員配置基準	8 4～8 6
・令和8年度学校・職員等一覧表	8 7～8 8
・学務事務提出書類一覧	8 9～9 0
下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会	
・下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会設置要綱	9 1～9 2
・第1回協議会 協議の概要	9 3～9 4
議事録（概要版）	9 5
・第2回協議会 協議の概要	9 6～9 7
議事録（概要版）	9 8
下北教育事務所管内 学校・教育機関等一覧	9 9～1 0 0
下北教育事務所機構図・事務分掌	1 0 1～1 0 2

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ

を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和8年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人のこどもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、確かな学力を身に付けることができるよう、目指す資質・能力を明確にするとともに、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 「知識及び技能」の習得と「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した、こどもの学びを支援する学習環境と学習活動の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人のこどもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人のこどもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的、実践的に取り組む学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人のこどもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質・能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全な生活を送る基礎を培い、安全で安心な社会づくりに参加し貢献できる資質・能力の育成

(5) 生徒指導の充実

一人一人のこどもが、個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばすことができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調として支えるとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

- イ 生徒指導の実践上の視点を生かした学習指導と学年・学級・ホームルーム経営の充実
- ウ 児童生徒理解に基づいた教育相談の充実
- エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
- オ 不登校の未然防止及び不登校児童生徒の社会的自立に向けた、個に応じた組織的な支援の充実

(6) キャリア教育の充実

- 一人一人のこどもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。
- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

- 発達障がいを含む障がいのあるこどもなど特別な配慮を必要とするこどもが、障がい等による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、その持てる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。
- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- ウ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

- 一人一人のこどもが、環境と人間との関わりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。
- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境に関わる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。
- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

- 一人一人のこどもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。
- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるICTの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研修の充実

- 教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。
- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和8年度社会教育行政の方針と重点

1 方針

県民一人ひとりが、ウェルビーイング^{※1}の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財^{※2}の育成

- ア コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- イ キャリア教育支援の仕組みづくりの推進
- ウ こどもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援体制の充実
- オ こどもの体験活動の推進

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ア 県民の学び直しやリカレント教育の推進
- イ 郷土を愛する県民の生涯学習と学びを通じた社会参加の推進
- ウ 性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※1 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むもの。また、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

※2 人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

令和8年度文化財保護行政の方針と重点

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定等の推進
- エ 文化財の保存・修理等の支援

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援
- ウ 国内外に向けた世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の価値や魅力の発信、認知度向上及び受入態勢の充実

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

多様な主体と連携し、地域の活性化等を考慮しながら、県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の資料の収集・保管、展示、調査研究、教育普及活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡に関する調査研究、遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する資料の展示、教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査、研究活動、出土品等の保存・活用の充実と情報発信

令和8年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方 針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重 点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質・能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア 県民のスポーツ参画人口の拡大
- イ スポーツを通じた活力ある社会の実現
- ウ 本県の競技力向上と次世代アスリートの発掘・育成・強化

(4) 第80回国民スポーツ大会を契機とする競技スポーツの振興

国民スポーツ大会に向けた競技力向上を図るとともに、安定した競技水準を維持できるよう、本県で開催される第80回国民スポーツ大会を契機とする競技スポーツの振興に努める。

- ア 第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力の向上
- イ 大会終了後の持続可能な競技スポーツの振興

下北の教育全体構造



I 下北教育事務所学校教育指導の方針と重点

下北教育事務所では、「青森県教育施策の方針」を受け、学習指導要領等及び青森県教育委員会で定めた「令和8年度学校教育指導の方針と重点」、管内における学校教育の現状と課題を踏まえ、下北管内における学校教育指導の方針と重点を策定しました。

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

教育課題 管内の現状	「確かな学力の育成」 管内では、学力諸調査等の結果において、県及び全国を下回る状況が続いています。また、各小・中学校の多くが「学習に受け身である。」「対話的な学びが個の考えの深まりにつながらない。」「基礎的・基本的な学習内容が定着していない。」ことを自校の課題と捉えています。
課題解決のための手立て	児童生徒の確かな学力を育むためには、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実に努めることが重要です。
課題解決に向けた当教育事務所の重点・事業等	そのため、当教育事務所では、 【授業の充実】 を今年度の重点と掲げ、諸調査等の分析や、計画訪問及び随時訪問、おしえてSKJ、複式学級担任者研修会などを通して、指導方法の工夫改善につながる取組の充実に努めます。
教育課題 管内の現状	「豊かな心の育成」 管内では、児童生徒100人当たりの不登校出現率が年々増加し、長期化する傾向が見られます。また、SNSを介したトラブルやいじめなどの問題行動等も依然として発生しており、解決に向けて、答えが一つではない道徳的な課題を児童生徒一人一人が自分自身の課題として捉え、向き合うことが求められています。
課題解決のための手立て	児童生徒の豊かな心を育むためには、発達支持的生徒指導を基盤として、自ら選択・判断して行動する力を身に付けさせたり、自己肯定感や自己有用感を育んだりするとともに、人間としての生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う教育の充実に努めることが重要です。
課題解決に向けた当教育事務所の重点・事業等	そのため、当教育事務所では、 【生徒指導の充実】 【道徳教育の充実】 を今年度の重点と掲げ、各訪問や「生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会」、ケース会議等への支援、SC及びSSW派遣事業、道徳教育推進事業などを通して、児童生徒が個性を発見し、自分のよさや可能性を伸ばす取組の充実に努めます。

教育課題

「健やかな体の育成」

管内の現状

管内では、授業以外の運動時間の減少や、積極的に運動する子とそうでない子の二極化、肥満傾向児の増加、不安やストレスの増大等、健康に関する様々な課題が指摘されています。また、「生活リズムの不調」や「学校生活に対してやる気が出ない等」が不登校の背景にも挙げられています。

課題解決のための手立て

児童生徒の健やかな体を育むためには、発達の段階を考慮しながら、身近な生活における健康に関する知識を身に付け、適切な意思決定や行動選択を行い、積極的に健康な生活を実践したり、現在及び将来の体力の向上を目指し、自ら進んで運動に親しんだりする教育の充実に努めることが重要です。

課題解決に向けた当教育事務所の重点・事業等

そのため、当教育事務所では、**【体育・健康教育の充実】**を今年度の重点と掲げ、各訪問や体育・健康教育に関する研修会、健康教育実践研究支援事業などを通して、児童生徒の心身の健全な発達を促す取組の充実に努めます。

教育課題

「教員等の資質の向上」

管内の現状

管内では、特別な配慮を必要とする児童生徒への適切な支援や、学校の小規模化、経験年数の少ない教員の割合の増加など、多様な課題への対応が求められています。

課題解決のための手立て

教員等の資質の向上に向けて、全ての教員が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、児童生徒一人一人の学びを最大限に引き出し、主体的な学びを支援する伴走者としての役割も果たすよう、教職生涯を通じて探究心を持ちつつ自律的に新しい知識・技能を学び続けることが重要です。

課題解決に向けた当教育事務所の重点・事業等

そのため、当教育事務所では、**【特別支援教育の充実】****【研修の充実】**を今年度の重点と掲げ、校内支援委員会等への支援や、特別支援教育巡回相談員制度、主管する事業・研修の実施などを通して、教員等の資質の向上と教育活動の充実に努める取組の充実に努めます。

管内各小・中学校においては、「下北教育事務所学校教育指導の方針と重点」及び、青森県教育委員会が定めた「令和8年度学校教育指導の方針と重点」を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施し、知・徳・体を育む学校教育の推進に尽力願います。

2 重点

授業の充実

実践事項1 単元や題材などの内容や時間のまとまりを見通した指導計画等の整備

(1) 各教科等の目標を達成するための年間指導計画を作成し、活用する。

- ① 諸調査の結果を基に、児童生徒や学校、地域の実態を把握し、学習指導要領に示されている目標、内容及び時間数の配分を踏まえて計画する。
- ② 重点的に指導すべき単元や繰り返しが必要な内容を適切に配置する。
- ③ 年間指導計画を日常的に見直し、改善を図る。

【複式指導における工夫】

- ・ 複式指導の類型※1を踏まえ、教科の特性（系統性や順次性など）や児童生徒の実態（学年差や個人差など）を考慮した上で、年間指導計画を作成する。
- ・ 学年別指導において、指導の効果を高められるよう、2つの学年の指導内容の関連を考慮し、単元の配列を工夫したり単元全体をずらしたりするなどして年間指導計画を作成する。
- ・ 同単元指導において、同程度又は異程度の目標や内容を設定し、児童生徒の実態に応じた指導を行い、適切に評価する。

(2) 単元や題材で育成を目指す資質・能力を明確にした単元の指導計画を作成する。

- ① 問題解決の見通しを立てたり、考えを広げたりする場面を設定する。
- ② 児童生徒が考える場面と教師が指導する場面などを設定する。
- ③ 内容の重要度や児童生徒の学習の実態に応じて取り扱いに軽重を加える。 など

※1 複式指導の主な類型

- ① 学年別指導…各学年の学習内容を別々に指導する形態
「同教科異単元指導」…同教科において、学年で異なる単元（題材）で指導する方法
- ② 同単元指導…教科の特性に応じて、2個学年を同じ単元（題材）で指導する形態
「同内容指導」…同教科において、同じ教材で同じ内容を単式形態で指導する方法

実践事項2 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくり

(1) 問題解決的な学習を重視し、1単位時間の指導に当たっては、次のような取組を設定し指導方法の工夫をする。

- ① 学習活動の目的や手立て、ゴールを明確にし、児童生徒に必然性のある課題を設定する。
- ② 全ての児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をし、多様な考えに触れ、新たな気付きや考えを深める問題解決の場を設ける。
- ③ 児童生徒が考えを表現し、成長や変容を振り返る場を設定する。
- ④ 児童生徒の学びの姿を視点とした評価や見取りを積み重ねる。

【複式指導における工夫】

- ・ 児童生徒が自分たちの力で学習を進めたり、考えを深め合ったりすることができるよう、ガイド学習※2の充実を図る。
- ・ 学年別指導において、直接指導、間接指導及び同時間接指導の特長を理解し、学習活動が効果的に行われるように「わたり」と「ずらし」を工夫する。

(2) 「おおむね満足できる」状況(B)を授業で適切に見取り、「努力を要する」状況(C)への手立てを考え、教師の指導改善に生かす。

- ① 児童生徒一人一人の理解の状況や習熟の程度、よい点や進歩の状況などを積極的に評価し、目標や課題をもって学習を進めることができるようにする。
- ② 児童生徒のつまずきの要因を明確にし、それを解消するための手立てを講じる。

(3) 「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けた教材研究の深化を図る。

①資質・能力を育成するために、児童生徒の視点や思考に寄り添い、教科の特質に応じた見方・考え方を鍛える視点からの教材解釈と教材研究の深化を図る。

②教材研究の観点

知識及び技能	知識を相互に関連付けてより深く理解したり、新たな技能を、既得の技能等と関連付けたりして、他の学習や生活の場面で活用できるよう工夫する。
思考力、判断力、表現力等	精査した情報を基に自分の考えを形成し、文章や発話によって表現したり、目的や場面、状況等に応じて互いの考えを適切に伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程となるよう工夫する。
学びに向かう力、人間性	学んだことの意義を実感できるような学習活動となるよう工夫する。

(4) 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。

①「個別最適な学び」の推進

- ・教師が児童生徒一人一人の特性や学習到達度等に応じて、指導方法や教材を工夫した指導を行う「指導の個別化」を図る。
- ・教師が児童生徒一人一人に合わせた学びを支援し、児童生徒自身が最適な学び方を選択・調整できる学習の機会を提供する「学習の個性化」を図る。

②「協働的な学び」の推進

- ・「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう、多様な他者と協働し、感性や考え方に触れ、刺激し合う学びを実現できるよう指導を工夫する。

③「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実

- ・「個別最適な学び」の成果を「協働的な学び」に生かし、その成果を再び「個別最適な学び」に還元することで、一体的な学びとなるよう充実を図る。

※2 ガイド学習…間接指導の効率化を図るために考えられた小集団学習の一形態で、児童生徒の集団から選ばれたガイド（案内役）が教師の指導の下に立てた学習進行計画によってリードしながら共同で学習する方法。

<参考資料>

【授業の充実】

文部科学省

- ・「学習指導要領の趣旨の実現に向けた 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」(R3)
- ・「教育課程部会における審議のまとめ 2. 育成を目指す資質・能力と個別最適な学び・協働的な学び」(R3)
- ・「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総則編」(H29)
- ・「小学校・中学校学習指導要領(H29告示)解説 総合的な学習の時間編」(H29)

国立教育政策研究所

- ・「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料【小学校(各教科等)】【中学校(各教科等)】」(R2)

青森県教育委員会

- ・「令和2・3年度指導資料第40集 へき地・複式教育ハンドブック（事例編）」
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/R03_hekifukuhandbook40.pdf



- ・「平成29・30年度指導資料第39集 へき地・複式教育ハンドブック（一般編）」
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/H30_hekifukuhandbook39.pdf



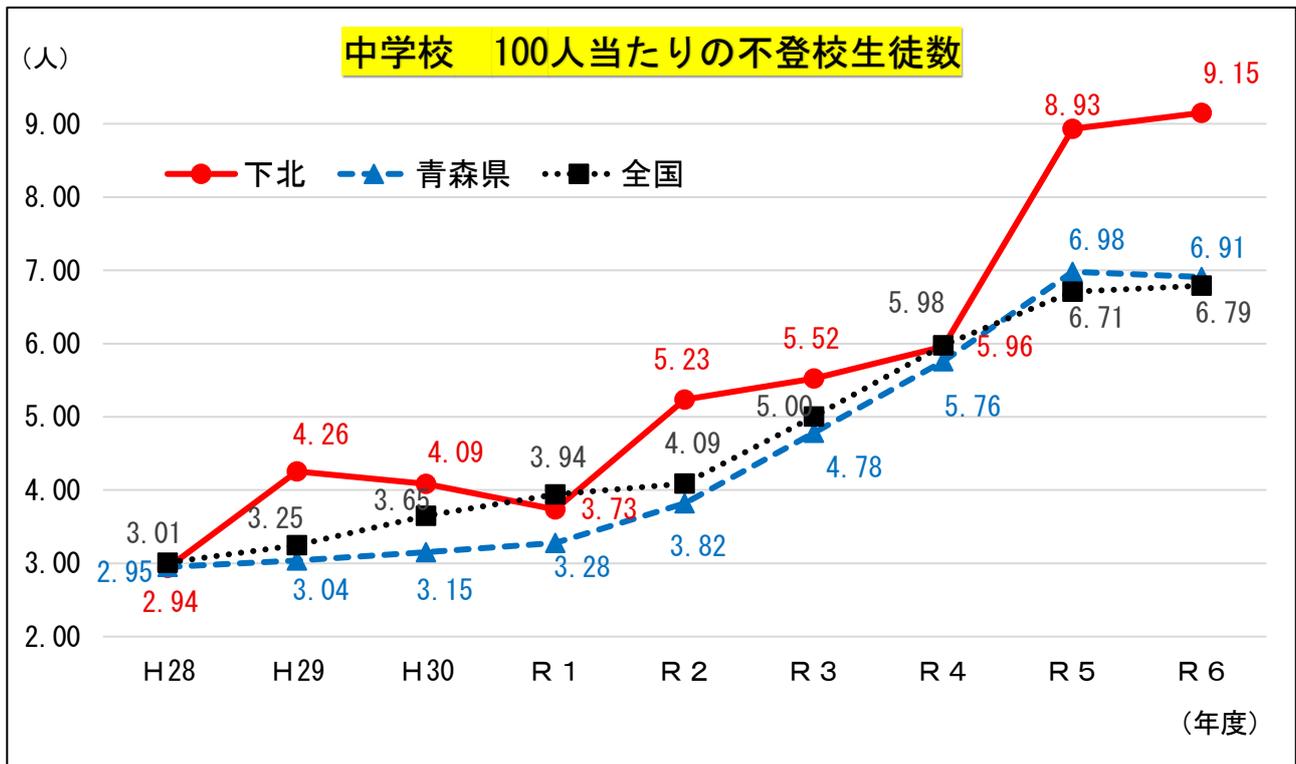
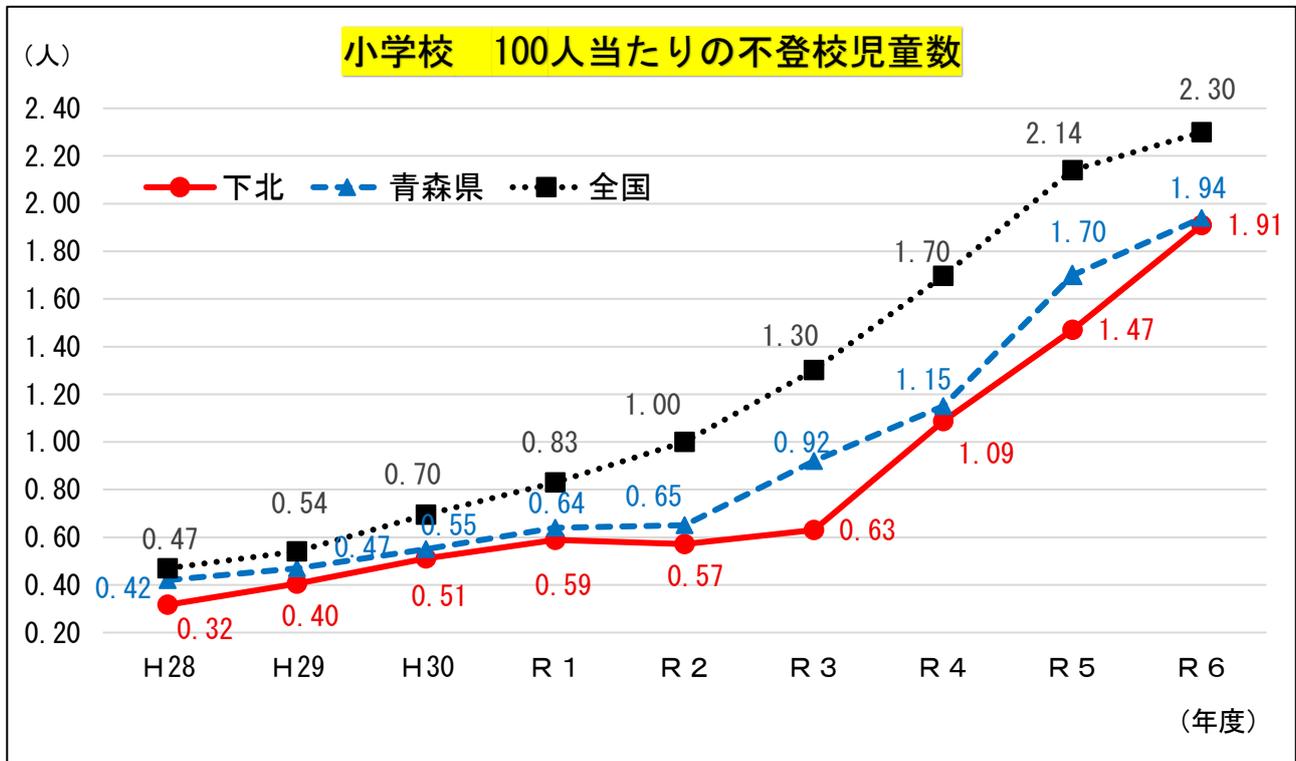
生徒指導の充実

実践事項 1 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実
(1) 校長のリーダーシップの下、生徒指導主任（主事）等を中心に、チーム学校による組織的・計画的な取組を推進するとともに、定期的実践状況を確認し、改善を図る。 (2) 家庭、地域社会、関係機関等（SC、SSW、警察、児童相談所等）との連携及び協働を図る。 (3) 新たな教育問題の対応などについて、教職員同士が同僚性を持ち続け、継続的に振り返り、学び合う文化・風土が根付くよう、校内研修の一層の工夫と充実を図る。
実践事項 2 不登校の予防及び児童生徒の社会的自立を目指した支援の充実
(1) 不登校対応の重層的支援構造に基づいた取組を推進する。 【予防】 <ul style="list-style-type: none">児童生徒にとって学校が安全・安心な居場所となるための「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業」を工夫する。児童生徒のSOSを出す力の獲得及び教育相談体制の充実を図る。 【早期発見】 <ul style="list-style-type: none">児童生徒の変化や成長に対するアンテナを高めるとともに、保健室等との連携や情報共有及び保護者との日頃からの信頼関係づくりに努める。 【個々の状況に応じた具体的な支援】 <ul style="list-style-type: none">休み始めの段階でのアセスメント（スクリーニング会議）と、教職員、SC、SSW、保護者の連携・協働による支援を開始する。ケース会議に基づき、不登校児童生徒に対する家庭訪問やSC、SSW等による個別面談、別室（校内教育支援センター）登校、校外関係機関と連携した継続的な支援を行う。
実践事項 3 家庭や地域社会、関係機関等と連携した情報モラル等に関する指導の充実
(1) インターネットをめぐる課題に対する重層的支援構造に基づいた取組を推進する。 【未然防止】 <ul style="list-style-type: none">特定の時間だけの指導ではなく、教育課程全体（家庭科・技術家庭科、道徳科、特別活動等）を横断した情報モラル教育を通して、未然防止に取り組む。逃げ場としてのインターネットの利用に陥らないよう、学校、家庭、地域で児童生徒が安心できる居場所づくりに取り組む。 【早期発見】 <ul style="list-style-type: none">保護者や地域への啓発活動（危険性の周知、フィルタリング等の普及やルールづくりの必要性など）を行う。人間関係の変化、学校生活上の変化、家族とのやり取りや生活リズムの変化等を見逃さず、面談を行ったり保護者と情報共有したりする。 【適切かつ迅速な対処】 <ul style="list-style-type: none">児童生徒の被害拡大を防ぐことを最優先し、児童生徒及び保護者等と一緒に解決していく姿勢で対応に当たる。法的な対応が必要な指導については、速やかに関係機関と連絡を取り合っ
実践事項 4 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底
(1) いじめ対応の重層的支援構造に基づいた取組を推進する。 【未然防止】 <ul style="list-style-type: none">児童生徒が「多様性を認め、人権侵害をしない人」に育つような人権教育や、道徳科及び学級活動等を通して「いじめをしない」能力や態度を身に付けるための取組を行う。 【早期発見】 <ul style="list-style-type: none">日々の健康観察、アンケート調査や面談を実施し、いじめの兆候を見逃さないように努める。 【適切かつ迅速な対処】 <ul style="list-style-type: none">被害（被害の疑いのある）児童生徒への安全確保を優先した迅速な対処を心がけるとともに、学校いじめ対策組織へ状況を報告する。いじめの解消に向けた組織的な指導・援助（いじめ防止対策組織による被害児童生徒ケア、加害児童生徒指導、関係修復等）を行う。

【参考資料】管内各小・中学校不登校児童生徒数の推移

下北管内の不登校児童生徒数について、全国及び青森県と比較することで、下北管内の現状を捉えるため、以下の資料（調査名が変更された平成28年度からの数値）を掲載するものである。

※全国は国公立学校、青森県・下北は公立学校の数値である。



※「H28～R 6 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（文部科学省）より

道徳教育の充実

実践事項1 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

- (1) 校長の方針の下、道徳教育推進教師を中心に、全教職員が協力して道徳教育を展開する機能的な指導体制を整備し、充実を図る。
- (2) 校内研修等で道徳教育を取り上げるなど、学習指導要領及び解説の趣旨や内容の理解をより深める。
- (3) 道徳教育の重点や推進すべき方向について教職員間で共通理解や連携を図り、全体計画及び別業を随時見直し、指導の改善・充実を図る。
- (4) 家庭や地域社会と連携・協力しながら取り組めるよう、道徳教育に関する情報を積極的に発信する。

実践事項2 「考え、議論する道徳」の授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

- (1) 児童生徒や学校の実態に応じて、重点内容項目を複数回位置付けた年間指導計画を作成し、授業の評価や反省を記入する欄を設けるなどして、評価・改善を図る。
- (2) 児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるように、ねらい、児童生徒の実態に応じて、教材や学習過程、発問などの指導方法を工夫する。
- (3) 全教職員の共通理解による組織的・計画的な評価を行う。
例：評価のために集める資料や評価方法の明確化、評価結果について教師間での検討、評価の視点などについての共通理解、評価に関する実践事例の蓄積と共有
- (4) 授業における「学習状況（学びの姿）を見取る視点」を明確にし、指導と評価の一体化を図る。

<参考資料>

【生徒指導の充実】

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン【改訂版】(R6. 8)
- ・ 生徒指導提要(R4. 12)
- ・ 情報モラル教育ポータルサイト(文部科学省ホームページにて随時更新)
<https://www.mext.go.jp/zyoukatsu/moral/>
- ・ 情報モラル学習サイト <https://www.mext.go.jp/moral/#/>



国立教育政策研究所
青森県教育委員会

- ・ 生徒指導リーフシリーズ(H24～R3)
- ・ いじめ対応の手引き(H31. 3)
- ・ 青森県いじめ防止基本方針(H29. 10)

日本教員工学会

- ・ 「情報モラル」指導実践キックオフガイド(文部科学省委託事業)
<https://www.japet.or.jp/wp-content/uploads/2021/06/moral-guidebook.pdf>



【道徳教育の充実】

文部科学省

- ・ 小学校・中学校学習指導要領 総則編(H29)
- ・ 小学校・中学校学習指導要領 解説 特別の教科 道徳編(H29)
- ・ 道徳教育アーカイブ(文部科学省ホームページにて随時更新)
<https://doutoku.mext.go.jp/>



体育・健康教育の充実

実践事項1 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

- (1) 学校保健計画に基づき、全教職員の共通理解の下、組織的な実践と評価、見直しを行う。
- (2) 定期健康診断の結果や日常生活における健康観察等により、集団や個人の健康課題を明らかにし、全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒のより積極的な行動につなげる。
- (3) 児童生徒が健康に関する基礎的な知識や技能の習得を通して、健康問題等に適切に対処し、健康な生活を実践することができるよう家庭や地域社会との連携を図る。
- (4) 日常の生活において食育の推進が図られるよう、保護者や地域社会に対し情報提供をするなど、連携した取組を継続する。

実践事項2 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

- (1) 自ら進んで運動に親しむ資質や能力を育てていくため、学校や地域の実態を踏まえた全体計画を作成する。
- (2) 新体力テストの結果等を活用し、体力の向上が図られるよう指導を工夫する。
- (3) 学校の教育活動全体に運動を積極的に取り入れ、仲間とともに多様な運動を計画的・継続的にできる場や時間を多く設定するよう工夫する。

<参考資料>

【体育・健康教育の充実】

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 体育・保健体育編(H29)
- ・改訂「生きる力」を育む中学校保健体育の手引き(R2.8)
- ・食に関する指導の手引き 第二次改訂版(H31.3)

スポーツ庁

- ・令和6年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査 報告書(R6)

青森県教育委員会

- ・児童生徒の健康・体力について

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/jidou-seito-kenko-tairyoku.html>



- ・運動プログラム

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-sports/exerciseprogram.html>



- ・あすなろっ子元気アップチャレンジ

<https://www.aguchallenge-aomori.jp/>



文部科学省

青森県教育委員会

下北教育事務所

- ・【参考資料】令和7年度肥満傾向児の出現率

自校の肥満傾向児の出現率を表内の「自校」欄に入力することで、青森県・下北管内との比較ができますので、御活用ください。

※下北教育事務所ホームページよりダウンロード可

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/shimokita_no_kyouiku.html



特別支援教育の充実

実践事項 1 教職員の理解推進と専門性の向上

- (1) 校内研修を組織的に計画し、障がいへの理解を深めたり、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導についての専門性を高めたりする。
- (2) 各教員等の役割に応じて、必要な研修に積極的に参加する。
 - ① 通常の学級の担任等に対する基本的な研修
 - ② 特別支援教育コーディネーターや特別支援学級担任、通級指導担当教員等に対する専門的な研修
 - ③ 特別支援教育支援員等に対する役割の理解についての研修 など
- (3) 外部専門家※との連携、特別支援教育巡回相談員や特別支援学校のセンター的機能の活用などによる専門的な助言等を全教職員間で共有し、各教員等の専門性の向上を図る。

※外部専門家…専門の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理学の専門家等、各分野の専門家のこと（SC、SSW、特別支援教育を専門とする大学教授等も含む）

実践事項 2 校内支援体制の充実

- (1) 校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体で行う支援体制を整備し、関係機関、保護者及び校種間の連携を密にした計画的・継続的な支援を行う。
- (2) 校内委員会等において、特別な配慮を必要とする児童生徒の実態を共有し、学級担任等への支援方策を具体化することで、適切な指導及び必要な支援につなげる。
- (3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用する。
- (4) 学級の実態や児童生徒の障がいの状態等に応じて、適切に特別の教育課程を編成する。
- (5) 通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習は、児童生徒の教育的ニーズを十分把握した上で、校内の協力及び支援体制を構築し、双方にとって効果的な学習活動を設定する。

◆個別の教育支援計画の作成と活用について

- ・ 幼児期から学校卒業後までの長期的な視点で、一貫した適切な支援を行うための個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用する。
- ・ 作成のポイント
 - ① 保護者の参画…本人及び保護者と合理的配慮の具体的内容について合意形成を図る。
 - ② 関係機関との連携…関係機関相互の専門性と支援の内容を確認し、役割を明確にする。
 - ③ 具体的な支援内容の設定と評価…支援内容の変更等を把握し、修正しながら一貫した支援の提供を行う。
 - ④ 個別の指導計画への反映…総合的な計画としての個別の教育支援計画を踏まえ、指導の具体化を図るための個別の指導計画を作成する。

◆個別の指導計画の作成と活用について

- ・ 個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等の児童生徒の実態に基づき、指導目標、指導内容、指導方法を明確にした個別の指導計画を作成し、効果的に活用する。
- ・ 作成のポイント
 - ① 児童生徒の実態を踏まえ、各教科等の特質などを考慮し、保護者と連携し作成する。
 - ② 学級担任一人で作成せず、目標や指導方法等を校内委員会で検討するとともに、特別支援教育コーディネーターの助言を受けて作成する。
 - ③ 作成後は、定期的に評価を行い、指導方法や指導内容を改善し、より効果的な指導を行う。

青森県教育支援ファイル
作成の手引き 改訂版
一括ダウンロード



個別の教育支援計画と個別の
指導計画の記入のポイント



個別の教育支援計画と個
別の指導計画の様式例



研修の充実

<p>実践事項 1 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実</p> <p>(1) 自校の教育課題を明らかにし、校長の方針の下、課題解決に向けて全教職員が日常的に学び合う校内研修体制を整備し、機能させる。</p> <p>(2) 学校の教育課題解決のため、研究のねらいや目指す児童生徒像、研究内容、研究方法、検証方法を明確にし、具体的な校内研修計画を作成する。</p> <p>(3) 研究内容と日常の授業とを密接に関連付け、授業実践を積み重ねる。</p> <p>(4) 授業参観の視点を焦点化し、全教職員が主体的に参加できる研究協議を行い、明らかにした成果と課題を日常の授業実践に生かす。</p> <p>(5) 各種調査、アンケート等の結果分析を基に児童生徒の変容を的確に捉え、研究の成果と課題を明確にし、校内研修の内容、方法の改善を図る。</p>

<p>実践事項 2 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実</p> <p>(1) 教育要領・学習指導要領の趣旨や内容を踏まえ、具体的な実践に結び付く研究・研修を進める。</p> <p>(2) 「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりや指導方法の改善、学習評価など、授業改善に資する研究・研修を進める。</p> <p>(3) 架け橋期の教育を充実させるために、「幼保小の架け橋プログラム」を通して幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る。</p>
--

※架け橋期

義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間（生涯にわたる学びや生活の基盤をつくるために重要な時期）

IV 校内研修計画の作成	https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/files/konaikenshukeikaku.pdf	
--------------	---	---

<参考資料>

【特別支援教育の充実】

文部科学省

- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・特別支援学校 教育要領・学習指導要領(H29)
- ・発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン(H29.3)

青森県教育委員会

- ・青森県教育支援ファイル作成の手引き 改訂版
https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-gakyo/files/201903_aomori_kyouikushienfile.pdf



【研修の充実】

文部科学省

- ・幼稚園教育要領解説(H30)
- ・小学校・中学校学習指導要領 解説 総則編(H29)
- ・幼保小の架け橋プログラムの実施に向けての手引き（初版）
https://www.mext.go.jp/content/20220405-mxt_youji-000021702_3.pdf



厚生労働省

- ・保育所保育指針解説(H30)

内閣府・文部科学省

- ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説

厚生労働省

Ⅱ 学校訪問実施要項

1 基本方針

青森県教育委員会、下北教育事務所の学校教育指導の方針と重点に基づいて、管内小・中学校（以下「各学校」という。）の現状と教育課題を把握し、その改善のために指導・助言を行うとともに、各学校の要望に応じた情報提供・支援等を促進して、教育水準の向上に資する。

2 訪問の形態

教育課題を勘案の上、所管する市町村教育委員会との連絡を十分にとり、原則として1校1回の計画訪問※1を実施することとする。各学校の求めに応じた随時訪問※2やおしえてSKJも実施する。

青森県教育庁学校教育課や青森県総合学校教育センターなどの指導主事が同行する場合がある。その際は、下北教育事務所から、所管する市町村教育委員会及び学校に事前に連絡する。

※1 むつ市及び東通村の学校については、所管する教育委員会の指示に従う。

※2 今年度から、要請訪問を随時訪問に含めることとした。訪問の時期・回数や授業の形式（細案・略案等）について、研究の目的に応じて各校が柔軟に選択できる体制とし、より効果的な研究を推進できるようにする。

(1) 計画訪問

ア 訪問の趣旨（観点）

(ア) 教育目標具現化のための教育課程の編成及び実施状況の把握

(イ) 教育課題解決のための組織、計画、方法の把握

(ウ) 学習指導や校内研修への取組、生徒指導上の問題点等の改善のための具体的方策の把握及び助言

(エ) 下北管内の「教育課題の改善方策」及び「教育課題解決に向けた実践事項」の伝達

イ 訪問の期日 5月中旬～7月上旬を原則とする。

ウ 訪問までの流れ

(ア) 前年度1月下旬から2月中旬に「計画訪問希望日調査」の実施

(イ) 前年度3月上旬までに「計画訪問予定表」を送付、訪問日の決定

エ 訪問の事前提出物

(ア) 当日の日程表

(イ) 学習指導案

教科・領域は学校に一任するが、

・ 校内研修の方向性が見える授業が含まれること

・ 教科の偏りが無いこと

・ 可能な限り、道徳科の授業及び領域（学級活動、総合的な学習の時間、外国語活動）の授業が含まれること

の条件を満たすこと。ただし、複式学級を有する学校については、この限りではない。

(ウ) 校内研修計画

学校経営要覧（教育計画）に記載している場合は、別に準備する必要はない。

(エ) 学校要覧及び学校経営要覧（教育計画）

下北教育事務所次長あて提出の4部とは別に提出する。

オ 提出方法

・ 訪問日の1週間前までに、下北教育事務所教育課長あて電子メール又は郵送にて提出する。

・ 電子メールの場合は、PDFに変換し、下北教育事務所代表メールアドレスに送信する。

提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

・ 郵送の場合は、訪問者数に1部を加えて提出する。

・ 事前提出物は、所管する町村教育委員会教育長あてにも提出する。

カ 訪問当日の日程

下記の（ア）～（オ）の順序については、各学校の実情に応じて計画し、適切な時間を確保する。

（ア）校長、教頭等との話し合い

- a 学校経営の方針
- b 教育課程の編成や実施管理
- c 自校の教育課題解決のための具体的な方策・教育活動（知育、徳育、体育）
- d 生徒指導（いじめ、不登校、問題行動等の実態と対策など）
- e 特別支援教育（校内支援体制、児童生徒の状況など）
- f 校内研修（研究のねらい、研究内容、検証方法、年間計画など）
- g その他（教員等の資質の向上に関する指標の活用状況、働き方改革への取組など）

（イ）諸計画等の閲覧

- a 学年・学級経営案
- b 諸計画 ※学校経営要覧（教育計画）に記載されていないものを中心に閲覧します。
 - ・各教科（年間指導計画）
 - ・道徳科（全体計画及び別葉、年間指導計画）
 - ・小学校外国語活動（年間指導計画）
 - ・総合的な学習の時間（全体計画、年間指導計画）
 - ・特別活動（全体計画）
※学級活動指導計画、児童生徒会活動指導計画、クラブ活動〔小学校〕指導計画、学校行事指導計画
 - ・生徒指導、教育相談、学校いじめ防止基本方針、個別の教育支援計画、個別の指導計画、食に関する指導の全体計画、学校保健計画、学校安全計画、学校危機管理マニュアル、校内研修計画
- c その他
前年度、初任者研修実施校は実地研修記録簿、中堅教諭等資質向上研修実施校は校内研修記録簿

（ウ）授業参観

（エ）分科会・全体会（分科会の設定は、各学校の希望による）

- ・学校教育指導の方針と重点についての説明、県からの伝達、その他連絡事項
- ・指導・助言

（オ）校長と教育課長との懇談

カ 学習指導案について

各教科・領域等の学習指導案（略案）の作成については、p22～p23に記載の「Ⅲ 学習指導案の作成」及びp39～p40に記載の「学習指導案例（略案）説明入り」を参考とする。

※体裁は、A 4用紙1～2枚程度の横書きが望ましい。

※校内研修との関連がある授業は、それに関わる提案・工夫等を示すことが望ましい。

(2) 随時訪問

ア 訪問の趣旨（観点）

(ア) 学校の求めに応じ、学習指導、生徒指導、校内研修、授業研究、教員等の資質の向上及び教育課題の解決に関することについて、指導主事等が訪問し、指導、助言、講義、演習、授業参観、協議等を行うものである。

なお、計画訪問とは異なり、訪問内容・時期・回数を学校の実態及び研究目的に応じて設定するものであり、公開授業への指導・助言や課題対応型の指導等、従来の要請訪問を含む広い範囲を対象とする。

例 ・授業力向上に関すること ・臨時講師の授業研究に関すること
・初任者研修の授業研究に関すること ・道徳教育に関すること
・不登校対応等、生徒指導に関すること ・特別支援教育に関すること
・情報モラル教育に関すること ・安全・防災教育に関すること
・複式学級の指導に関すること ・キャリア教育に関すること
・ICTの活用に関すること ・健康教育に関すること
・「指導と評価の計画」作成に関すること など

イ 訪問の期間

令和8年4月13日（月）～令和9年3月5日（金）

※随時受付しており、複数回の訪問も可能

ウ 訪問までの流れ

(ア) 各学校に配付される「令和8年度教育課月別動向予定」を参考に、希望する訪問日の候補を挙げる。

(イ) 各学校教頭が下北教育事務所教育課主任指導主事に電話をし、派遣を希望する指導主事や希望する研修内容を伝え、訪問日程を調整する。

(ウ) 訪問日が決定したら、派遣要請書を下北教育事務所教育課長あて 下北教育事務所代表メールアドレス に送信する。

提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

エ 派遣要請書について

※p35「随時訪問に係る派遣要請書作成例」参照

オ 訪問の事前提出物

(ア) 訪問に必要な資料は、訪問日の1週間前までに、下北教育事務所教育課長あて電子メール又は郵送にて提出する。

※訪問に必要な資料については、要請する指導主事と調整を図る。

※電子メールの場合は、PDFに変換し、下北教育事務所代表メールアドレス に送信する。

提出先：E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp

※郵送の場合は、訪問者数に1部を加えて提出する。

(イ) 学習指導案等については「下北の教育」に示されているものを基本とするが、形式（細案・略案）は一任する。

(3) おしえてSKJ

ア 趣旨

先生方と指導主事等をつなぎ、授業づくりや学級経営、各分掌の業務等を行う上での質問や悩みについて相談等を行い、教員が抱える困り感の解決を図る。

「おしえてSKJ」を活用することで、訪問の形式を取らず、電話、メール又はZoomで直接担当指導主事等に相談できる。また、事前に指導案等の資料を準備することなく、迅速に質問や相談を行うことが可能である。

なお、派遣依頼の提出は不要であり、申込みは電話での連絡とする。

- 例
- ・教材研究について
 - ・学習指導案の作り方について
 - ・県外研修についての情報
 - ・関連事業の資料の提供

イ 利用期間

令和8年5月7日（木）～令和9年3月5日（金）

※随時受付しており、何度でも利用可能

ウ 対象：大間町、東通村、風間浦村、佐井村の小・中学校教員

エ 実施方法

- (ア) 電話での相談
- (イ) 電子メールでの相談
- (ウ) Zoomでの相談

オ 手続き

- (ア) 質問のある教員は教頭に相談する
質問や悩みを抱える教員は、「おしえてSKJ」の利用について教頭に相談します。
- (イ) 申込みを行う
教頭が主任指導主事へ電話で申込みをします。その際、「おしえてSKJ」の件で連絡したことをお伝えください。
- (ウ) 相談方法を選択する
担当指導主事から質問のある教員に連絡し、電話、電子メール、Zoomのいずれかの方法を選択してもらいます。
- (エ) 担当指導主事との相談や協議を実施する
教員の質問や悩みに基づき、指導主事との相談や協議が進められます。
- (オ) 主任指導主事は相談終了を報告する
相談が終了した後、主任指導主事はその旨を教頭に報告します。

Ⅲ 学習指導案の作成

1 学習指導案作成に当たって

児童生徒の学びの姿を具体化し、各教科等で育成を目指す資質・能力を明確にした上で、指導内容の重点化に努め、教材の工夫・改善を図ることが求められる。

その際に、単元、1単位時間の目標及び目標を達成するための指導内容の配列を明確にし、ねらいと学習活動との整合性を図る必要がある。

そして、児童生徒の実態に応じて、学習活動に創意工夫を凝らすとともに、評価規準を設定し、児童生徒の実態や学びの姿を継続的に見取り指導改善に努めるなど、指導と評価の一体化を図ることが望まれる。

2 学習指導案作成上の留意点

(1) 学習指導案は、授業を成立させるための設計図であり、児童生徒の実態に即して、教師の設定した指導目標を達成するための全体構想であるが、学習者の主体はあくまで児童生徒であり、指導者の一方的な論理による展開に陥ることがないように、児童生徒の思考の流れを十分配慮する必要がある。

(2) 研究授業の場合は、「研究主題との関連」を適切に付け加える。また、研究授業によって計画的に研究仮説が検証できるように、研究授業における参観の視点を明確にする。

(3) 複式学級の場合は、次のことに配慮することが望ましい。

ア 学年別指導の場合には、間接指導時における教師の動きや学習活動を明らかにし、学習過程に明確に位置付ける。

イ 同単元指導の場合には、児童生徒の実態に応じ、同程度又は異程度の目標や内容を設定するとともに、適切に評価する。

ウ 青森県教育委員会発行の「へき地・複式教育ハンドブック」等を参照する。

(4) 特別支援学級の場合は、個別の指導計画に基づき、個々の障がいの状態、学習の習得状況、生活年齢等に応じて、目標、内容、指導方法を明確にするとともに、学習の進捗状況や成果を適切に評価する。

3 学習指導案作成の手順

(1) 教材に対する事前の実態把握

本時の内容に関わるものについて、事前に児童生徒の事態を把握しておくことが大切である。児童生徒のつまずきの状態、学習内容の深化・発展のための事前の情報を入手しておくことが、効果的な授業への前提となる。

(2) 目標の明確化

授業の目標を明確に設定し、それに基づいて指導の成果を評価し次の指導の手立てを考える。また、目標設定に当たっては、学習指導要領の目標・内容等をよく調べ、授業の目標のポイントをつかむことが大切である。

(3) 指導の順序と方法

ア 目標に迫るために、必要な指導事項を選び出し、組織化・構造化する。

単元や教材をどう捉えているかを、学習指導案の中でよく見えるようにすることが大切である。

イ 指導・支援の方法とタイミングを検討する。

1単位時間の授業の中には、一斉学習があり、グループによる話し合い学習や個別の学習もある。学習目標、教材の特質、児童生徒の能力や関心等を十分考慮して、どの場面で、どのような指導・支援をするのか、学習指導案の中にも記入しておくことが大切である。

ウ 児童生徒にとって、理解しにくいところを予測する。

児童生徒の思考の行き詰まりは、思考を深めるきっかけとなる大切なものである。研究授業の場合、この児童生徒の思考の行き詰まりと教師の発問、資料内容等との関わり方が吟味されるので、学習指導案の中に「理解しにくいところ」の手立てを明記することが望ましい。

(4) 本時のまとめと振り返り

本時の重点事項などをどのようにまとめるかを考え、本時の学習を通して、児童生徒が何を、どのように学び、どのように変容したのか、さらに疑問に感じたことは何か、を児童生徒の目線になって考える。

(5) 実現状況の評価

学習指導要領に示す目標に照らして、その実現状況を見る評価（目標に準拠した評価）を重視する。児童生徒の学習状況を適切に評価し、指導に生かす評価を充実させる。（指導と評価の一体化）

4 学習指導事例の様式

(1) 各様式は、下北教育事務所ホームページからダウンロード可

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kyoiku/e-shimokita/youshiki.html>

(2) 学習指導事例の説明入りは、下記ページに掲載

- p 36～38 学習指導事例（細案）説明入り
- p 39～40 学習指導事例（略案）説明入り
- p 41～42 道徳科学習指導事例（細案）説明入り
- p 43～46 学級活動(1)指導事例（細案）説明入り
- p 47～50 学級活動(2)(3)指導事例（細案）説明入り

IV 校内研修計画の作成

1 校内研修の推進に当たって

教員は、児童生徒の人格の形成を目指し、その資質の向上を促すという非常に重要な職責を担っている高度専門職であり、学校教育の成否は、担い手である教員の資質・能力に負うところが大きい。

教員の資質の向上を図るとともに指導力を高めるためには、学校の教育課題を明らかにし、校長の方針の下、課題解決に向けて全教職員の共通理解による研修が進められるとともに、同僚性を発揮して日常的に学び合うなどの環境・雰囲気づくりや、それを踏まえた校内研修体制を整備し、機能させることが大切である。

教育課題の解決のためには、学習の基盤となる資質・能力、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の視点、事前の研究や実態調査等の結果を分析・検討し、学校教育の目的や目標に照らして、それぞれの学校や児童生徒が直面している教育課題を明確にしなければならない。その上で、解決のための実践的研究の充実を図ることが肝要である。

2 校内研修に努めるべき法的根拠

(1) 教育基本法第9条

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

(2) 教育公務員特例法第21条

教育公務員は、その職務を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

3 校内研修計画作成上の留意点

(1) 学校の教育課題を明確にし、校長の方針の下、課題解決のために全教職員で取り組むことを共通理解する。

(2) 学校の教育課題や教育目標、校長の学校経営方針と関連付けて、研究のねらいや児童生徒に身に付けさせたい資質・能力、目指す児童生徒像等を明確にし、具体的な方策を明記する。

(3) P D C A サイクルに基づく校内研修になるよう、成果と課題を明確にする。

4 校内研修計画作成の手順

ここに示すのは、課題研究を中心とした、研修計画の作成例である。※p51～52

(1) 教育課題の把握

学校の教育課題及び児童生徒の実態を把握するための例として、以下の方策が考えられる。

ア 各種調査やアンケート調査等の分析

イ 職員会議、教育課程編成会議等での職員からの意見収集

ウ 校内研修における成果と課題の把握

(2) 目指す児童生徒像の設定

学校の教育課題や教育目標、校長の学校経営方針と関連付けて、目指す児童生徒像を設定する。

(3) 研究主題の設定

上記(1)(2)を受けて、研究の目的を達成(育成)するための方法などを主題として設定する。必要に応じて副題を設定し、研究の内容の明確化を図る。

主題設定の理由として、研究の指針、昨年度までの研究の成果や課題、児童生徒の実態、目指す児童生徒像との関連、研究主題に迫るための手立てなどを記述する。

(4) 研究目標と研究仮説の設定

研究目標は、研究の方向性やゴールを示すものとして、研究における手立てや身に付けさせたい資質・能力等を具体的に設定する。研究仮説は、校内研究の見通しや予測にあたるものとして、研究の手立て、身に付けさせたい資質・能力、児童生徒の変容の姿等を具体的に設定する。

(5) 研究の方向性の決定

上記(2)～(4)を受けて、研究内容、研究方法、検証方法について、具体的に設定する。

(6) 年間計画等の作成

P D C A サイクルに基づき、実施時期や役割分担などを決定し、作成する。

5 研究主題の提出について

令和9年度の「研究主題」と「教科・領域」は、令和9年2月25日(木)までに提出してください。提出方法等については、令和9年1月中旬に各学校に事務連絡にて通知します。

【参考資料】 管内小・中学校「研究主題」一覧

小学校

学校名	研究主題	教科・領域
第一田名部	よりよい生き方を自ら判断し、実践していく力を育てるための道徳における指導方法の研究（1年次） ～特別の教科 道徳の授業実践を通して～	道 徳
第二田名部	目的をもった学習への参加と対話を通して、自らの学びを進める児童の育成（1年次） ～児童と教師が「ともに」学び合う学級経営と授業改善に着目して～	全 教 科 全 領 域
第三田名部	明日に向かい粘り強く共に学び合う児童の育成（1年次） ～UDの視点を重視した指導の工夫とSELの授業づくりを通して～	算 数 特 別 活 動
関 根	思考力・判断力・表現力を高める学習活動の研究（2年次） ～自由進度学習を取り入れた学び合いを通して～	算 数
大 平	安心して自分を表現し、「もっと知りたい」と学びを楽しむ児童の育成（1年次） ～教師の専門性や興味関心を生かした、授業の土台づくりを通して～	全 教 科 全 領 域
大 湊	主体的・対話的で深い学び（3年次） ～対話でつなぐ学習の構築～	全 教 科 全 領 域
苦 生	学びに向かう力を高める指導法の研究（1年次）	算 数
川 内	考えを伝え合い学び合う児童の育成（3年次） ～「わかった、できた」と感じられる授業を目指して～	全 教 科 全 領 域
大 畑	数学的な思考力・判断力・表現力を育む指導の工夫（1年次） ～数学的活動による考える楽しさを実感できる授業づくりを通して～	算 数
脇野沢	主体的に学びに向かう児童生徒の育成（2年次） ～単元の指導計画の工夫を通して学びをつなげる授業づくり～	全 教 科 全 領 域
大 間	人との関わりの中で、自他のよさを認め合える児童の育成（1年次） ～話し合い活動の充実を通して～	特 別 活 動
奥 戸	主体的に学ぶ児童の育成（6年次） ～間接指導の工夫を通して～	算 数
東 通	確かな学力を身に付けるための学習指導の研究（3年次） ～読み解く力を高める指導の工夫を通して～	算 数
風間浦	「分かる・できる・身に付く」ための学習指導の研究（1年次） ～UDの視点を取り入れた指導の工夫を通して～	算 数
佐 井	主体的に学びに向かう児童の育成（1年次）	全 教 科 全 領 域
牛 滝	主体的に学習に取り組む態度を高める指導の研究（2年次） ～自らの学びを調整する指導の工夫を通して～	全 教 科 全 領 域

中学校

学 校 名	研 究 主 題	教科・領域
田 名 部	自ら学び、問い、考え、表現する生徒の育成（2年次） ～チーム型校内研修による日常的な授業力向上の取組をとおして～	全 教 科 全 領 域
む つ	主体的に学びに向かう生徒の育成（4年次） ～「できた」「わかった」を実感できる授業づくりを通して～	全 教 科 全 領 域
関 根	自己調整力を高め、自立的に学ぶ生徒の育成（1年次） ～学びを自分事にするための第一歩～	全 教 科 全 領 域
近 川	主体的に学ぶ生徒の育成（5年次） ～豊かな表現の実践を通して～	総合的な 学習の時間
大 湊	思考・判断・表現と知識・技能の往還を生み出す授業改善（1年次） ～「あんどタイム」を活用した自律的な学びのサイクルによる学力二極化の解消～	全 教 科
大 平	「学びに向かう力」を高め、深い学びを実現するための指導方法の工夫（3年次） ～主体的に学び、共に高め合う学習活動の工夫～	全 教 科 全 領 域
川 内	知識・技能を習得し、課題解決に向けて主体的に活用できる生徒の育成（2年次） ～「わかった・できた」を実感できる授業づくりを目指して～	全 教 科
大 畑	主体的に学ぶ生徒の育成（1年次） ～学習活動のデザインの工夫を通して～	全 教 科
脇 野 沢	主体的に学びに向かう児童生徒の育成（2年次） ～単元の指導計画の工夫を通して学びをつなげる授業づくり～	全 教 科
大 間	学びの成果を実感できる指導法の研究（3年次） ～単元全体を見通した学習課題の設定と学びの定着に向けた振り返りの充実～	全 教 科
東 通	主体的に学習に取り組む態度を育成するための学習指導の在り方（3年次） ～自己調整学習を通して～	全 教 科
風 間 浦	主体的に学習に取り組み、学びを深める生徒の育成（1年次） ～双方向のやりとりを生み出す指導の工夫～	全 教 科 全 領 域
佐 井	自らの考えを表現し合う生徒を育てる学習指導法の研究（2年次） ～豊かな表現活動を取り入れたつながりのある授業づくりを通して～	全 教 科 全 領 域
牛 滝	主体的に学習に取り組む態度を高める指導の研究（2年次） ～自らの学びを調整する指導の工夫を通して～	全 教 科 全 領 域

V 管内研究指定校及び事業依頼校

区 分	事 業 名	学 校 名	期 間
青森県教育委員会	健康教育実践研究支援事業	東通村立東通中学校	令和7年度 ～令和8年度
青森県教育委員会 (下北教育事務所)	[初小] 示範授業研修	むつ市立第二田名部小学校	令和8年度
	[初中] 示範授業研修	むつ市立田名部中学校	
	[初小] 特別活動研修	東通村立東通小学校	
	[初中] 特別活動研修	風間浦村立風間浦中学校	
	文部科学省委託事業「よりよい生き方を実践する力を育む道德教育の推進事業」兼 小・中学校道德教育研究協議会②	むつ市立第一田名部小学校 むつ市立むつ中学校	
	複式学級担任者研修会 (上北・三八地区との合同開催)	※参考 事業依頼校:上北地区 十和田市立四和小学校	
そ の 他	第48回青森県少年の主張大会 協力校	むつ市立大平中学校	令和8年度

VI 学校教育関係行事

No.	事業名	実施日	場所
1	[初全]赴任時研修	4月1日(水)午後	むつ来さまい館
2	管内小・中学校校長会議	4月9日(木)午後	むつ市中央公民館
3	SC活用連絡協議会①	4月15日(水)午後	むつ市中央公民館
4	初任者研修校長等連絡協議会①	4月16日(木)午後	むつ来さまい館
5	管内小・中学校教頭会議	4月24日(金)午後	むつ来さまい館
6	特別支援教育新担当教員実地研修会	6月10日(水)終日	むつ養護学校
7	[初小]示範授業研修	6月18日(木)終日	第二田名部小学校
8	複式学級担任者研修会	6月19日(金)午後	十和田市立四和小学校
9	小・中学校生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会	6月24日(水)終日	むつ来さまい館
10	[初中]示範授業研修	6月25日(木)終日	田名部中学校
11	小・中学校道徳教育研究協議会①	7月23日(木)午後	むつ来さまい館
12	青森県中学校教育課程研究集会(オンデマンド型)	7月下旬～8月下旬	各中学校
13	地区就学相談・教育相談会	7月28日(火)終日	第二田名部小学校
		8月4日(火)終日	大間小学校
14	小・中学校臨時講師等研修会	8月3日(月)午後	むつ来さまい館
15	[初全]一般授業研修Ⅰ	8月6日(木)終日	下北文化会館
16	特別支援教育巡回相談員情報交換会(ハイブリッド型)	8月18日(火)午後	むつ合同庁舎
17	SC・SSW地区連絡協議会①(ハイブリッド型)	8月19日(水)午後	むつ合同庁舎
18	初任者研修校長等連絡協議会②	8月20日(木)午後	むつ来さまい館
19	CS・地域学校協働活動研修会	9月8日(火)午後	むつ来さまい館
20	令和9年度青森県立高等学校入学者選抜要項説明会	9月9日(水)午後	むつ来さまい館
21	AOMORI 小・中学校外国語教育ワークショップ④	9月29日(火)午後	むつ来さまい館
22	[初中]特別活動研修	11月12日(木)終日	風間浦中学校
23	[初小]特別活動研修	11月19日(木)終日	東通小学校
24	文科省委託事業「よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業」兼 小・中学校道徳教育研究協議会②	11月26日(木)午後	第一田名部小学校 むつ中学校
25	教育課題連絡会議(オンデマンド型)	12月下旬～2月上旬	各小・中学校
26	管内行事調整会議(オンライン型)	1月6日(水)午後	各小・中学校
27	冬季学校体育実技講習会(スキー①)【下北、東青】	1月6日(水) ～1月7日(木)	リンクステーションヒルズ雲谷
28	SC・SSW地区連絡協議会②(ハイブリッド型)	1月14日(木)午後	むつ合同庁舎
29	初任者研修校長等連絡協議会③	1月21日(木)午後	むつ来さまい館
30	[初全]一般授業研修Ⅱ	1月28日(木)終日	むつ来さまい館
31	[初全]まとめ研修	2月10日(水)午後	むつ来さまい館
32	初任者研修次年度実施校事前説明会	3月24日(水)午後	むつ合同庁舎

Ⅶ スクールカウンセラー配置・派遣事業

1 事業の目的

市町村立小・中学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上を図るため、臨床心理に関して高度で専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置・派遣し、児童生徒の問題行動やいじめ、不登校などの諸問題を未然に防止又は解決するための支援並びに教育相談について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

2 スクールカウンセラーの職務

- (1) 児童生徒へのカウンセリング
- (2) カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助
- (3) 児童生徒へのカウンセリング等に関する情報収集・提供
- (4) その他児童生徒へのカウンセリング等に関し適当と認められるもの

3 計画的に派遣されるスクールカウンセラー

(1) 派遣

市町村教育委員会の申請に基づき、下北教育事務所が小学校又は中学校にスクールカウンセラーを派遣する。(A派遣：120時間、B派遣：72時間、C派遣：45時間)

(2) 派遣申請手続

市町村教育委員会は、下北教育事務所へスクールカウンセラー派遣申請書(別紙1-1)を提出する。

(3) 勤務状況報告 ※p53「スクールカウンセラー勤務状況報告書作成例」参照

ア 派遣校の校長は、各月の最後の勤務終了後、「勤務状況報告書(小・中学校定期派遣用)」(別紙3-1)を作成する。

イ 派遣校の校長は、作成した勤務状況報告書を速やかに所管する市町村教育委員会へ2部(1部原本、1部写し)提出する。

ウ 市町村教育委員会は、各派遣校から提出された勤務状況報告書を翌月3日までに下北教育事務所へ1部提出する。

4 緊急対応のためのスクールカウンセラー

(1) 派遣

市町村立小・中学校において、児童生徒に対して緊急にカウンセリングが必要な事案が生じた場合は、市町村教育委員会からの申請に基づき、県教育庁学校教育課がスクールカウンセラーを当該小・中学校へ派遣する。

(2) 派遣申請手続

小・中学校は、所管する市町村教育委員会に申請が必要な理由を連絡する。市町村教育委員会は、県教育委員会教育長あて「スクールカウンセラー緊急派遣申請書」(別紙1-2)を提出する。なお、申請については事前に下北教育事務所を通して県教育庁学校教育課に相談する。

(3) 勤務状況報告 ※p53「スクールカウンセラー勤務状況報告書作成例」参照

市町村立小・中学校の校長は、派遣されたスクールカウンセラーに係る「勤務状況報告書(緊急派遣用)」(別紙3-2)を作成し、派遣終了後(派遣期間が複数月に及ぶ場合は各月の最後の勤務が終了するごとに)、速やかに所管する市町村教育委員会教育長及び県教育庁学校教育課長並びに下北教育事務所長あて1部ずつ提出する。

5 弾力的運用について

同一市町村で同一スクールカウンセラーが配置されている学校間においては、小中連携型配置校でない場合でも弾力的運用を可能とする。その場合は、それぞれの学校長が連絡をとり、同意の下、時間を譲り受けて行う。

時間を譲り受けた学校は、勤務状況報告書(別紙3-1)の「定期派遣記入欄」に、時間を譲り渡した学校は、「時間を譲り渡した際の記入欄」に必要事項を記入する。

※p53「スクールカウンセラー勤務状況報告書作成例」参照

Ⅷ スクールソーシャルワーカー配置事業

1 事業の目的

公立小・中・高等・特別支援学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図るため、福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者等をスクールソーシャルワーカーとして配置し、学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチームワーク体制構築や、保護者・教職員の支援について、教職員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

2 スクールソーシャルワーカーの職務

- (1) 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- (2) 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
- (3) 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- (4) 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- (5) 教職員等への研修活動
- (6) 勤務状況及び相談状況の所属長への報告
- (7) その他所属長（各教育事務所長）が必要と認める職務

3 派遣申請手続

- (1) 市町村立小・中学校
所管する市町村教育委員会に派遣希望の旨を連絡する。
- (2) 市町村教育委員会
「スクールソーシャルワーカー派遣申請書」（様式1）を下北教育事務所に1部提出する。
※p54「スクールソーシャルワーカー派遣申請書作成例」参照

4 手続き及び対応の流れ

1 派遣申請

学校 → 市町村教育委員会 → 下北教育事務所
(様式1)

2 派遣日時の決定

下北教育事務所担当者が学校へ連絡し、派遣日時を調整の上、決定する。

3 スクールソーシャルワーカー派遣

スクールソーシャルワーカーが学校や関係保護者及び児童生徒等との面談を実施し、状況を把握する。

4 対応の協議・決定

学校がスクールソーシャルワーカーの報告を受け、今後の対応を協議する。

5 対応（例）

- ・関係機関との連携・調整を行う。
- ・ケース会議に参加し、決定したことに取り組む。
- ・関係者に必要な助言や情報交換等の支援を行う。
- ・教職員等への研修会で行為や助言を行う。
(関係機関との連携等)



児童生徒が抱える問題の解決へ

※別紙様式及び手続き等の詳細については、所管する市町村教育委員会までお問い合わせください。

Ⅸ 特別支援教育巡回相談員制度

1 制度の趣旨

本県の特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育巡回相談員（以下「巡回相談員」という。）を設置し、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、保育所（園）及び認定こども園（以下「小・中学校等」という。）に在籍する発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の学級担任等を専門的立場から支援するとともに、小・中学校等の校内支援体制の充実を図る。

2 巡回相談員の職務（「特別支援教育巡回相談員設置要綱」より）

- (1) 要請のあった小・中学校等を訪問し、学級担任等に対して、助言又は援助を行う。
- (2) 要請のあった小・中学校等を訪問し、学校全体の特別支援教育に関する体制について、助言又は援助を行う。
- (3) 特別支援教育について情報提供を行う。
- (4) 必要により専門家チームと帯同訪問を行い、連携・協力による支援を行う。
※児童生徒の実態及び学校のニーズに合った活用方法を検討する。

3 派遣要請について

- (1) 要請期間 原則として、5月下旬～1月下旬
(この期間以外の派遣や緊急の派遣については、下北教育事務所教育課長へ連絡し、相談する。)
- (2) 要請回数 原則として、1校につき年間2回程度
(成果や改善点を把握し、系統的・継続的な支援を行うため、2回は実施することが望ましい。)

(3) 相談内容（例）

- ア 児童生徒の障がい特性の理解、実態把握の仕方に関する助言
- イ 児童生徒の学習のつまずきへの支援に関する助言
- ウ 学級経営、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用に関する助言
- エ 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒への支援に関する助言
- オ 保護者との連携に関する助言

(4) 要請する際の留意点

- ア 巡回相談員が児童生徒の実態をより具体的に把握した上で助言できるよう、授業参観の時間を設定することを原則とする。
- イ 次の場合は相談内容に含まれないため、留意する。
 - ・児童生徒に対する直接の指導、検査等の実施
 - ・保護者との面談

巡回相談員から受けた助言内容は校内で共有し、校内支援体制の充実及び教員等の専門性の向上へとつなげていただきたいと思います。また、次年度への引き継ぎもお願いします。

(5) 手続き

時 期	対 象	手続きの内容	提出先
4月下旬 まで	管内全ての 小・中学校	◆「令和8年度特別支援教育巡回相談員派遣 希望調査」の提出 ※「令和8年度特別支援教育巡回相談員制 度の活用について（通知）」に添付され る〔別紙様式〕に入力	○下北教育事務所 担当指導主事の メールアドレス あて
5月中旬	下北教育 事務所	・派遣を要請した学校（以下「要請校」という。）及び関係市町村 教育委員会へ「令和8年度特別支援教育巡回相談員派遣一覧（通 知）」を電子メールにて送付する。 ・提出書類の提出先メールアドレスも、この通知で知らせる。	
訪問日の 3週間前 まで	要請校	◆「特別支援教育巡回相談員制度に係る様式」 の提出 【入力が必要な様式】 ・要請書（様式第1-1号①・②） ・フェイスシート（様式第1-2号） ・観察チェックシート（別紙）	○下北教育事務所 及び所管する市 町村教育委員会 メールアドレス あて
訪問日の 2週間前頃	下北教育 事務所	・要請校へ、派遣の決定通知を送付する。	
派遣の決定 通知が届き 次第	要請校 （相談者）	◆巡回相談員に対して電話で相談内容等の詳 細を連絡 ※派遣の決定通知が届き次第、速やかに（遅 くとも相談日の1週間前まで）連絡する。	※巡回相談員への 電話連絡
訪問終了後 3週間以内	要請校	◆「特別支援教育巡回相談員制度に係る様式」 の提出 【入力が必要な様式】 ・巡回相談員活用報告書（様式第3号）	○下北教育事務所 及び所管する市 町村教育委員会 メールアドレス あて

※「特別支援教育巡回相談員制度に係る様式」は、個人情報保護のため、パスワードを設定して
いる。パスワードは、管内小・中学校校長会議及び教頭会議で連絡する。

※各様式等の作成例については、「下北の教育」の下記ページを参照する。

p55 「特別支援教育巡回相談要請書（様式第1-1号①・②）」

p56 「特別支援教育巡回相談フェイスシート（様式第1-2号）」

p57～58 「観察チェックシート（別紙）」

p59 「特別支援教育巡回相談員活用報告書（様式第3号）」

(6) その他

ア 特別支援学級を初めて担当する教員が所属する学校は、夏季休業前までのなるべく早い時期
に訪問を受けられるように要請することが望ましい。（特別支援学級を初めて担当する教員は、
下北教育事務所の「特別支援教育新担当教員実地研修会」を受講する。また、青森県総合学校
教育センターの「特別支援教育新担当教員研修講座」を受講することが望ましい。）

イ 巡回相談員の旅費は、青森県教育委員会が負担する。

ウ 訪問当日は、下北教育事務所教育課員も同行し、相談が円滑に行われるよう支援する。当日の
同行者については、派遣の決定通知にて要請校及び巡回相談員に事前に連絡する。

X 学校教育に係る各種様式等の作成例

①随時訪問に係る派遣要請書

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

下北教育事務所長 殿

〇〇〇学校
校長 〇 〇 〇 〇
(公印省略)

随時訪問に係る派遣要請書

このことについて、下記のとおり要請いたします。

記

- 1 要請期日 令和〇年〇月〇日 (〇)
※各学校に配付される「令和8年度教育課月別動向予定」を参考に、主任指導主事と調整した期日を御記入ください。
- 2 要請指導主事 〇〇 〇〇指導主事
- 3 要請内容
 - (1) 授業等の概要【教科・領域名、学年、授業者など】
 - 例1 国語科、〇年〇組 授業者 〇〇 〇〇
 - 例2 不登校対策の講義・演習 (60分)
 - (2) 依頼内容【指導事項、質問内容など】
 - 例1 授業参観、全体協議における指導・助言 (20分)
 - 例2 参観日における保護者、教員への説明
 - (3) 日程の概略
 - 例 来校時刻 〇 : 〇〇
 - 授業参観 〇 : 〇〇 ~ 〇 : 〇〇 (〇年〇組教室)
 - 研究協議・助言 〇 : 〇〇 ~ 〇 : 〇〇 (会議室)
- 4 その他 ※連絡事項などありましたら御記入ください。

②学習指導案例

第○学年 ○○科学習指導案例（細案）

日 時 令和○年○月○日（○）○校時
対 象 ○年○組 ○名
指導者 ○○ ○○

1 単元（題材）名 「○○○○○○○○○○」（本時○／○）

2 単元（題材）について

（1）教材観

単元（題材）の学習内容をどのように捉えているのか、単元（題材）設定の理由を記述する。
・学習指導要領の目標や内容に基づいた教材の解釈と指導内容の具体
・学習内容の系統性（前後する学年の学習内容との関わり） など

（2）児童生徒観

単元（題材）に関する児童生徒の実態について記述する。
・本単元の学習に関連した観点から集団（学級、習熟度別等）の学習状況
・学習内容に関する既習経験、興味・関心及び思考傾向
・各種テスト、児童生徒アンケートの分析をした内容 など

（3）指導観

単元（題材）の学習内容について、児童生徒の実態を踏まえ、どのように指導するのかを記述する。
・単元全体における指導上の工夫
・予想される児童生徒のつまずきへの対策や能力及び適性などへの配慮
・本時における児童生徒の予想されるつまずきとその対策 など

3 単元（題材）指導計画

（1）単元（題材）の目標

・学習指導要領の目標や内容、学習指導要領解説等を踏まえて記述する。
・児童生徒の実態、前単元（題材）までの学習状況等を踏まえて記述する。

（2）単元（題材）の評価規準

単元（題材）の目標に応じて観点ごとに単元の評価規準を作成する。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<知識>……………している。	……………している。	……………しようとしている。
<技能>……………している。	各教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（国立教育政策研究所(R2)）を参考とする。	

(3) 指導と評価の計画

「指導と評価の計画」の基本的な様式は、各教科等において異なるため、作成する際は各教科等の「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」(R2 国立教育政策研究所)を参考とする。

時	ねらい・学習活動	評価規準 (評価方法)		
		知・技	思・判・表	態度
1				
2				
3				
4				

4 本時の指導

(1) ねらい

単元(題材)の目標から導いた本時のねらいであり、学習評価の観点を考慮しながら指導の意図を記述する。

(2) 学習過程

「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりのためには、問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫が重要になります。例えば、児童生徒にとって必然性のある課題を設定することや、児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をするなど、本時のねらいを達成するために、児童生徒がどのように活動し、どのような指導の手立てをとるのかを明らかにすることが大切です。※問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫については、p10「授業の充実 実践事項2(1)」を参照

段階	学習活動 (○主な発問・指示)	予想される児童生徒の反応	・指導上の留意点 ※評価
導入 ○分	学習課題		
展開 ○分	<p>学習過程には様々な項目や形式があるため、ここでは一般的なものを例示する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 段階…導入・展開・終末(整理)など展開の過程を区分して記述する。 ・ 学習活動…学習の流れが分かるように、学習課題、まとめ、学習形態などを記述する。その際、教師の発問や指示も併せて記述する。 ・ 予想される児童生徒の反応…学習の流れに沿って、予想される児童生徒の反応を具体的に記述する。 ・ 指導上の留意点…予想されるつまずき(評価規準に達しないことが予想される児童生徒)への手立てなど配慮事項を記述する。 ・ 評価…評価場面を設定し、評価の観点や評価方法などを記述する。 		

終 末 ○ 分			
------------------	--	--	--

(3) 評価

児童生徒の学習状況を把握する視点であり、本時のねらいがおおむね達成された児童生徒の姿について記述する。また、指導と評価の計画に沿って、1観点、多くて2観点到しぼって記述する。

- ・単元（題材）の評価規準との整合性に留意してください。
- ・「おおむね満足できる」状況（B）を具体的に想定し、授業で適切に見取り、授業改善に生かすようにしてください。

〈参考〉「おおむね満足できる」状況（B）の具体的な設定例
※「単元の評価規準」との関連に留意してください。

小学校第5学年国語 「読書に関する情報を読んで活用しよう」

（参考）単元の評価規準：文章の構成について理解している。【知識・技能】

本時の評価 新聞記事の「逆三角形の構成」について理解している。

（知識・技能 ワークシートから）

B：「見出し」「リード文」「本文」の構成を理解し、図に正しく書いている。

小学校第4学年算数 「変わりかた」

（参考）単元の評価規準：伴って変わる2つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、簡潔に、また一般的に表現したり、式の意味を読み取ったりしている。また、表や式を用いて変化や対応の特徴について考察している。【思考・判断・表現】

本時の評価 B：伴って変わる2つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴について考察して問題解決している。

（思考・判断・表現 適用問題から）

中学校第3学年保健体育 「G ダンス」

（参考）単元の評価規準：一人一人の違いに応じた表現や交流、発表の仕方などを大切にしようとしている。【主体的に学習に取り組む態度】

本時の評価 B：共生の意義を理解し、自己と他者の違いを受け入れようとしている。

（主体的に学習に取り組む態度 観察から）

(4) 板書計画

学習の過程と内容が分かるように構造化して示す。

第〇学年 〇〇科学習指導案例（略案）

計画訪問時の留意点

- ・体裁は、A4用紙1～2枚程度の横書きが望ましい。
- ・校内研修との関連がある授業は、それに関わる提案・工夫等を示すのが望ましい。
- ・児童生徒の実態について、簡潔に記述する。

日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇校時

対象 〇年〇組 〇名

指導者 〇〇 〇〇

1 単元（題材）名 「〇〇〇〇〇〇〇〇」（本時〇／〇）

2 単元（題材）について

学習指導要領の目標や内容に基づいて、単元（題材）指導計画における本時の位置付けを簡潔に記述する。また、本時の教材観・指導観を簡潔に記述する。

3 児童生徒について

予想される児童生徒のつまずきと、それに対する手立て、指導観を中心に記述する。

4 本時の指導

（1）ねらい

単元（題材）の目標から導いた本時のねらいであり、学習評価の観点を考慮しながら指導の意図を記述する。

（2）学習過程

「主体的・対話的で深い学び」の視点による授業づくりのためには、問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫が重要になります。例えば、児童生徒にとって必然性のある課題を設定することや、児童生徒に自身の考えをもたせる工夫をするなど、本時のねらいを達成するために、児童生徒がどのように活動し、どのような指導の手立てをとるのかを明らかにすることが大切です。
 ※問題解決的な学習を重視した指導方法の工夫については、p10「授業の充実 実践事項2（1）」を参照

段階	学習活動 (〇主な発問・指示)	予想される児童生徒の反応	・指導上の留意点 ※評価
導入 〇分	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 学習課題 </div>		
展開 〇分	学習過程には様々な項目や形式があるため、ここでは一般的なものを例示する。 ・ 段 階…導入・展開・終末（整理）など展開の過程を区分して記述する。 ・ 学 習 活 動…学習の流れが分かるように、学習課題、まとめ、学習形態などを記述する。 その際、教師の発問や指示も併せて記述する。 ・ 予想される児童生徒の反応…学習の流れに沿って、予想される児童生徒の反応を具体的に記述する。 ・ 指導上の留意点…予想されるつまずき（評価規準に達しないことが予想される児童生徒）への手立てなど配慮事項を記述する。 ・ 評 価…評価場面を設定し、評価の観点や評価方法などを記述する。		

終 末 ○ 分			
------------------	--	--	--

(3) 評価

児童生徒の学習状況を把握する視点であり、本時のねらいがおおむね達成された児童生徒の姿について記述する。また、指導と評価の計画に沿って、1観点、多くて2観点到しぼって記述する。

- ・単元（題材）の評価規準との整合性に留意してください。
- ・「おおむね満足できる」状況（B）を具体的に想定し、授業で適切に見取り、授業改善に生かすようにしてください。

〈参考〉「おおむね満足できる」状況（B）の具体的な設定例
※「単元の評価規準」との関連に留意してください。

小学校第5学年国語 「読書に関する情報を読んで活用しよう」

（参考）単元の評価規準：文章の構成について理解している。【知識・技能】

本時の評価 新聞記事の「逆三角形の構成」について理解している。

（知識・技能 ワークシートから）

B：「見出し」「リード文」「本文」の構成を理解し、図に正しく書いている。

小学校第4学年算数 「変わりかた」

（参考）単元の評価規準：伴って変わる2つの数量を見いだして、それらの関係に着目し、簡潔に、また一般的に表現したり、式の意味を読み取ったりしている。また、表や式を用いて変化や対応の特徴について考察している。【思考・判断・表現】

本時の評価 B：伴って変わる2つの数量の関係に着目し、表や式を用いて変化や対応の特徴について考察して問題解決している。

（思考・判断・表現 適用問題から）

中学校第3学年保健体育 「G ダンス」

（参考）単元の評価規準：一人一人の違いに応じた表現や交流、発表の仕方などを大切にしようとしている。【主体的に学習に取り組む態度】

本時の評価 B：共生の意義を理解し、自己と他者の違いを受け入れようとしている。

（主体的に学習に取り組む態度 観察から）

(4) 板書計画

学習の過程と内容が分かるように構造化して示す。

第○学年 道徳科学習指導案例（細案）

日 時 令和○年○月○日（○）○校時
 対 象 ○年○組○名
 指導者 ○○ ○○

1 主題名 「(例) まわりをよく見て考えるきまり」 【内容項目C 規則の尊重】

本時で取り扱う内容項目の中から、どのような道徳的価値をねらいとするのか端的に表したもの（原則として、自校の年間指導計画における主題名）を記述する。なお、関連する内容項目を併記する。

2 ねらいと教材

きまりの意義を理解し、みんなのことやまわりの状況を考えて、きまりを守ろうとする○○を育てる。

「雨のバスていりゅう所で」（小学道徳 生きる力4 日本文教出版）

道徳科の内容項目を基に、ねらいとする道徳的価値や道徳性の様相（道徳的判断力、心情、実践意欲と態度）を端的に表したものを記述する。また、授業において用いる教科用図書やその他の教材の題名を記述する。なお、その出典等を併記する。

3 主題設定の理由

(1) ねらいとする道徳的価値について（価値観）

ねらいや内容項目についての教師の捉え方、指導の意図を明確に記述する。

(2) 児童生徒について（児童生徒観）

本主題に関連する児童生徒の実態やこれまでの学習状況及び教師の願いを記述する。

(3) 教材について（教材観・指導観）

使用する教材の特質とそれを生かす具体的な活用方法や指導の手立て等を記述する。

4 学習指導過程

教師の指導と児童生徒の学習の手順を示すものである。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童生徒の学習活動と主な発問、予想される児童生徒の反応、指導上の留意点、評価の視点などを指導の流れに即して記述する。

学習指導過程は、教師の指導の意図や児童生徒の実態、教材の効果的な活用などに合わせて弾力的に扱うなどの工夫をします。

段階	学習活動と主な発問 (○発問 ◎中心発問)	予想される児童生徒の反応	指導上の留意点 ☆評価の視点
導入 ○分	本時の主題に関わる問題意識をもたせたり、教材の内容に興味や関心をもたせたりするようにする。		

展 開 ○ 分	児童生徒の実態と教材の特質を押さえた発問などをしながら進めていくようにする。
終 末 ○ 分	学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことを更に深く心にとどめたり、これからへの思いや課題について考えたりする活動などを取り入れるようにする。

5 学習状況（学びの姿）を見取る視点

児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子について、学習活動に着目した上で、何を、どのように見取るのかを記述する。

○道徳科の評価は、ねらいを達成できたかどうかを見取るものではないため、「～できたか」という表記はしない。「こんなふう考えていたか」「こんなふう考えようとしたか」のようにするのが適している。

○1単位時間の授業での学習状況（学びの姿）を蓄積し、大きくくりなまとまりを踏まえた評価や児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価につなげるものとする。

6 その他

他の教育活動などとの関連、教材分析、板書計画など、必要な事柄を記述する。

<参考> 「4 学習指導過程」における指導方法の工夫（例）

児童生徒が問題意識をもち、主体的に考え、話し合うことができるよう、ねらい、児童生徒の実態や発達の段階、教材や学習指導過程などに応じて最も適切な指導方法を選択し、指導の工夫をします。

教材の提示 読み物教材を提示する際、紙芝居の形で提示したり、劇のように提示したり、音声や音楽の効果を生かしたりする。その際、児童生徒の想像を膨らませ、思考を深めるために精選した情報の提示に留意する。

発問 教師の指導の意図に基づいたねらいに迫る中心発問と、中心発問を深めていくための問い返しや揺さぶりの発問を工夫する。その際、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問、多面的・多角的に考えたりする発問などを心掛ける。

話合い 考えを出し合う、まとめる、比較するなどの目的に応じて、効果的に話合いが行われるよう工夫する。

書く活動 必要な時間を確保し、考えを深めたり、整理したりできるようにする。また、ノートなどを活用することで、成長の記録としての活用や評価に生かすなどの工夫をする。

動作化や役割演技などの表現活動

特定の役割を与えて即興的に演技する役割演技の工夫、動きや言葉を模倣したり、せりふのまねをしたりして理解を深める動作化の工夫、音楽、所作、その場に応じた身のこなし、表情などで自分の考えを表現する工夫を試みる。

板書 思考の流れや順序を示すような順接的な板書だけでなく、対比的、構造的に示したり、中心部分を浮き立たせたりするなどの工夫をする。

説話 教師の体験談や願いなどを話すことにより、児童生徒がねらいの根底にある道徳的価値をより身近に、また主体的に考えられるようにする。

ICTの活用 道徳科の目標に示されている学習活動に着目し、より効果的に行われるための手段としてICTを活用する。

第〇学年 学級活動（１）指導案例（細案）

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校（中学校）特別活動」を参照し、「1 議題」「5 本時について」は、A案及びB案の二つの例を示します。

日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇校時
対象 〇年〇組 〇名
指導者 〇〇 〇〇

- 1 議題 A案「(例) がんばったね集会をしよう」 B案「(例) よりよい学級生活をつくろう」
学級活動（１）A案「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」
B案「ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決」

議題及び「学級活動（１）学級や学校における生活づくりへの参画」の内容を記述する。

【小学校及び中学校】

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや役割の自覚
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

2 議題について

（１）児童生徒の実態

児童生徒の学級生活や学級活動における実態などを記述する。

（２）議題選定の理由

議題が設定された背景や教師の指導観などを記述する。

3 評価規準

各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。議題ごとに設定するのではなく、内容のまとまりごとに評価できるように設定する。

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
例：～理解している。 ～身に付けている。	例：～見いだしている。 ～実践している。	例：～図ろうとしている。 ～取り組もうとしている。

4 指導と評価の計画

事前の指導・事後の指導を含む学習過程を工夫します。その際、児童生徒が見いだした課題について、意見の違いや多様な考えを認め合い、折り合いをつけ「合意形成」したことを実践し、振り返る活動を取り入れることが大切です。

過程	時間	児童生徒の活動	指導上の留意点	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉
事前の活動	「事前の活動」は、児童生徒の活動（アンケートやノート等の記入）や教師の事前準備等について記述する。			
	○月○日 () 休み時間	・提案ポストの議題案を確認し、選定する。 (計画委員会) ※1	・議題選びの視点を念頭において選定することを指導する。	○「がんばったね集会」への見通しをもち、意欲的に取り組もうとしている。 【主体的態度】 (学級会ノート) ○友達のがんばりを認め合うことができる集会の内容を学級会ノートに書いている。 【思考・判断・表現】 (観察・学級会ノート)
○月○日 () 帰りの会	・議題を決定する。 (学級全員)	・計画委員会で選定した議題案をもとに、学級全員で決定する。		
本時	○月○日 () ○校時	・話し合い活動	・他者と協働して取り組むことの大切さを理解し、合意形成の手順や活動の方法を身に付けるようにする。	○多様な意見のよさを生かして合意形成を図り、信頼し支え合って実践している。 【思考・判断・表現】 (発言・観察)
事後の活動	「事後の活動」は、児童生徒の活動や教師の支援について記述する。			
	○月○日 ()～ ○月○日 () 休み時間等	・係ごとに計画を立てて、協力して準備をする。 ・帰りの会などで係ごとに経過報告を行ったり、お知らせを伝えたりする。	・係は必ず複数名で担当し、全員で協力して活動できるようにする。 ・準備の進捗状況を途中で確認し活動意欲の継続化を図る。	○「がんばったね集会」のめあてを意識して、友達と協力して取り組んでいる。 【思考・判断・表現】 (学級会ノート)
	○月○日 () ○校時	・「がんばったね集会」を行う。	・集会のねらいを確認し、協力して実践できるようにする。 ・協力したり工夫して活動したりしている児童を称賛する。	
○月○日 () ○校時	・一連の活動を振り返る。	・自分の態度を振り返るとともにめあてに基づいた振り返りを行い、自分の役割を果たすことや友達のよかったところについても認められるように助言する。	○頑張ったね集会の成果と課題を振り返り、自他のがんばりに気付いたり、次の活動に生かそうとしたりしている。 【主体的態度】 (学級会ノート・観察)	
動	「目指す児童生徒の姿」には「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、事前の活動・本時・事後の活動の一連の活動について、評価規準を具体的に記述する。その際、事前の活動・本時・事後の活動の中に、全ての評価の観点を適切に設定する。			

※1 計画委員会
話し合いに必要な一連の活動計画を立て運営するための組織です。司会、黒板記録、ノート記録等で組織されます。学級活動(1)は、児童生徒の自発的・自治的な実践活動が大切であることから、計画委員会による活動が重要になります。
一般的には、司会と記録(黒板・ノート)を「司会グループ」、それに提案者と教師を加えて「計画委員会」を組織します。なお、「計画委員会」のほか、「学級活動委員会」「学級委員会」等として組織する場合があります。

5 本時について

A案 話し合いの順序を分かりやすく示した様式

(1) 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）

「内容のまとまりごととの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。

(例) 1年間の互いのがんばりを認め合う楽しい「がんばったね集会」にするために、集会の内容を考えることができるようにする。

(2) 本時の展開

主な活動内容	指導上の留意点	○目指す児童生徒の姿 【観点】 〈評価方法〉
<p>主な活動内容 本時の活動の流れが分かるように記述する。</p> <p>指導上の留意点 話し合い活動に沿って、指導・支援の意図、指導方法の工夫等について留意すべきことを具体的に記述する。 「～する児童生徒に対しては、～について～することで～できるようにする」等、児童生徒一人一人に応じた具体的な指導・支援が分かるように記述する。</p> <p>目指す児童生徒の姿 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）と整合した評価規準を具体的に記述する。「十分満足できる活動の状況」について、抽象的な文言ではなく、具体的に記述する。また、評価の場面は1、2箇所に絞る。</p>		
<p>1 はじめの言葉</p> <p>2 計画委員の自己紹介</p> <p>3 議題の確認</p> <p>4 提案理由や話し合いのめあての確認</p> <p>5 決まっていることの確認</p> <p>6 話し合い 話し合うこと① 「何をするか。」</p> <p>話し合うこと② 「がんばりを認め合う工夫はどうするか。」</p> <p>話し合うこと③ 「どんな係が必要か。」</p> <p>7 決まったことの発表</p> <p>8 話し合いの振り返り</p> <p>9 先生からの話</p> <p>10 おわりの言葉</p>	<p>・めあてをもって自分の役割に臨めるようにする。</p> <p>・提案者の思いや願いを全員が理解し、学級全員の問題であることを確認する。</p> <p>話し合いのめあて 「がんばったことを振り返ることができる集会の内容と工夫を考えよう。」 ・決まっていることを確認する。 ① 日時…○月○日○時間目 ② 場所…教室 ③ ゲームで1つ、それ以外で1つ</p> <p>・司会が進行に困った時は方向性を示唆し、児童生徒の合意形成を方向付けるような助言はしない。</p> <p>・自治的活動の範囲を超えそうな場合は、適切に助言する。</p> <p>・必要に応じて、自分の意見に固執せず、納得したうえで考えを変えるなど、折り合いをつけて合意形成を図ることの大切さについて助言する。</p> <p>・これまでの集会の経験をもとに必要な係については事前に短冊を用意しておき、今回新たに必要な係について話し合う。</p> <p>・よかった点や課題について自己評価し、友達のよかった点などについて相互評価できるように助言する。</p> <p>・先生からの話（終末の助言）では、「①前回の話し合いと比べてよかった点、合意形成したことへの価値付けや称賛、②今後の課題、③計画委員へのねぎらい、④今後の見通しや実践に向けての意欲付け等」について簡潔に述べる。</p> <p>・提案理由を意識した発言や建設的な発言、意欲的に参加していた児童を称賛する。</p> <p>・実践への見通しをもち、意欲が高まるように言葉掛けを行う。</p>	<p>○これまでの集会活動の経験を生かしたり、友達の意見のよさを生かしたりして、「がんばったね集会」の内容や工夫について考えている。</p> <p>○みんなががんばったことを認め合う内容はどれがよいか根拠を明確にしながら発言したり、友達の意見と比べて聞いたりしている。</p> <p>【思考・判断・表現】 〈発言・観察〉</p>

B案 話し合いの流れを児童生徒主体で段階ごとに示した様式

(1) 本時のねらい (目指す児童生徒の姿)

「内容のまとめりごとの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。

- (例) ・互いの意見や可能性を生かし合った話し合い活動の仕方を身に付けている。
 ・異なる意見から共通点を見だし合意形成に向け (個人として) 取り組んでいる。

(2) 本時の展開

段階	児童生徒の活動	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉 ※指導上の留意点
導入 ○分	<p>児童生徒の活動 本時の活動の流れが分かるよう、児童生徒の立場で具体的に記述する。活動の具体、指導上の留意点、目指す児童生徒の姿の記入についてはA案を参照する。</p>	
展開 ○分	<p>1 ワークシート「よりよい学級生活をつくろう」を活用して自分が宿題で考えてきた学級目標を確認する。</p> <p>2 「よりよい学級生活をつくろう」を活用してグループで意見を出し合い、まとめる。 ・自分が考えた学級目標を発表する。 ・発表している人の考えを聞き、ポイントをメモする。 ・グループとしての学級目標案を考える。</p> <p>3 全員で学級目標を決める。 ・各班で決めた学級目標案を発表する。 ・「よりよい学級生活をつくろう」を活用して、発表している人の考えを聞き、ポイントをメモする。 ・学級委員が調整役を果たしながら合意形成に向けて練り合う。</p> <p>・折り合いを付け、学級目標を全員で合意形成する。 ・合意形成した学級目標を確認する。</p>	<p>○互いの意見や可能性を生かし合った話し合い活動の仕方を身に付けている。 【知識・技能】 〈ワークシート〉</p> <p>○異なる意見から共通点を見だし合意形成に向け (個人として) 取り組んでいる。 【思考・判断・表現】 〈ワークシート、観察〉</p>
終末 ○分	<p>4 実践に向けて ・担任からの合意形成した過程や全員で決めた学級目標に対する思いを聞く。</p> <p>5 学級目標を実現するために (予告) 「次の活動は、学級目標を踏まえて個人の1学期の目標を決めてもらいます。」 (担任) ・自己評価表を切り離し、担任に提出する。</p>	<p>※児童生徒の思いを大切にしながら、学校・学級として育てたい資質・能力についてもコメントする。</p>

6 板書計画

第〇学年 学級活動（２）指導案例（細案）

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 小学校特別活動」を参照し、学級活動（２）の例を示します。

日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇校時
対象 〇年〇組 〇名
指導者 〇〇 〇〇

1 題材（２）「（例）見直そう ゲームの時間」 学級活動（２）「ア 基本的な生活習慣の形成」

題材及び「学級活動（２）日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」の内容を記述する。

- 【小学校】
- ア 基本的な生活習慣の形成
 - イ よりよい人間関係の形成
 - ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成
 - エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成
- 【中学校】
- ア 日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全
 - イ 男女相互の理解と協力
 - ウ 思春期の不安や悩みの解決、性的な発達への対応
 - エ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
 - オ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

2 題材について

（１）児童生徒の実態

児童生徒の学級生活や学級活動における実態などを記述する。

（２）題材選定の理由

題材が設定された背景や教師の指導観などを記述する。

3 評価規準

各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。題材ごとに設定するのではなく、内容のまとまりごとに評価できるように設定する。

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
例：～理解している。 ～身に付けている。	例：～見いだしている。 ～実践している。	例：～図ろうとしている。 ～取り組もうとしている。

4 指導と評価の計画

事前の指導、事後の指導を含む学習過程を工夫します。その際、日常生活における問題の原因や対処の方法についての話合いを生かして、自己の課題の解決方法等を「意思決定」し、決めたことに粘り強く、自主的、実践的に取り組めるようにすることが大切です。

過程	時間	児童生徒の活動	指導上の留意点	○目指す児童生徒の姿 【観点】〈評価方法〉
事前の指導	「事前の指導」は、児童生徒の活動（アンケートやノート等の記入）や教師の事前準備等について記述する。			
	○月○日 () 帰りの会	・アンケートに記入する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲームに費やす時間やゲームのやりすぎで困った経験などを調査し、表やグラフにまとめる。 ・これまでの生活を振り返る時間を設け、課題への意識を高められるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ゲームに関する自己の生活を進んで振り返ろうとしている。 <p>【主体的態度】 〈アンケート〉</p>
本時	○月○日 () 学級活動	・アンケートの結果からゲームのやり過ぎによる問題点を考え、改善するために話合ったことを参考にして、ゲームの約束についての個人目標を決める。	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の経験を想起したり、友人達の工夫を聞いたりして、具体的な方法を考えられるようにする。 ・話合いの結果を参考に、自分の課題に合った具体的な目標になるように助言する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○どうしたらゲームのやり過ぎを改善できるのかを考えている。 ○自分の課題にあった具体的な目標を決めている。 <p>【思考・判断・表現】 〈観察〉</p> <p>【思考・判断・表現】 〈めあてカード〉</p>
事後の指導	「事後の指導」は、児童生徒の活動や教師の支援について記述する。			
	○月中 帰りの会	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の立てた目標や取組について振り返る。 ・友達同士で取組を確認し合う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事後に振り返る機会を設定し、実践化に向けて継続した取組になるように助言する。 ・帰りの会などを利用して、友達同士で取組を確認し合う場を設け、お互いのがんばりを励まし合うことにより、実践の継続を図るようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○今後の生活におけるゲームの使い方への見通しをもち、自己の課題を改善しようとしている。 <p>【主体的態度】 〈めあてカード〉</p>
「目指す児童生徒の姿」には、「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、事前の指導・本時・事後の指導の一連の活動について、評価規準を具体的に記述する。その際、事前の指導・本時・事後の指導の中で、全ての評価の観点を適切に設定する。				

5 本時について

(1) 本時のねらい（目指す児童生徒の姿）

「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。

自他との関わりの中で、個人の課題を踏まえ、どのような意思決定ができるようにしたいのかなど指導のねらいを端的に書く。

(例) ゲームに集中しすぎてしまうことが学校生活に影響を与えることを知り、けじめをつけて利用することができるようにする。

(2) 本時の展開

段階	児童生徒の活動	指導上の留意点 ※資料等		○目指す児童生徒の姿 【観点】 〈評価方法〉
		T 1 (学級担任)	T 2 (養護教諭)	
導入 ○分	<p>児童生徒の活動 児童生徒の活動の流れが分かるよう、具体的に記述する。例えば、問題を把握したり、原因を考えたりする活動や、解決方法の工夫や個別の意思決定の場面等を、学習過程に位置付けて記述する。</p> <p>指導上の留意点 児童生徒の活動に沿って、指導・支援の意図、指導方法の工夫等について留意すべきことを具体的に記述する。 「～する児童生徒に対しては、～について～することで～できるようにする」等、児童生徒一人一人に応じた手立てを具体的な指導・支援が分かるように記述する。 児童生徒の活動と教師の指導・支援との関わりを対応させて書く。</p> <p>目指す児童生徒の姿 本時のねらい(目指す児童生徒の姿)と整合した評価規準を具体的に記述する。「十分満足できる活動の状況」について、抽象的な文言ではなく具体的に記述する。また、評価の場面は1、2箇所に絞る。</p>			
つかむ	<p>1 事前のアンケートを見て気付いたことを話し合う。</p> <p>2 ゲームのやり過ぎによる問題点を考える。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ゲームに関する学級全体の課題を確認し、課題解決への必要感を高める。 	<ul style="list-style-type: none"> スライドでアンケート結果を表示する。 ※集計結果 	
さぐる 展開 ○分	<p>3 ゲームをやめられない原因を考える。</p> <p>4 ゲームのやり過ぎによる体への影響を知る。</p> <p>5 ゲームのやり過ぎを改善する方法について話し合う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自分の意志の弱さでやめられない以外にも、ゲームには、集中させる仕組みがあることを知る。 ルールを守ってゲームを利用することの大切さを説明する。 やり過ぎないようにするにはどのようにすればよいか、自分の経験を想起したり、友達の工夫を聞いたりして、具体的な方法を考えられるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 視力の低下や睡眠不足が学力にも影響することなどを説明する。 ※体への影響に関する掲示資料 	<p>○どうしたらゲームのやり過ぎを改善できるのかを考えている。 【思考・判断・表現】 (観察)</p>
見つける				
終末 ○分	<p>6 話し合ったことを参考にしてこれからの生活におけるゲームの約束について、個人目標(内容や方法など)を決める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 話合いの結果を参考に、自分の課題に合った具体的な目標になるよう、助言する。 数名に発表してもらい、目標の修正や実践の参考にできるようにする。 	<ul style="list-style-type: none"> 机間指導を行い必要に応じて具体性のある目標が立てられるよう助言する。 ※学習カード 	<p>○自分の課題に合った具体的な目標を決めている。 【思考・判断・表現】 (めあてカード)</p>
決める				

6 板書計画

第〇学年 学級活動（３）指導案例（細案）

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料 中学校特別活動」を参照し、学級活動（３）の例を示します。

日時 令和〇年〇月〇日（〇） 〇校時
対象 〇年〇組 〇名
指導者 〇〇 〇〇

1 題材（３）「（例）体験活動を学校生活につなごう」

学級活動（３）「イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成」

題材及び「学級活動（３）一人一人のキャリア形成と自己実現」の内容を記述する。

【小学校】 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成

イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解

ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館の活用

【中学校】 ア 社会生活、職業生活との接続を踏まえた主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

ウ 主体的な進路の選択と将来設計

2 題材について

（１）児童生徒の実態

児童生徒の学級生活や学級活動における実態などを記述する。

（２）題材選定の理由

題材が設定された背景や教師の指導観などを記述する。

3 評価規準

各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。題材ごとに設定するのではなく、内容のまとまりごとに評価できるように設定する。

よりよい生活を築くための 知識・技能	集団や社会の形成者としての 思考・判断・表現	主体的に生活や人間関係を よりよくしようとする態度
例：～理解している。 ～身に付けている。	例：～見いだしている。 ～実践している。	例：～図ろうとしている。 ～取り組もうとしている。

4 指導と評価の計画

事前、事後の活動を含む学習過程を工夫します。その際、日常生活における問題の原因や対処の方法についての話し合いを生かして、自己の課題の解決方法等を「意思決定」し、決めたことに粘り強く、自主的、実践的に取り組めるようにすることが大切です。

時間	ねらい・学習活動	○目指す児童生徒の姿		
		知識・技能	思考・判断・表現	自主的態度
学校行事 始業式後	「一年後のゴールを設定しよう」 ○ねらい ・学校教育目標（キャリア教育目標）、学年目標から自分のこの1年間の目標を設定する。 ○活動 ・「キャリア・パスポート」に1年間の目標を記入する。	学校や学年教育目標を踏まえ、個人目標の設定方法を身に付けている。	1年間でなりたい自分を表現している。	自主的に「キャリア・パスポート」を活用して自己の学びを見通し、振り返ろうとしている。
学級活動	「4ヶ月後のゴールを設定しよう」 ○ねらい ・前回立てた1年間の目標から、1学期の目標を設定する。 ○個人での活動 ・キャリア・パスポートに1学期の目標を記入する。 ・1学期の目標を掲示する。	自分の1年間の目標を踏まえ、1学期の個人目標の設定方法を身に付けている。	自分の1学期の目標を表現している。	1学期の目標と職場体験を関連付けようとしている。
学校行事	「自分を知ろう」 ○ねらい ・職業適性検査を通して自分の特性を知る。 ○活動 ・職業適性検査を受ける。 ・職業と適正の関係を知る。	検査の結果を参考に、自分の適性や興味を理解している。		自分の適性や興味から職場体験活動への見通しをもとうとしている。
学校行事	「体験先の職場を選択しよう」 ○ねらい ・根拠をもって体験する職場を選択する。 ○活動 ・自分の適性や興味を確認する。 ・働く意義を確認する。	働く意義や自分が社会で果たしたい役割を理解している。	働く意義や自分が社会で果たすべき役割について考え、中学校における職場体験活動で何を学びたいのかを、根拠をもって説明している。	
本時	「体験活動を学校生活につなごう」 ○ねらい ・職場体験活動で学んだことをまとめ、今後の学校生活に生かす。 ○活動 ・職場体験レポートをまとめ、担当教員よりコメントをもらう。		職場体験活動で学んだことを自己と関わらせながら「キャリア・パスポート」に表現している。	担任からの助言や友人の声を参考に、職場体験活動の経験を学校生活に生かそうとしている。
学級活動	「1学期を振り返ろう」 ○ねらい ・職場体験活動を含め、1学期の活動を振り返る。 ○活動（個人） ・1学期の活動についてまとめ、2学期の目標を考える。		職場体験活動を含めた1学期を振り返り、表現している。	1学期を振り返ることにより、2学期への見通しをもとうとしている。
<p>「目指す児童生徒の姿」には、「内容のまとめりごとの評価規準」に即して、事前・本時・事後の一連の活動について、評価規準を具体的に記述する。その際、事前・本時・事後の活動の中で、全ての評価の観点を適切に設定する。</p>				

※「4 指導と評価の計画」は、学級活動（2）の型でもよい。

5 本時について

(1) 本時のねらい (目指す児童生徒の姿)

「内容のまとまりごとの評価規準」に即して、本時で目指す児童生徒の姿を具体的に示す。各学校で定めた評価の観点に基づき設定する。
 自他との関わりの中で、個人の課題を踏まえ、どのような意思決定ができるようにしたいのかなど指導のねらいを端的に書く。

- (例) ・職場体験活動で学んだことを「キャリア・パスポート」に表現している。
 ・担任からの助言や友人の声を参考に、職場体験活動の経験を学校生活に生かそうとしている。

(2) 本時の展開

段階	児童生徒の活動	○目指す児童生徒の姿 【観点】 (評価方法) ※指導上の留意点
導入 ○分	<p style="text-align: center;">児童生徒の活動、目指す児童生徒の姿、指導上の留意点の記入については学級活動(2)を参照する。</p> <p>つかむ</p> <p>1 職場体験活動を振り返ろう ・職場体験活動のしおりや「キャリア・パスポート」を読み返す。</p>	
展開 ○分	<p>職場体験活動を学校生活につなげよう。</p> <p>さぐる</p> <p>2 個人の活動 ・適性検査を基にした職場体験活動のねらいと、実際の職場体験活動の取組は合っていたかを振り返る。</p> <p>3 グループでの話し合い活動 ・実際の職場体験活動中に学んだこと、職場の方とのやりとりを振り返る。</p> <p>4 個人の活動 ・職場体験活動の感想をまとめる。</p> <p>見つける</p> <p>5 個人の活動 ・職場体験活動で学んだことが、今後の学校生活のどんな場面で生かせるかを考える。</p> <p>6 グループでの話し合い活動 ・応援シートを使いながら、職場体験活動で学んだことが、今後の学校生活のどんな場面で生かせるかを考える。</p> <p>決める</p> <p>7 個人の活動 ・担任のコメントや応援シートを参考に、これからの学校生活で伸ばしたい力を意思決定し、記録する。</p>	<p>※「キャリア・パスポート」を見直す。</p> <p>※「キャリア・パスポート」に記入する。 ○職場体験活動で学んだこと整理している。 【思考・判断・表現】 「キャリア・パスポート」 ※担任は机間指導しながら、自己理解、社会マナーやルール、進路決定や将来設計、役割等の視点からコメントする。</p> <p>※応援シートを使い、互いのよさやがんばりを相互評価する。</p> <p>○担任からの助言や友人の声を参考に、職場体験活動の経験を学校生活に生かそうとしている。 【主体的態度】 〈「キャリア・パスポート」・観察〉 ※「キャリア・パスポート」に記入する。</p>
終末 ○分	<p>8 振り返り ・体験活動と学校生活のつながりと「キャリア・パスポート」を作成することの意義を確認する。</p>	<p>※具体的な場面(学校行事や進路選択)を挙げ、児童生徒がイメージしやすいようにする。</p>

6 板書計画

③校内研修計画

校内研修計画は以下の点に留意して作成します。

- (1) 学校の教育課題を明確にし、校長の方針の下、課題解決のために全教職員で取り組むことを共通理解する。
- (2) 学校の教育課題や教育目標、校長の学校経営方針と関連付けて、研究のねらいや児童生徒に身に付けさせたい資質・能力、目指す児童生徒像等を明確にし、具体的な方策を明記する。
- (3) PDCAサイクルに基づく校内研修になるよう、成果と課題を明確にする。

令和〇年度 校内研修計画（例）

〇〇〇立〇〇〇学校

1 研究主題

学校の教育課題、目指す児童生徒像を受けて、研究の目的（身に付けさせたい資質・能力、目指す児童生徒像等）を達成（育成）するための方法などを記述する。

例) 〇〇〇のための〇〇〇の工夫 (研究) (〇年次)

目的 方法

※副題を設定する場合は研究主題に「目的」、副題に「方法」などを記述することが望ましい。

- ・ 活用する力を育成するための学習指導方法の工夫 (3年次)

2 教科・領域

研究する教科・領域を記述する。

- 例) ・教科だけの場合 → 「全教科」「算数」「国語、算数」 など
 ・教科と領域を含む場合 → 「全教科、全領域」「生活、総合的な学習の時間」 など
 ・領域だけの場合 → 「全領域」「総合的な学習の時間、特別活動」 など

3 主題設定の理由

研究の指針、昨年度までの研究の成果や課題、児童生徒の実態、目指す児童生徒像との関連、研究主題に迫るための手立てなどを記述する。

例)

【研究の指針】

- ・学習指導要領
- ・文部科学省の方針
- ・青森県教育委員会の方針 など

「 」は文末例

「…が大切である。」
 「…が求められている。」

【昨年度までの研究の成果や課題】

- ・児童生徒の変容、現状、問題点 など

「…という成果が見られた。」
 「…が十分でなかった。」

【児童生徒の実態】

- ・各種調査等客観的なデータ
- ・調査結果の分析 など

「…という実態である。」
 「…という結果が明らかになった。」

【目指す児童生徒像との関連】

- ・学校の教育課題、教育目標
- ・児童生徒に身に付けさせたい資質・能力
- ・校長の学校経営方針 など

「…という課題が挙げられた。」
 「…する力を身に付けさせたい。」
 「…という学校経営方針を基に、…とした。」

【研究主題に迫るための手立て】

- ・具体的な解決方法(研究内容、検証方法)、調査方法、方向性 など

「そこで、…ではないかと考える。」

【主題設定の理由の結論付け】

- ・上記の設定理由のまとめ

「…の考えから、…を主題として設定した。」

4 研究目標

研究の方向性やゴールを示すものとして、研究における手立てや身に付けさせたい資質・能力等を明確に記述する。

例) ○○○において、○○○のために、○○○が有効であることを実践から明らかにする。

場、内容 目的 方法

- ・ ○○○科において、活用する力を育てるために、既習を生かして問題解決する場面の工夫や習得と活用の場面を明確にした単元構成の工夫が有効であることを実践から明らかにする。

5 研究仮説

校内研究の見通しや予測にあたるものとして、研究の手立て、身に付けさせたい資質・能力、児童生徒の変容の姿等を明確に記述する。

例) ○○○において、○○○することによって、○○○のような変容の姿が見られ、○○○になるであろう。

場、内容 方法 目的

- ・ ○○○科において、既習を生かして問題解決する場面を工夫することによって、習得した知識及び技能を生かして考え、自分の言葉で互いに伝え合う姿が見られ、活用する力を育てることができるようになるであろう。
- ・ ○○○科において、習得と活用の場面を明確にした単元の指導計画を工夫することによって、教師による適切な評価、支援ができるようになり、活用する力が育成されるだろう。

6 研究内容

目指す児童生徒像、研究主題、研究目標、研究仮説を踏まえて、具体的な取組を記述する。

例) ○○○における、○○○の工夫

方法・場 具体的な取組

- ・ 日常の授業における、既習の知識及び技能を生かして問題解決する場面の工夫
- ・ 単元において、知識及び技能を習得する場面と既習を生かして活用する場面を明確にした単元の指導計画の工夫

研究主題、研究目標、研究仮説、研究内容の整合性を図ることが大切です。

7 研究方法

主たる研究の方法を記述する。

- 例)
- ・ 提案授業及び研究協議を通して仮説の検証を行う。
 - ・ 学年（ブロック、教科）ごとに研究計画を立て、授業実践を行う。
 - ・ 授業実践に基づく成果と課題を学期ごとに明らかにする。

学校の教育課題解決のために全教職員で取り組むことができるような研究方法を設定します。

8 検証方法

具体的な検証の仕方を記述する。

- 例)
- ・ 各種調査結果を分析し、変容を把握する。
 - ・ 児童生徒の振り返りから変容を評価する。
 - ・ 児童生徒への学習アンケートを学期（前期・後期）末に行い、変容を把握する。

児童生徒に身に付けさせたい資質・能力を振り返る視点とするなど、検証方法を明確に設定し、校内研修の成果と課題を明らかにします。

9 年間計画等

PDCAサイクルに基づき、実施時期や役割分担などを決定し、記述する。

分掌間で連携して計画的・実践的な計画を立て、全教職員で共通理解を図って取り組みます。また、計画の中に一般研修の内容を併せて記載し、研修の全体像が見えるようにすることもあります。

⑤スクールソーシャルワーカー派遣申請書

(様式1)

〇〇〇第 号
令和 年 月 日

下北教育事務所長 殿

〇〇〇教育委員会教育長
(公 印 省 略)

スクールソーシャルワーカー派遣申請書

下記のとおり、スクールソーシャルワーカーの派遣を受けたいので、申請します

記

1 派遣日時
令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分

2 派遣校
〇〇立〇〇〇学校
電話番号 〇〇〇〇—〇〇—〇〇〇〇
担当職・氏名 〇〇〇 ・ 〇〇 〇〇

3 申請理由

申請理由記入欄には、申請する概要や対象となる児童生徒数、家庭数等を記入する。

4 派遣内容

- ア 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ
- イ 関係機関等とのネットワーク構築、連携、連絡調整
- ウ 学校内におけるチーム体制の構築、支援
- エ 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- オ 教職員への研修活動
- カ その他 ()

※該当する記号を○で囲み、必要事項を記入してください。

⑥「特別支援教育巡回相談制度」に係る各様式

特別支援教育巡回相談要請書(様式第1-1号)

(様式第1-1号①)

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

下北教育事務所長 殿

下北市立下北第一小学校
校長 釜 臥 太 郎
(公印省略)

特別支援教育巡回相談員の派遣要請について

このことについて、下記のとおり要請します。

記

1 期日 令和〇年〇月〇日 (金)

複数の児童生徒対象とできるのは、同一学級在籍時のみとする。

2 対象児童生徒

(在籍学級) (障がい種) (学年) (性別)

(1)	特別支援学級	自	4学年	男
(2)				

対象児童生徒数や相談内容に応じて十分な話合いの時間を確保する。

3 日程

教科等名を記入する。

(1)	13:45	～	13:55	日程等の確認
(2)	14:00	～	14:45	授業参観 (教科等:算数)
(3)	15:00	～	16:00	担任及び特別支援教育コーディネーターとの話合い
(4)	16:00	～	16:20	校長への報告
(5)				

4 巡回相談員所属校 〇〇〇立〇〇学校
職 氏名 教諭 〇〇 〇〇

巡回相談員から助言内容について報告を受けるための時間を設定する。校長が不在の場合は教頭が報告を受ける。

5 相談内容

- ・ 児童の学習のつまずきへの支援に関する助言 (算数の学習を中心に)

「下北の教育」p31の「3 (3) 相談内容(例)」を参考に、助言を受けたい内容を大まかに記入する。詳細については、「観察チェックシート」に記入する。なお、1回の訪問につき、特に困り感のある内容について1～2個に絞ることが望ましい。

6 校内支援体制の概要

- ・ 校内委員会において、個別の指導計画等を活用しながら指導の工夫について共通理解を図っている。

(様式第1-1号②)

教育委員会名以外は、様式第1-1号①に記入した内容が自動入力される。

文 書 番 号
令和〇年〇月〇日

〇〇〇教育委員会教育長 殿

下北市立下北第一小学校
校長 釜 臥 太 郎
(公印省略)

所管する市町村教育委員会名を記入する。

特別支援教育巡回相談員の派遣要請について

このことについて、下記のとおり要請しましたので報告します。

特別支援教育巡回相談フェイスシート(様式第1-2号)

※対象児童生徒1名につき1枚作成する。

障害種		年齢段階	支援内容	合理的配慮の観点	学級担任等、相談者氏名を記入する。
視覚障害	乳児期	子どもの学習のつまずきに関する支援	①-1-1	学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	学級担任等、相談者氏名を記入する。 海峽 花子
聴覚障害	幼児期	子どもの行動上の問題に関する支援	①-2-1	学習内容の変更・調整	
盲ろう	小学校期	子どもの美態把握に関する支援	①-2-1	情緒・コミュニケーション及び教材の配慮	
肢体不自由	中学校期	子どもの進路や就労に関する支援	①-2-2	学習機会や体験の確保	
病弱・身体虚弱	高校期	子どもの心理面に関する支援	①-2-3	心理面・健康面の配慮	
言語障害	大学・成人期	学校システム・学級経営等に関する支援	②-1	専門性のある指導体制の整備	
情緒障害				理解啓発を図るための配慮	
知的障害		教材・教育支援機器に関する支援	②-3	災害時等の支援体制の整備	
知的障害を伴う自閉症		医療・福祉等、他機関との連携に関する支援	③-1	校内環境のバリアフリー化	
高機能自閉症 アスペルガー症候群		保護者との連携に関する支援	③-2	発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮	
ADHD		その他()	③-3	災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮	
LD					
重複障害					
その他					

各項目(障がい種、年齢段階、支援内容、合理的配慮の観点)の当てはまる箇所に○を付ける。

対象児童生徒の実態及び相談内容(助言を受けたい内容)等についての詳細は、別紙「観察チェックシート」に記入していただくため、ここへの記入は不要とする。

【備考】
※児童生徒の実態及び相談内容の詳細については、別紙「観察チェックシート」に御記入ください。

【その他】
※「観察チェックシート」に記載した内容以外で必要な伝達事項があれば御記入ください。

特筆する伝達事項があれば、記載する。ない場合は、空欄のままよい。

特別支援教育巡回相談「観察チェックシート」

※児童生徒1名につき1枚作成する。

別紙

※訪問日3週間前までに、「特別支援教育巡回相談員制度に係る様式」と併せて提出

「観察チェックシート」

本シートは、相談者の方に記入していただくものです。御協力お願いいたします。

1 作成の手順

- ①要請書に記載した「相談内容」の詳細について、文章で記入します。
※個人名（児童生徒氏名、教員氏名等）は記載しないよう御留意ください。
- ②児童生徒の実態について、各項目の当てはまる項目又はそれに近い項目にチェックを付けます。
※「□」をクリックすると、「✓」が表記されます。解除したいときは、もう一度クリックします。

2 本シートの活用

- ・相談者から巡回相談員に電話連絡をする際、本シートを手元に御用意いただき、「相談内容」に関連する項目を中心に、できるだけ詳しく巡回相談員にお伝えください。
- ・巡回相談員から「○番の項目について様子はどうですか？」などと質問がある場合もあります。

【相談内容】 2 (1) の児童

- ・児童のつまづきへの支援に関する助言（算数の学習を中心に）

要請書の「5 相談内容」の記載に合わせる。

①児童生徒の実態

- ・文字の読み書きや読むことについては、基本的なことはできるが、やや時間はかかる。
- ・算数の学習に苦手さがあり、計算は2年生レベルである。九九は時々間違えるが、ほぼ覚えている。2桁になると、四則計算に間違いが多くなり、特に繰り下がりのある引き算や割り算が苦手。
- ・学習したことがなかなか積み重ならず、本人の学習意欲が徐々に下がってきている。
- ・友達との関係は良好である。しかし、自分から話しかけることはあまりなく、会話は少ない。

②現在行っている支援内容

- ・具体物を使った学習活動の実施。
- ・授業の初めに体を動かし、集中力が続く10分程度を目安に短く一つ一つの活動を区切っている。

相談内容に関わることについて①～③に詳細を記入する。

③助言を受けたい内容の詳細（特に困り感のあることを中心に）

- ・現在小4だが、現在の当該学年の内容の学習では理解が困難なものが増えてきている。現在の指導についてさらに改善できる点について助言していただきたい。
- ・今後、さらに学習内容が難解になっていくが、本人の学習意欲を下げずに学習できるようにしたい。どのような環境を準備してあげる必要があるか、現状を見ていただいた上で助言いただきたい。

観察のポイント	児童生徒の様子
1 話す・聞く（口頭でのやり取り）	聞く：□言われていることを正しく理解できる ✓まあまあ □できない
	話す：□聞かれたことに的確に答えることができる ✓あまり的確に答えられない □答えられない ✓「普通、別に」等と答えることが多い □聞き返が多い
2 読み（音読の流暢さ・読解力）	□すらすら読める ✓ゆっくりである □たどたどしい
	□長文の読解ができる □まあまあ ✓苦手
3 書く（文字の大きさ、バランス、筆圧、形の正確さ、消し方等）	ひらがな：□正しく書ける □特殊音節「っ、しゃ、じょう等」の間違いあり ✓助詞の間違いあり □書けない
	カタカナ：✓正しく書ける □間違いあり □書けない
	漢字：□正しく書ける □形が微妙に違う間違いが多い ✓書けないものが多い □書けない
	板書をノートに写す：□問題なし ✓時間がかかる ✓書けない
4 計算（筆算、指の使用）	□四則計算ができる ✓できないものがある □できない □自分の力で筆算ができる □電卓を使うと計算できる ✓指を使うとできる □できない

児童生徒の様子について、当てはまる項目又は近い項目を選ぶ。いずれにも当てはまらない場合は、空欄で構わない。

5 文章問題	<input type="checkbox"/> 得意 <input checked="" type="checkbox"/> 苦手
6 作文（長さ、テーマ、文法、展開等）	<input type="checkbox"/> 文章を書くことができる <input checked="" type="checkbox"/> 文章を書くことができない (<input checked="" type="checkbox"/> 主述が一致しない <input type="checkbox"/> 一つの文が長い 等)
7 手先の動き（鉛筆の持ち方・定規やコンパス・はさみ・器等の扱い）	<input type="checkbox"/> 道具を上手に使える <input checked="" type="checkbox"/> 道具を上手に使うことができない
8 姿勢の正しさと持続	<input type="checkbox"/> 正しい姿勢を持続できる <input checked="" type="checkbox"/> 正しい姿勢を持続できない
9 全身の動きのスムーズさ	<input checked="" type="checkbox"/> ぎこちなさがある <input type="checkbox"/> ぎこちなさはない
10 運動技術（球技、マット運動、跳び箱、鉄棒、投げる、とる、蹴るなど）	<input type="checkbox"/> 習得できる <input checked="" type="checkbox"/> 一部の技術が習得しにくい <input type="checkbox"/> 全般的に習得しにくい
11 持ち物や提出物の管理	<input type="checkbox"/> 学習用具をよくなくす <input checked="" type="checkbox"/> 提出物（手紙や申込み書など）は期限までに持ってくる <input type="checkbox"/> 提出物を期限までに持ってこないことが多い <input type="checkbox"/> 宿題を期限までに提出できる <input checked="" type="checkbox"/> 宿題をたまにやってこない <input type="checkbox"/> 宿題は提出できないことが多い
12 落ち着き	<input type="checkbox"/> 落ち着いている <input checked="" type="checkbox"/> 落ち着かないことが多い <input type="checkbox"/> 落ち着かなくてコントロールが難しい
13 整理整頓（ロッカー机の中、机の上の状態）	<input checked="" type="checkbox"/> よく整理できている <input type="checkbox"/> ぐちゃぐちゃなことが多い
14 指示や内容の理解	<input type="checkbox"/> 指示を聞いて行動できる <input checked="" type="checkbox"/> 指示したことの理解が難しい
15 忘れ物	<input type="checkbox"/> よくある <input type="checkbox"/> 時々ある <input checked="" type="checkbox"/> ほとんどない
16 教師の働きかけに対する反応、こどもから教師への働きかけの内容や様子	<input type="checkbox"/> 教師の働きかけに反応できる <input checked="" type="checkbox"/> 少し反応がある <input type="checkbox"/> ほとんどない <input type="checkbox"/> 反応がない <input type="checkbox"/> こどもから教師への働きかけがある <input type="checkbox"/> 働きかけが少しある <input checked="" type="checkbox"/> ほとんどない
17 友達に対する反応の内容や適切さ	<input checked="" type="checkbox"/> 友達と話すことができる <input type="checkbox"/> 友達の言動に敏感に反応する <input type="checkbox"/> 友達の言動に無反応である
18 友達とのやりとりや協力の様子	<input type="checkbox"/> 友達と協力できる <input checked="" type="checkbox"/> 友達に指示されたことができる <input type="checkbox"/> 協力できずトラブルになる
19 絵（内容、テーマ、構成、色彩、丁寧さ）	<input checked="" type="checkbox"/> 得意 <input type="checkbox"/> 苦手
20 身だしなみ （洋服の着方、靴、靴下の履き方、髪型、名札の付け方）	<input checked="" type="checkbox"/> 身だしなみが整っている <input type="checkbox"/> 整っていない <input checked="" type="checkbox"/> 自分で衣服の着脱ができる <input type="checkbox"/> 自分で衣服の着脱ができない
21 注目の向け方、持続の程度 （話している人に注目したり、集中し続けたりすることができるか）	<input type="checkbox"/> 話している人の方に注目している <input checked="" type="checkbox"/> 注目できないことが多い <input type="checkbox"/> 集中できる <input checked="" type="checkbox"/> 集中できる時間が短い <input type="checkbox"/> 集中できない
22 作業の速さ	朝や帰りの準備、学習の準備や片づけ、給食を食べる、着替えや図工などの作業が、 <input checked="" type="checkbox"/> まわりと同じようなペースでできる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> 作業が時間内に終わる <input checked="" type="checkbox"/> 時間内に終わらない <input type="checkbox"/> 急がせるとケアレスミスが多くなる

⑦個別の教育支援計画

※青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き 改訂版より引用

こちらは参考様式です。現在使用している様式等、各学校や地域の実情に応じた様式により、必要な個別の教育支援計画の作成・活用をお願いします。

作成日	平成〇〇年〇月〇〇日
評価日	平成〇〇年〇月〇〇日

個別の教育支援計画

【 学校】

本人氏名	性別	生年月日	
保護者氏名	学年・組		
住所	(TEL)		
生活の様子	得意なこと 好きなこと	<input type="checkbox"/> 本人、保護者からの聞き取り、関係機関の情報、教員の見取り等により、以下の内容を把握します。 ・ 学校生活 ・ 家庭生活 ・ 地域生活	
	苦手なこと		
本人・保護者の願い	本人	<input type="checkbox"/> 本人、保護者からの聞き取り等で把握します。 <input type="checkbox"/> 希望する進路や将来像についても把握します。	
	保護者		
合理的配慮	<input type="checkbox"/> 合理的配慮の3観点11項目の中から本人及び保護者と合意形成を図った項目を記入します。 <input type="checkbox"/> 各項目の見出しは、例えば、「①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」と記入します。 <input type="checkbox"/> 具体的な内容は、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の別表（本冊子の資料として掲載）を参考に記入します。		
長期目標 (期間：年)	<input type="checkbox"/> 評価の時期（1～3年を目安に） は学校として適切に定めておき、 評価日までに達成可能な目標 を記入します。		
関係機関との連携	<input type="checkbox"/> 関係機関名と支援内容を記入します。（担当：回数、支援内容） ・ 福祉、医療（受診、服薬、診断名等）、労働等との連携がある場合は記入します。 ・ 通級による指導、地域とのかかわり（習い事、放課後活動）も含まれます。		
作成者	学級担任：	特別支援教育コーディネーター：	

平成 年 月 日 保護者氏名



⑧個別の指導計画

※青森県教育支援ファイル（「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」）作成の手引き 改訂版より引用

こちらは参考様式です。自校の児童生徒の実態、各教科や自立活動等の特質を踏まえて、指導上最も効果が上がるように工夫して作成することが大切です。

作成日	平成〇〇年〇月〇〇日
評価日	平成〇〇年〇月〇〇日

個別の指導計画 【 学校】

学年・組		ふりがな 本人氏名	
学校生活の様子	うまくいっているところ	○指導の有効な手がかりになるため、多く記述するようにします。 ・できていること ・頑張っていること ・得意なこと ・興味や関心	
	つまづいているところ		
短期目標 (期間：)	○指導期間をあらかじめ決定しておき、 <u>評価日までに達成可能な指導目標</u> を設定します。 (例：1年ごと、学期ごと) ○「～しないようにする」等の表現は避け、「～できる」という文末にします。		
手立て	○「短期目標」に対応した手立てを記述します。 ○「学校生活の様子」の「うまくいっているところ」を活用して指導の手立てを設定します。 ・補助教材の活用 ・言葉かけの工夫 ・活動量の調整 ・時間の調整 等が考えられます。 ○誰がどの時間や場所で指導するのも考えて手立てを設定します。		
評価	○評価の時期は学校として適切に定めておきます。 ○「短期目標」の達成状況について記入し、 <u>「指導目標」や「手立て」を見直</u> します。		
作成者	学級担任：		特別支援教育コーディネーター：

本県のめざす教員像

- 教育者としての使命感や誇り、責任感をもち、教育活動に当たたる教員 ○学び続ける向上心をもち、常により良い実践を追い求める教員 ○高度専門職としての高い知識や技能、指導力を身に付けている教員
- 豊かな人間性や社会性をもち、多様な他者と関わることができて教員 ○児童生徒が生き生きと未来社会を見据え、教育課題に挑戦し続ける教員 ○家庭・地域社会との連携を図り、学校としての組織的対応ができる教員

教員の資質の向上に関する指標

キャリアステージ	採用時	形成期	向上・発展期	充実期
人間力	<ul style="list-style-type: none"> ・教育的愛情と責任感、子どもへの権利※1への理解と高い倫理観、教職に対する使命感や誇り ・豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力 ・社会の変化や本県の教育課題にに対し、常に学び続ける探究心及び向上心 	<ul style="list-style-type: none"> ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業づくり(計画・実践・評価・省察・改善) 	<ul style="list-style-type: none"> ・実践力を高め、初任者等へ助言する。分掌組織の一員として貢献できる力を身に付ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性を高め、他の教員への助言・支援等、指導的役割を担う。校務分掌等の運営における中心的な役割を担う。
指導力	<ul style="list-style-type: none"> ・教科等に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健教育に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・授業の時間や各教科等における教育指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・個別の相対指導に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・児童生徒の成長や発達についての理解 ・生徒指導上の課題及びキャリア教育についての理解 	<ul style="list-style-type: none"> ・教材・教員の工夫、児童生徒の学習意欲を高める指導 ・児童生徒に身に付けさせ資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 ・他の教員からの学びを生かした授業改善 ・児童生徒の心身の状態把握、健康課題を明確にした対応 ・学級担任等と連携した保健教育 ・学校給食を生かした教材として活用した食に関する指導、全体計画作成への参加 ・食に関する健康課題を有する児童生徒への個別の相談指導 ・児童生徒の現状や背景に対する理解と個性や能力の伸長を促す指導 ・児童生徒のコミュニケーション能力や社会性を育む指導 ・保護者や他の教職員と連携した継続的な指導や支援 ・児童生徒の心身の健康課題を捉え、養護教諭の専門性等を生かした健康相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門的知識や技術の活用、児童生徒の学習の状況に応じた指導 ・児童生徒に身に付けさせ資質能力の設定と評価方法の工夫及び実態把握に基づいた授業の改善 ・自らの授業改善や指導力向上への取組と、初任者等への適切な助言 ・保健情報を活用した健康課題の解決に向けた組織的な対応 ・児童生徒の事象に基づいた保健教育や啓発活動の推進 ・学校給食を生かした教材として活用するための技術・指導力の向上、全体計画等の見直し ・発達段階や現代的な健康課題を踏まえた個別の相談指導、校内の支援体制づくり ・児童生徒に関する多面的な情報収集と学年・分掌の連携による取組の推進 ・児童生徒の社会性を育むための教育活動全体を通じた取組の推進 ・保護者や関係機関等と連携した継続的な指導や支援 ・児童生徒の心身の健康課題の早期発見及び学区等の専門職と連携した健康相談 ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動の推進 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援 ・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営への参画 ・学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 ・学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組 ・健康課題解決のための的確な保健経営計画の作成と保健経営 ・活動の内容を工夫した、保健組織活動の企画運営 ・実態に基づいた栄養管理及び学校給食衛生管理基準に準拠した組織的な対応 ・学年や分掌における提案や立案の課題整理と事前調整 ・経験に応じた役割の理解と指導や助言 ・家庭や地域社会、学校間の連携、連携、協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・高い専門性と多様な教育資源の活用、児童生徒の思考の展開に応じた指導 ・授業に関する深い省察と継続的な新しい知識・技能の習得に基づく授業の改善 ・学校全体の授業方向上につながる取組の推進と指導的役割 ・緊急時の緊急体制や心のケアの支援体制づくり、保健管理に関する指導的役割 ・学校全体に関わる保健教育の計画の作成、実践、評価、改善への参画 ・学校給食を生かした教材として組織的に活用する際の指導・助言 ・関係機関等と連携した対応、専門性を生かした指導・助言 ・学校全体の生徒指導及びキャリア教育の充実に向けた組織的な取組の推進 ・教育活動全体を通じた取組を推進するための体制づくりと指導的役割 ・関係機関等と連携した指導や支援のための体制づくりと指導的役割 ・組織的な健康相談の体制づくりと健康課題の早期解決 ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動に関する他の教職員に對する指導や支援 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえた組織的・継続的な取組を可能にする校内体制づくり及び関係機関との連携の推進 ・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 ・学校運営全般への参画と教育活動の活性化 ・学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進 ・保健経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開 ・栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割 ・他の学年や分掌との連絡調整 ・OJT(日常的な職場内研修)の推進を図る体制づくりと指導的役割 ・地域的人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進
マネジメント力	<ul style="list-style-type: none"> ・保健経営に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・保健組織活動に関する基礎的・基本的な知識・技能 ・栄養管理及び衛生管理に関する基礎的・基本的な知識・技能 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2についての理解 ・児童生徒個々の特性等に応じた適切な指導と必要な支援、他の教職員や保護者との連携 ・学校教育目標の実現に応じた学級経営 ・学年主任、分掌主任、他の教職員との連携・協力 ・安全に配慮した環境整備と危機に対する報告・連絡・相談の徹底 ・学校教育目標を理解した保健経営計画の作成と基礎的な保健経営 ・保健主事等と協力した保健組織活動の企画運営への参画 ・栄養管理及び衛生管理の重要性の理解と実践 ・組織的なコミュニケーションによる良好な人間関係づくりと指導力の向上 ・自らの役割の理解と他の教職員と連携・協働した取組 ・家庭や地域社会との情報共有、連携、協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動の推進 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえ、保護者や関係機関と連携した指導や支援 ・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営への参画 ・学年・分掌経営における課題整理と活性化に向けた工夫改善 ・学校安全に向けた点検の励行と危機の未然防止、早期発見のための組織的な取組 ・健康課題解決のための的確な保健経営計画の作成と保健経営 ・活動の内容を工夫した、保健組織活動の企画運営 ・実態に基づいた栄養管理及び学校給食衛生管理基準に準拠した組織的な対応 ・学年や分掌における提案や立案の課題整理と事前調整 ・経験に応じた役割の理解と指導や助言 ・家庭や地域社会、学校間の連携、連携、協働 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の多様性と個々のニーズ※2に応じた教育活動に関する他の教職員に對する指導や支援 ・児童生徒個々の特性等や状況を踏まえた組織的・継続的な取組を可能にする校内体制づくり及び関係機関との連携の推進 ・学校教育目標の実現に向けた学年・分掌経営における指導や支援 ・学校運営全般への参画と教育活動の活性化 ・学校安全の確保と危機の未然防止、再発防止に向けた組織的な取組の推進 ・保健経営を通じた学校教育目標の実現に向けた教育活動の活性化 ・保護者や関係機関と連携した保健組織活動の展開 ・栄養管理及び衛生管理に関する指導的役割 ・他の学年や分掌との連絡調整 ・OJT(日常的な職場内研修)の推進を図る体制づくりと指導的役割 ・地域的人的・物的資源を活用した協働的な取組や学校間連携の推進
ICT、情報・教育データ活用	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・教育データの利活用に関する基礎知識 ・デジタル・シフト・インジメンション教育に関する基礎知識 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した授業づくり ・情報・教育データを活用した個々の児童生徒の学習の改善 ・デジタル・シフト・インジメンション教育の理解と実践 ・校務の効率化に向けたICT活用の提案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した授業をより効果的なものとするための指導や助言 ・情報・教育データを活用した児童生徒の学習の組織的改善 ・デジタル・シフト・インジメンション教育の体系的な推進と充実 ・校務の効率化に向けたICT活用の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ICTを活用した授業改善に関する組織的な取組の推進 ・情報・教育データを活用した学校全体の教育活動の改善 ・デジタル・シフト・インジメンション教育の体系的な推進と充実 ・校務の効率化に向けたICT活用の組織的な取組の推進

※1 子どもの権利…個人への権利、差別を受ける権利、福祉に依る権利、意見表明権、社会的活動への参画権、最善の利益の優先など
 ※2 個々のニーズ…発達障害を含む障害のある児童生徒、外国につながる児童生徒、子どもへの貧困、ヤングケアラー、不登校児童生徒、性的マイノリティの児童生徒等
 ※3 基礎的スキル…働き方や文化、自然等に対する理解

校長及び教頭の資質の向上に関する指標

職 観点		校長	教頭
人間力	管理職としての素養	<ul style="list-style-type: none"> ・職業倫理の垂範、法令の理解や遵守、誠実・公正な職務の遂行 ・教育や自校を取り巻く状況の把握、的確かつ迅速な判断 ・リーダーシップの発揮と自ら学び続ける向上心 	
	学校経営ビジョン構築、教育課程の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校課題を基にした中・長期的な視点による学校経営ビジョンの設定と課題に対する的確な対応策の明示 ・特色ある教育課程の編成と進行状況の管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営ビジョンの理解と学校課題の適切な把握 ・特色ある教育課程の編成・実施・評価・改善のための情報収集と整理・分析
マネジメント力	人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の現状把握、OJT（日常的な職場内研修）の推進による人材育成と必要な支援・助言、的確な評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の同僚性を育む組織風土の醸成、OJTの体制整備
	組織運営・経営資源の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の効率的な経営、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減のための基本方針の明示 ・個々の能力や適性に応じた校務分掌の配置、適切な労務管理 ・効果を高める施設管理や設備の充実、計画的・効率的な予算執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の効率的な運営に向けた調整、検証・改善 ・組織の活性化、業務の負担軽減に向けた具体策の提示 ・教職員の職務や健康面・メンタル面の把握と対応 ・日常的な施設・設備の点検と効率的な補修・修繕計画
	危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全マニュアルの作成と見直し、学校内外への周知 ・危機管理体制に基づく迅速で的確な判断・指示 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校安全マニュアルの作成に向けた情報収集と整理 ・学校安全マニュアルの周知・徹底 ・危機管理体制に基づく組織的な取組の推進
	連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会、関係機関等と連携・協力した学校経営 ・経営者としての説明責任 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域社会、関係機関等との適切な対応・交渉 ・家庭等に対する学校の教育方針や現状の発信

I 下北教育事務所社会教育・文化・スポーツ行政の方針と重点

1 方針

- 【社会教育】** 県民（地域住民）一人ひとりが、ウェルビーイングの向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。
- 【文 化】** 郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民（地域住民の）生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。
- 【スポーツ】** 県民（地域住民）一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

（１）方針について

青森県教育委員会は、教育施策の方針において、郷土に誇りをもち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくりを目指すため、「学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育」「次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用」「活力、健康、感動 を生み出すスポーツ」を、市町村教育委員会、家庭や地域社会と連携を図りながら、推進することとしています。

また、本県の教育振興基本計画の社会教育分野においては、「地域の強みを生かした地域づくりと人づくり」「人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進」を、文化分野では「歴史・文化の価値や魅力に対する理解と活用の促進」を、スポーツ分野では「楽しく体を動かしスポーツに親しむ環境づくりと競技力の向上」を、それぞれの施策の柱に掲げています。

これらのことを踏まえ管内社会教育の現状と課題も考慮し、下北教育事務所として上記方針を定めました。管内各市町村の主体性を十分に尊重しつつ、社会教育の水準の維持・向上を図るため、市町村教育委員会や各団体などに対する支援機関・パイプ役としての役割を強く自覚し、学校・家庭・地域の連携・協働を基軸にした豊かで活力ある地域づくりと人づくりに向けた支援を積極的に進めていきます。

（２）管内の現状と地域課題について

人口減少と少子高齢化は下北管内においても急速に進行し、世代構成の変化や地域社会の中核である学校の統廃合、変容する家庭環境など、地域社会における人間関係の希薄化、孤立化が指摘され、地域コミュニティの基盤が大きく揺らぎ、家庭及び地域の教育力の低下が大きな課題となっています。また、地域コミュニティの場づくりを担う若者は増加傾向にありますが、これまで活躍してきた社会教育関係団体も、高齢化とともに活動への参加者が減少傾向にあり、解散するなどその役割を十分に果たせていないケースが見られます。

その一方で、各市町村は社会教育行政の人的・予算的な縮小が進む中、価値観やライフスタイルが多様化する住民の学習ニーズに応えるため、様々な学習機会の提供や地域の実情に合った特色ある事業の実施に努めています。

人口減少や地域コミュニティの衰退は避けて通れない課題であり、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められることから、地方行政全体を通じた社会教育を基盤とする「人づくり・つながりづくり・地域づくり」はますます重要になっています。

これからの時代においては、家庭や地域社会での教育の充実に向けて、首長部局をはじめ様々な機関や団体等が連携し、ネットワーク化を図っていくことが求められます。また、社会教育が「人づくり」「つながりづくり」という強みを最大限に発揮しつつ「地域づくり」に大きく貢献するとともに、より多くの住民の主体的な参加を得て、多様な主体の連携・協働と幅広い人財の支援により持続可能な活力ある地域を形成することが求められています。

これらのことから、「家庭及び地域の教育力の向上」「地域コミュニティの活性化」「今と未来をつくる人財の育成」の3点を下北の地域課題とし、家庭・地域社会と連携し、家庭教育及び社会教育を推進する環境づくりに努めながら、豊かで活力ある地域社会の形成に向け支援をしていきます。

2 重点

(1) 学校・家庭・地域の連携・協働による未来を担う人財の育成

- ① **コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進**
 - ・地域全体で未来を担う子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校が目標を共有し相互に連携・協働する活動の拡充に努める。
 - ・学校運営協議会、地域学校協働活動本部の設置を推進するとともに、地域学校協働活動推進員の人財の発掘・育成のための研修等の充実を図りながら配置に努める。
- ② **キャリア教育支援の仕組みづくりの推進**
 - ・発達の段階に応じて、小・中・高等学校から大学等、そして就職までのつながりや将来の生き方を意識したキャリア教育の充実に努める。
 - ・ユメココ教室等を活用し、地域の人財や大学、企業、団体等と連携・協働によるキャリア教育支援の仕組みづくりに努める。
- ③ **こどもの読書活動の充実**
 - ・こどもの読書習慣を形成するため、地域の実態に合った読書活動の推進、環境の整備に努める。
 - ・読書関係団体などの支援やネットワークづくりを推進するとともに、読み聞かせ活動者の育成・活用の周知に努める。
- ④ **家庭教育支援体制の充実**
 - ・教育の原点である家庭の教育力を高めるため、支援者の育成やその活用による家庭教育支援の取組を通して、社会全体で家庭教育を支える体制の充実を図る。
 - ・「あおり家庭教育アドバイザー」を活用し、学校やPTA、各種団体との連携・協働した家庭教育支援の体制づくりに努める。
- ⑤ **こどもの体験活動の推進**
 - ・こどもの社会性や豊かな人間性を育むため、生活・文化体験活動や自然体験活動、社会体験活動の充実に努める。
 - ・関係機関や社会教育関係団体と連携して、多様な体験を土台としたこどもの成長を支える人財の育成と環境づくりに努める。

(2) 地域の強みを生かした地域づくりを担う人財の育成

- ① **地域活動の実践者、コーディネーターの養成**
 - ・地域活動の実践者、団体及び個人をつなぐコーディネーターを発掘・養成し、地域活動の実践者同士の連携・協働ができるよう支援に努める。
 - ・地域活動の実践者及びコーディネーターの研修機会を確保し、地域資源を生かした地域づくりをけん引する指導者の育成と実践活動の充実に努める。
- ② **郷土に誇りを持ち、地域の次代を担う若者の育成**
 - ・地域の活力が将来にわたって持続するよう、郷土に誇りを持ち、その良さを引き継ぎながら地域づくりに取り組む次代の地域を担う人財の育成及び世代間交流の機会づくりに努める。
 - ・若者の意見を取り入れやすい環境づくりや若者が地域で活躍する場を継続的に提供するなど長期的な視点に立って後継者の育成に努める。
- ③ **地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援**
 - ・地域活動の実践者や指導者、コーディネーターの資質向上のため、情報提供を充実させ、ネットワーク形成を促進する。
 - ・大学や企業、NPO等の地域活動に関わる関係者により、連携した取組が図られるよう支援に努める。

(3) 人生100年時代の学び直しや生涯学習の推進

- ① **学び直しやリカレント教育の推進**
 - ・「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、生涯を通じて学ぶことができる環境づくりに努める。
 - ・大学や企業、NPOなどの関係機関や社会教育関係団体との連携強化による学習機会の拡充に努める。
- ② **生涯学習と学びを通じた社会参加の推進**
 - ・郷土を愛する一人一人が学習活動を通じて身に付けた知識や技能を、ボランティア活動や地域活動などの社会参加活動に生かす場の充実に努め、学びと活動の循環を促進する。
 - ・ボランティア活動や地域活動などに関する情報提供をしたり、相談に応じたりする体制の構築に努める。
- ③ **性別・年齢・障がい等の有無に関わらない多様なニーズに応じた生涯学習環境の充実と社会参加活動の促進**
 - ・一人一人の多様なニーズに対応して、誰もが生涯を通じて学び、豊かな知識・技能・経験を生かせる環境の整備に努める。

(4) 社会教育推進のための基盤整備

① 社会教育推進体制の充実

- ・地域の現状や学習ニーズの的確な把握と事業の充実につながるよう、情報収集及び分析に努める。
- ・首長部局や各種団体等との連携・情報共有に努める。

② 社会教育施設の機能の充実と活用の促進

- ・人が育ち、人がつながる学習と活動の拠点となる社会教育施設の機能の充実に努める。
- ・一人一人のウェルビーイングの向上を実現するため、多様な学びの場の活用促進に努める。

③ 社会教育関係職員等の養成と資質の向上

- ・社会教育の振興を図るため、社会教育主事等の専門職員の計画的な養成に努める。
- ・社会教育関係職員等の各種研修会への積極的な参加を奨励し、資質の向上に努める。

④ 社会教育関係団体等の活動の支援

- ・社会教育関係団体等の活性化を図るため、活動や成果発表等の場の提供、団体間のネットワークの形成に向けた支援に努める。
- ・社会教育関係団体等が自主的な運営や活動ができるよう支援し、社会参加活動につながる環境づくりに努める。

(5) 文化財の保存・活用と伝統芸能の継承

① 文化財の保護・保存と公開・活用

- ・デジタル技術の活用等による文化財の公開・活用を促進し、体験・体感できる機会を充実させるとともに、多様なメディアによる情報発信等により、文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発に努める。
- ・かけがえのない文化財を次代に伝えるため、文化財保護団体等との連携を通じて、地域の文化財の保存・活用体制の整備に努める。

② 伝統芸能・技術の継承

- ・世代間交流等を通して、地域の保存会等で継承されている伝統芸能や技術の発表、由来や経緯等の学びの機会を充実させることで、後継者の育成に努める。
- ・こどもの伝統芸能の活動状況を把握するとともに、地域で生まれ保存・伝承されてきた伝統芸能の継承に努め、郷土愛の醸成を図る。

(6) スポーツの推進

① スポーツ参画人口の拡大

- ・世代や性別、障害の有無などにかかわらず、誰もがスポーツに参画できるよう、市町村や地域、スポーツ団体と連携し、スポーツに親しむ機会の充実に努める。
- ・家族と一緒に楽しむことができる運動プログラムを提供するなど、若者世代や働き盛り世代、子育て世代のスポーツ活動の推進に努める。

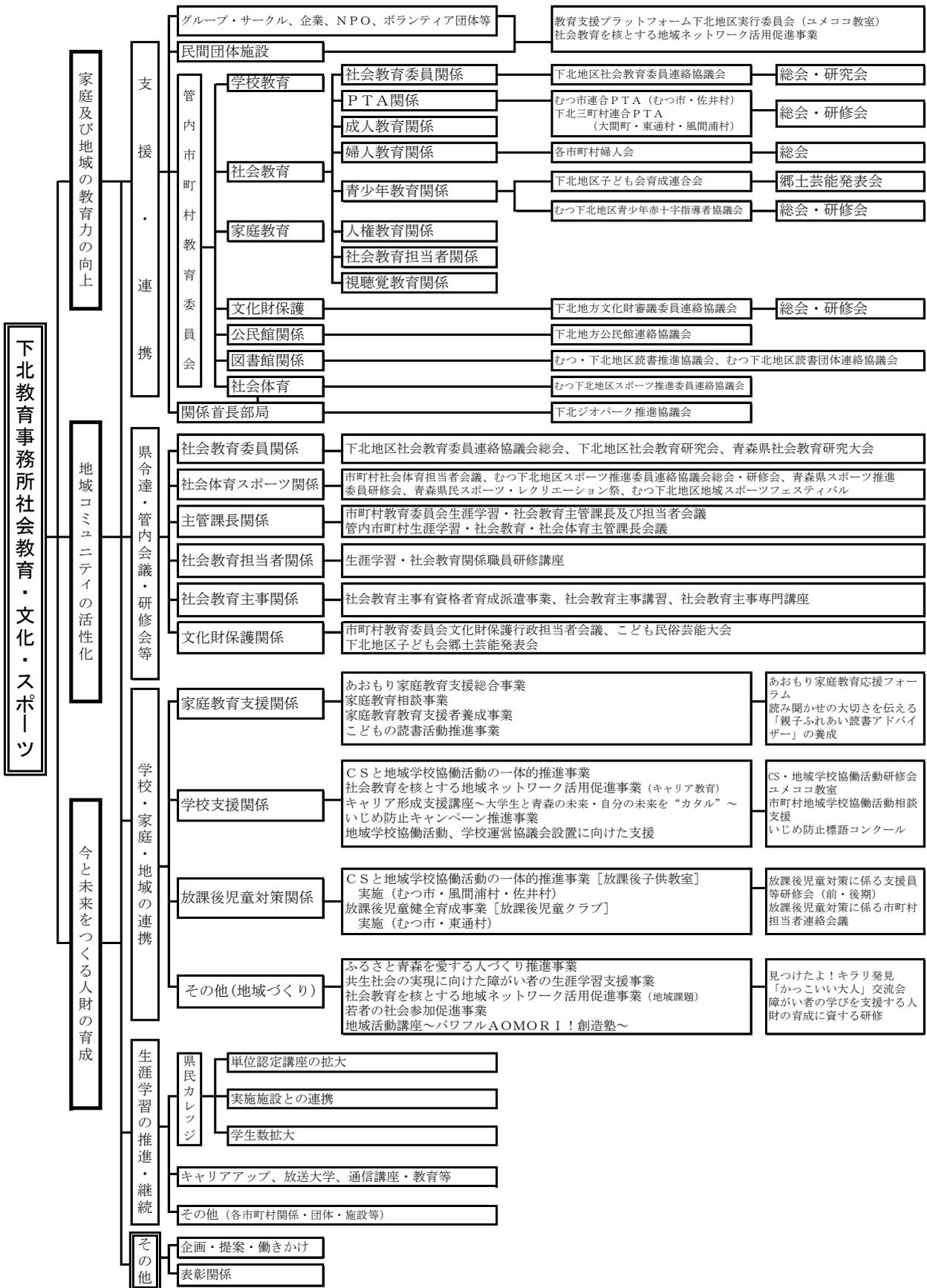
② スポーツを通じた活力ある社会の実現

- ・多様な人々が集まり、ともにスポーツを楽しめる環境づくりの充実に努めるとともに、スポーツを通じた地域の活性化及び共生社会の実現に努める。
- ・スポーツ推進委員やスポーツ指導者など、地域のスポーツ活動を支える人財の育成と活用に努める。

③ 次世代アスリートの発掘・育成

- ・各種団体と連携し、運動能力の優れた児童生徒の発掘・育成に努める。
- ・競技者の多様なニーズに対応できる指導者の資質向上に努める。

【参考資料】下北教育事務所社会教育・文化・スポーツの体系図



Ⅱ 管内社会教育関係団体一覧

(令和8年4月1日現在)

団 体 名	代 表 名	事 務 局 住 所	電 話
下北地区社会教育委員連絡協議会	伏見紀幸	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市教育委員会生涯学習課内)	31-1188
下北地方公民館連絡協議会	櫻井忍	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市中央公民館内)	24-1224
むつ下北地区スポーツ推進委員 連絡協議会	真賀勝彦	東通村砂子又字沢内5-34 (東通村教育委員会内)	33-2341
下北地方文化財審議委員 連絡協議会	奥島松一	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市教育委員会生涯学習課内)	31-1188
むつ市連合PTA (むつ市・佐井村)	大久保 斉	むつ市柳町2-7-1 (第一田名部小学校内)	23-5838
下北三町村連合PTA (大間町・東通村・風間浦村)	中塚将行	風間浦村易国間字古野18-1 (風間浦中学校内)	35-2013
大間町連合PTA	山崎 真	大間町大間字狼丁37-2 (大間小学校内)	37-2107
東通村連合PTA	中村 勝	東通村砂子又字沢内9-4 (東通中学校内)	48-2601
風間浦村連合PTA	中塚将行	風間浦村易国間字古野18-1 (風間浦中学校内)	35-2013
佐井村連合PTA	七戸宗一郎	佐井村佐井字糠森103-3 (佐井小学校内)	38-2262
下北地区子ども会育成連合会	中嶋康夫	むつ市大湊浜町13-1 (むつ市中央公民館内)	24-1224
むつ下北地区読書団体連絡協議会	奥寺一廣	むつ市中央2-3-10 (むつ市立図書館内)	28-3500
むつ・下北地区読書推進協議会	奥寺一廣	むつ市中央2-3-10 (むつ市立図書館内)	28-3500
むつ下北地区 青少年赤十字指導者協議会	佐井小学校長	佐井村佐井字糠森103-3 (佐井小学校内)	38-2262

Ⅲ 社会教育・文化・スポーツ関係行事

令和8年4月1日現在

No.	事業名	実施日	場所	主催等
1	管内教育委員会訪問	4月 上旬	管内5市町村教委等	下北教育事務所
2	市町村保健体育及び社会体育担当者会議	4月10日(金)	県社教センター	県スポーツ健康課
3	むつ下北地区スポーツ推進委員連絡協議会総会	5月	むつ市役所	下北スポ推協議会
4	市町村教育委員会文化財保護行政担当者会議	5月	青森市	県文化財保護課
5	市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議①	5月15日(金)	県社教センター	県生涯学習課
6	下北地区社会教育委員連絡協議会総会	5月18日(月)	むつ市中央公民館	下北社教委連
7	管内生涯学習・社会教育・社会体育主管課長会議①	5月20日(水)	むつ合同庁舎	下北教育事務所
8	下北地方文化財審議委員連絡協議会総会・前期研修会	5月25日(月)	むつ市中央公民館	下文審連絡協議会
9	放課後児童対策に係る支援員等研修会(前期)	6月 3日(水)	むつマエダアリーナ	下北教育事務所
10	放課後児童対策に係る市町村担当者連絡会議	6月17日(水)	県社教センター	県生涯学習課
11	スポーツ推進委員・スポーツ指導者等むつ下北地区研修会	6月27日(土)	むつ市中央公民館	下北教育事務所
12	青森県民スポーツ・レクリエーション祭	7月4・5日(土・日)	マエダアリーナ他	県スポーツ健康課
13	東北地区スポーツ推進委員研修会	7月10・11日(金・土)	山形県新庄市	県スポーツ推進協等
14	むつ下北地区地域スポーツフェスティバル①	7月12日(日)	むつマエダアリーナ	下北スポ推協議会
15	社会教育主事講習	7月21日(火) ～8月19日(水)	弘前大学	弘前大学
16	むつ下北地区地域スポーツフェスティバル②	7月26日(日)	しもきた克雪ドーム	下北スポ推協議会
17	再発見!「かつこいい大人」ワークショップ	8月	下北管内	県生涯学習課
18	C S・地域学校協働活動研修会	9月 8日(火)	むつ来さまい館	県生涯学習課
19	青森県社会教育研究大会	9月11日(金)	県社教センター	県社教委連
20	総合型地域スポーツクラブアシスタントマネジャー養成講習会	9月12・13日(土・日)	県社教センター	県スポーツ健康課
21	放課後児童対策に係る支援員等研修会(後期)	9月17日(木)	むつ市中央公民館	下北教育事務所
22	こども民俗芸能大会	未定	未定	県文化財保護課
23	下北地区社会教育研究会風間浦大会	10月	風間浦村	下北社教委連
24	下北地方文化財審議委員連絡協議会後期研修会	10月下旬	むつ市	下文審連絡協議会
25	東北地区社会教育研究大会秋田大会	10月22・23日(木・金)	秋田県秋田市	東北社教委連
26	全国社会教育研究大会大阪大会	10月29・30日(木・金)	大阪府堺市・大阪市	全国社教委連他
27	教育事務所社会教育担当者会議	10月～11月	西北管内	西北教育事務所
28	全国スポーツ推進委員研究協議会	11月5・6日(木・金)	群馬県高崎市	全国スポ推委連合
29	青森県スポーツ推進委員研修会	11月 8日(日)	県社教センター	県スポーツ健康課
30	むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会	11月	むつ市中央公民館	下北子連
31	見つけたよ!キラリ発見「かつこいい大人」交流会	11月～12月	下北管内	県生涯学習課
32	子どもの読書活動推進大会	12月 上旬	未定	県生涯学習課
33	伝えよう!「青森の大人はみんなかつこいい」イベント	1月	青森市内	県生涯学習課
34	下北地区子ども会郷土芸能発表会	2月	下北文化会館	下北子連
35	市町村教育委員会生涯学習・社会教育主管課長及び担当者会議②	2月22日(月) ～3月1日(月)	YouTube 限定配信	県生涯学習課
36	管内生涯学習・社会教育・社会体育主管課長会議②	2月26日(金)	むつ合同庁舎	下北教育事務所

IV 管内教育委員会社会教育事業等予定表

		4 月	5 月	6 月	
む つ 地 区	む つ 地 区	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会開催 ・各種文化財調査・事業（～3月） ・なるほど教育委員会（毎週FM770） ・むつ市子ども教室（～2月） ・むつ市地域学校協働本部第1回運営委員会（4月中旬） ・地域講座（なるほどカフェ）（年5回） ・北の防人大湊ボランティアガイド養成講座（4月～5月 全4回） ◎地域づくり講座（～3月） ◎婦人学級（～3月） ◎日曜シネマ（毎月第2日曜日開催予定） ◎土曜おはなし会（通年） ◎イースターたまご探し（4/5） 	<ul style="list-style-type: none"> ・下北地区社会教育委員連絡協議会総会（5/18） ・下北地方文化財審議委員連絡協議会総会・前期研修会（5/25） ◎むつ市民大学（～2月） ◎子どもゼミナール（～2月） ◎ブックコート・修理講習会（5/21） ◎はるの日のおはなし会（5/16）（読み聞かせボランティアによる） ◎移動図書館車運行（～12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・こどもの学び応援隊育成研修会 ・地域と学校の連携による宿泊防災体験学習（6/25～26） ◎川島雄三監督映画上映会（6月中旬頃予定） 	
		川内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・野球場オープン（～10月） ・むつ市民大学川内地区ゼミナール陶芸教室（～8月） 		
		大畑地区	<ul style="list-style-type: none"> ・プール開設（4/15～11/30） 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市民大学大畑地区ゼミナール陶芸教室1 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市民大学大畑地区ゼミナールジオパーク探訪1
		脇野沢地区	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市子ども教室（～2月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市民大学脇野沢地区ゼミナール開始（～2月） 	
大 間 町	大 間 町	<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員合同会議 ・町スポーツ協会総会 ・町青少年健全育成あいさつ運動（～3月） ・町スポーツ少年団総会 ・放課後子ども教室（～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・町子ども会育成連合会総会 ・町青少年健全育成会議総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大間町ナイター野球開幕 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育関係委員合同会議 ・村スポーツ協会総会 ・村連合PTA総会 ・村連合婦人会総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・村子ども会育成連合会総会 ・ブックスタート事業（～3月） ・青森県民駅伝競走大会実行委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・村スポーツフェスティバル ・国スポ（デモスポ開催6/28）（ソフトバレーボール） 	
風 間 浦 村	風 間 浦 村	<ul style="list-style-type: none"> ・村スポーツ協会総会 ・スポーツ少年団総会 ・連合婦人会総会 ・放課後子ども教室（～3月） ・社会教育委員会議 ・スポーツ推進委員会議 ・村青少年健全育成あいさつ運動（～3月） ・風間浦村文化財保護審議委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及びむつ下北各種団体総会・研修会への参加（～6月） ・村連合PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・国スポ（デモスポ開催6/27）（ノルディックウォーキング） 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・各種委員会議 ・旧三上家住宅・海峽ミュージアム開館 ・地区公民館長会議 ・高齢者教室（～3月） ・放課後子ども教室（～3月） ・村子ども会育成連合会総会 ・文化講座（中央公民館事業～3月） ・地区公民館総合学級（～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・村連合PTA総会 	<ul style="list-style-type: none"> ・村スポーツ協会総会 ・三上剛太郎杯グラウンド・ゴルフ大会 	

*むつ地区表示 ◎むつ市中央公民館 ○むつ市立図書館

		7 月	8 月	9 月
むつ市	むつ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・第80回国民スポーツ大会フライングディスク競技 (7/4) ・芸術鑑賞教室(7/7) ・㊤婦人体育まつり(7月) ・㊤クーリングシネマ (7月下旬～8月末) ・㊤付録抽選会 (7月下旬) ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏の自然観察学習会 (8/5) ・地域と学校の連携による防災体験学習 (8/28) ・㊤下北美術展 (児童・生徒の部) (8月上旬～8月下旬) ・㊤公民館まつり (8月下旬) ・㊤むつ市児童・生徒詩歌コンクール 	<ul style="list-style-type: none"> ・第80回国民スポーツ大会セーリング競技 (9/4～9/7) ・第80回国民スポーツ大会ローイング競技 (9/10～9/13)
	川内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・川内ねぶた囃子講習会 (7月～8月) 		
	大畑地区	<ul style="list-style-type: none"> ・大畑子どもねぶた囃子講習会 ・むつ市民大学大畑地区ゼミナール陶芸教室2 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもネブタ合同運行 ・むつ市民大学大畑地区ゼミナールジオパーク探訪2 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市民大学大畑地区ゼミナール陶芸教室3
	脇野沢地区			
大間町	<ul style="list-style-type: none"> ・町青少年健全育成巡回指導 (夏休み) ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳のつどい(8/15) ・町青少年健全育成巡回指導 (夏休み) ・下北美術展 (児童・生徒の部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館講座 (～10月) ・本州最北端マラソン大会 	
東通村	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加ソフトバレーボール (7/12) ・モルック (7/26) 	<ul style="list-style-type: none"> ・下北美術展 (児童・生徒の部) 		
風間浦村	<ul style="list-style-type: none"> ・蓬田村・風間浦村婦人会交流会 ・国スポ県集火式参加 (7/25) ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・二十歳の集い(8/14) ・下北美術展 (児童・生徒の部) ・むつ下北地区小学校陸上競技大会参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・県小学校陸上大会参加 ・青森県社会教育研究大会参加 ・国スポ中学校観戦 (9/11) 	
佐井村	<ul style="list-style-type: none"> ・村子ども会育成連合会海岸清掃 ・ふれあいソフトボール大会 (7/12) ・佐井村・西目屋村交流事業 (西目屋村) ・むつ下北地区スポーツフェスティバル参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・二十歳の記念式典 (8/15) ・下北美術展 (児童・生徒の部) 	<ul style="list-style-type: none"> ・村子ども会育成連合会地域安全球技大会 	

*むつ地区表示 ㊤むつ市中央公民館 ㊤むつ市立図書館

		10月	11月	12月
むつ市	むつ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・第80回国民スポーツ大会フェンシング競技 (10/10～10/13) ・第80回国民スポーツ大会バスケットボール (成年女子) 競技 (10/15～10/18) ・第25回全国障害者スポーツ大会バスケットボール (知的障害) 競技 (10/24～10/25) ・下北地方文化財審議委員連絡協議会後期研修会 (10月下旬) ・北の防人大湊フェア(仮)ツア- (予定) ・㊦あきの日のおはなし会 (10/10) (読み聞かせボランティアによる) ・㊦読書週間スタンプラリー (10/24～11/30) 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市文化賞文化奨励賞受賞者紹介展 (予定) ・放送大学公開講演会 (11/7) ・市民文化祭 ・むつ市地域学校協働本部第2回運営委員会 (11/19) ・㊦むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会 ・㊦下北美術展 (高校・一般の部) (11月下旬～12月上旬) ・㊦むつ市児童・生徒詩歌コンクール優秀作品展示 (～12月下旬予定) ・㊦ブックフェスティバル (11月上旬) ・㊦こども映画劇場 (11月上旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・㊦工作教室 (12/6) ・㊦ふゆの日のおはなし会 (12/12) (読み聞かせボランティアによる) ・㊦フライング福袋 (12/19～12/27)
	川内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・成人団体支援事業 (天狗岩登山) ・公民館まつり 		
	大畑地区	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館まつり 		<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市民大学大畑地区ゼミナール 蕎麦打ち体験教室 1
	脇野沢地区		<ul style="list-style-type: none"> ・公民館まつり 	
	大間町	<ul style="list-style-type: none"> ・函館市戸井地区文化祭 (函館市戸井地区) ・下北美術展 (高校・一般) ・町健康ウォーキング大会 ・町民文化祭 ・大間町音楽祭 	<ul style="list-style-type: none"> ・大間町ドッジボール大会 ・ナイターバレーボール大会 (～12月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大間町少年柔道大会
	東通村	<ul style="list-style-type: none"> ・国スポ小・中学校観戦 (10/16) 	<ul style="list-style-type: none"> ・村子ども会育成連合会郷土芸能発表会 	
	風間浦村	<ul style="list-style-type: none"> ・連合婦人会ブロック研修会 ・下北美術展 (高校・一般) ・下北地区社会教育大会 (風間浦大会) ・下北地方文化財審議委員連絡協議会後期研修会参加 ・国スポ小学校観戦 (10/16) 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ下北地区子ども会指導者育成者研修会参加 ・村連合PTA会員研修会 ・文化財パトロール 	
	佐井村	<ul style="list-style-type: none"> ・村内小中学校国スポ観戦 (10/15) 	<ul style="list-style-type: none"> ・村郷土芸能発表大会 ・親子でふれあうお楽しみ会 	

*むつ地区表示 ㊦むつ市中央公民館 ㊦むつ市立図書館

		1 月	2 月	3 月
むつ市	むつ地区	<ul style="list-style-type: none"> ・二十歳の集い (1/10) ・文化財防火デー (1月下旬) ・冬の自然観察学習会 (1/17) ・㊟かきぞめ大会 (1/9) ・㊟冬の読書週間行事 (1/5~1/31) (児童向け・一般向け図書展示) ・㊟ぬいぐるみお泊まり会 (1月下旬) 	<ul style="list-style-type: none"> ・㊟下北地区子ども会郷土芸能発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・むつ市地域学校協働本部第3回運営委員会 (3月中旬) ・㊟イースター (3/28)
	川内地区	<ul style="list-style-type: none"> ・かきぞめ大会 		
	大畑地区	<ul style="list-style-type: none"> ・書き初め大会 ・子ども会冬季レクリエーション大会 ・むつ市民大学大畑地区ゼミナール蕎麦打ち体験教室2 	<ul style="list-style-type: none"> ・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・むつ市民大学大畑地区ゼミナールべこもち教室 	
	脇野沢地区	<ul style="list-style-type: none"> ・かきぞめ大会 		
大間町	<ul style="list-style-type: none"> ・大間町書き初め席書大会展示会 ・大間町少年剣道大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・大間町青少年健全育成推進大会 ・大間郷土芸能保存会大発表会 	<ul style="list-style-type: none"> ・青森県ユニバーサルホッケー交流大会参加 	
東通村	<ul style="list-style-type: none"> ・二十歳の集い ・村郷土芸能保存連合会発表会 ・村内郷土芸能保存団体の公開行事 ・文化財防火デー 	<ul style="list-style-type: none"> ・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・村郷土芸能保存連合会総会 		
風間浦村		<ul style="list-style-type: none"> ・下北地区子ども会郷土芸能発表会 		
佐井村	<ul style="list-style-type: none"> ・こどものためのおはなしかい ・文化財防火訓練 ・村子ども会育成連合会べこもち教室 ・ナイター卓球大会 (~2月) 	<ul style="list-style-type: none"> ・下北地区子ども会郷土芸能発表会 ・村卓球選手権大会 ・村小学生卓球大会 		

*むつ地区表示 ㊟むつ市中央公民館 ㊟むつ市立図書館

V 管内市町村における社会教育施設・スポーツ施設

1 社会教育施設

	施設	電話番号	住所
む	むつ市中央公民館	24-1224	むつ市大湊浜町13-1
	新田分館		むつ市大字関根字新田川目211-37内
	烏沢分館		むつ市大字関根字前浜42-27
	川代分館		むつ市大字関根字川代29
	出戸分館		むつ市大字関根字出戸川目109-8
	高梨分館		むつ市大字関根字高梨川目73-1
	北関根分館		むつ市大字関根字北関根28
	南関根分館		むつ市大字関根字南関根164
	桃山分館		むつ市大字田名部字前川目1
	最花分館		むつ市大字田名部字土手内32-3
	近川分館		むつ市大字奥内字近川8
	奥内分館		むつ市大字奥内字奥内42
	金谷沢分館		むつ市大字奥内字金谷沢1-191
	大曲分館		むつ市大曲二丁目1-1
	若松町分館		むつ市若松町9-3
	宇曾利川分館		むつ市大湊字宇曾利川村下5-14
	角違分館		むつ市大字城ヶ沢字角違25
	むつ市立図書館	28-3500	むつ市中央二丁目3-10
	川内分館	42-3113	川内公民館内
	大畑分館	34-2321	大畑公民館内
脇野沢分館	44-2110	むつ市脇野沢渡向107-1 (脇野沢地域交流センター内)	
むつ市文化財収蔵庫	31-0117	むつ市金谷一丁目1-10	
北の防人大湊式番館	31-1137	むつ市桜木町5-64	
つ	むつ市川内公民館	42-3113	むつ市川内町楯木153
	蛸崎地区館		むつ市川内町蛸崎寺ノ前148-36
	宿野部地区館		むつ市川内町宿野部106-1
	桧川地区館		むつ市川内町桧川川代4-1
	田野沢地区館		むつ市川内町田野沢126
	戸沢地区館		むつ市川内町川代15-1
	下小倉平地区館		むつ市川内町下小倉平98
	上小倉平地区館		むつ市川内町上小倉平104-1
	銀杏木地区館		むつ市川内町銀杏平31
	安部城地区館		むつ市川内町新田290-44
	畑地区館	42-5247	むつ市川内町家ノ辺97
	湯野川地区館		むつ市川内町湯野川25-1
	初見地区館		むつ市川内町休所42-140
	襲川地区館		むつ市川内町襲川103-80
	石倉地区館		むつ市川内町石倉沢75-2
	むつ市海と森ふれあい体験館	42-2411	むつ市川内町川内477
	むつ市大畑公民館	34-2321	むつ市大畑町中島108-5
	関根橋地区館	34-5320	むつ市大畑町関根橋14
	小目名地区館		むつ市大畑町小目名村54
	孫次郎間地区館		むつ市大畑町孫次郎間19-24
木野部地区館		むつ市大畑町佐助川29-3	
赤川地区館		むつ市大畑町大赤川3-4	
二枚橋地区館	34-4202	むつ市大畑町釣屋浜16-2	
正津川地区館	34-2231	むつ市大畑町正津川平87-10	
国設薬研野営場	34-3175	むつ市大畑町葉色沢国有林	
むつ市脇野沢公民館	44-2110	むつ市脇野沢渡向107-1 (脇野沢地域交流センター内)	

施 設		電 話 番 号	住 所
大間町	大間町奥戸交流館	37-3998	大間町大字奥戸字浜町通48-1
	大間町民体育館	37-3728	大間町大字大間字狼丁37
	大間町勤労青少年ホーム	37-4346	大間町大字大間字大間平41-7
東通村	東通村体育館	27-2200	東通村大字砂子又字沢内5-34
	東通南地区体育館	27-2111	東通村大字白糠字赤平744
	東通村歴史民俗資料館	28-5645	東通村大字田屋字家ノ上29-2
風間浦村	風間浦村中央公民館	35-2210	風間浦村大字易国間字大川目28-5
	下風呂公民館	36-2001	風間浦村大字下風呂字下風呂1
	桑畑公民館	35-2808	風間浦村大字易国間字ニ夕川2-2
	蛇浦公民館	35-2809	風間浦村大字蛇浦字蛇浦17-3
	風間浦村民野球場	35-2818	風間浦村大字易国間字古野17-1
佐井村	佐井村中央公民館	38-4506	佐井村大字佐井字糠森20
	原田地区公民館	38-2265	佐井村大字佐井字中道83-40
	川目地区公民館	38-4215	佐井村大字佐井字大佐井川目125-2
	矢越地区公民館	38-4208	佐井村大字佐井字糠森130-2
	磯谷地区公民館	38-4211	佐井村大字佐井字磯谷 磯谷漁港内
	長後地区公民館	38-5827	佐井村大字長後字長後川目22
	福浦地区公民館	38-5826	佐井村大字長後字福浦川目70-1
	牛滝地区公民館	38-5815	佐井村大字長後字牛滝川目100-1
	佐井村海峡ミュージアム	38-4506	佐井村大字佐井字大佐井112
	旧三上家住宅	38-4506	佐井村大字佐井字大佐井70-2
	山村広場	38-2111	佐井村大字佐井字古佐井120-2
	フォーレストパーク (庭球場)	38-2929	佐井村大字佐井字大佐井川目83-1
	願掛公園野営場 (キャンプ場)	38-2159	佐井村大字佐井字矢越75-8

2 スポーツ施設

施 設	電 話 番 号	住 所
むつ運動公園	24-1895	むつ市山田町43-1
むつ市釜臥山スキー場	24-1881	むつ市大字大湊字大川守44-5
眞心堂ウェルネスパーク (むつ市ウェルネスパーク)	28-4341	むつ市真砂町8-8
むつマエダアリーナ (むつ市総合アリーナ)	28-1125	むつ市真砂町9-1
むつ市川内体育館	42-4045	むつ市川内町楯木153
むつ市ふれあいスポーツパーク	42-4339	むつ市川内町中道地内
むつ市大畑体育館	34-2321	むつ市大畑町中島108-5
大畑中央公園	34-6810	むつ市大畑町涌館19-1

VI 管内委託・補助事業実施市町村

区 分	委 託 内 容	委 託 市 町 村 等	期 間
青森県教育委員会	CSと地域学校協働活動の 一体的推進事業 [放課後子ども教室]	むつ市 ・大湊小学校こども教室 ・脇野沢小学校こども教室 ・放課後みらい塾 風間浦村 ・風間浦放課後子ども教室 佐井村 ・佐井村放課後子ども教室	令和8年度

I 庶務関係

各書類提出期限一覧

提出先: 東青教育事務所
〒038-0031 青森市大字三内丸山198-4 青森県運転免許センター 2階
TEL 017-764-0766(総務課) FAX 017-764-6727

提出書類名		提出期限	説明
◆ 例年 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の承認願	4月1日	本年度の前渡資金取扱者を報告(異動がない場合も提出)
2	主任等発令・多学年担当一覧	4月14日	特殊勤務手当支給のため、本年度の担当者を報告
3	特別支援学級担任者及び担当者一覧	〃	〃
4	学級担任一覧	〃	学級担任手当支給のため、本年度の担当者を報告
5	赴任旅費請求書	4月21日	定期異動による赴任者分を提出(新採用者も含む)
6	へき地手当に準ずる手当の該当一覧	速やかに	へき地学校等へ異動し、異動に伴い住居を移転したときに提出
7	期末勤勉手当除算期間調査書(6月期)	5月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
8	現金受領額B報告書(6月期末勤勉手当用)	6月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
9	児童手当現況届	6月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
10	諸手当に係る現況届(扶養手当等)	7月下旬	当該手当の受給者は、支給要件確認のため全員提出
11	寒冷地手当世帯等区分届出書(年度初回分)	10月上旬	本年度の世帯等区分を確認するために提出
12	期末勤勉手当除算期間調査書(12月期)	10月下旬	在職期間別割合及び期間率を確認するために提出
13	現金受領額B報告書(12月期末勤勉手当用)	11月上旬	校内控除額を確認し、期限までに報告
14	年末調整関係 各控除申告書(本年分)	11月上旬	所得税の年末調整のために提出
15	〃 扶養控除等(異動)申告書(翌年分)	12月中旬	所得税の源泉徴収税額を決定するために提出
16	扶養親族状況調査書	3月中旬	扶養手当の受給者は、扶養親族の翌年度の状況確認のために提出
◆ 例月 ◆			
1	現金受領額B報告書(給与分)	給与事務年間予定表参照のこと(別途通知)	校内控除額を確認し、期限までに報告
2	実績報告書(特殊勤務手当、時間外勤務手当)		1か月分の実績を集計し、期限までに報告
3	部分休業承認請求書・出勤簿の写し		1か月ごとに部分休業の承認を取り消された時間を集計し、期限までに報告
4	介護休暇簿・出勤簿の写し		
5	前渡資金精算書	速やかに	精算後、前渡資金口座からの給与支給額を報告
◆ 随時 ◆			
1	給与等に係る前渡資金取扱者の変更承認願	事前に	やむを得ず前渡資金取扱者を変更するときに、事前に事務所に連絡の上、提出
2	給与所得者の扶養控除等(異動)申告書(本年分)、個人番号の本人確認書類	速やかに	最初の給与の支払を受ける際に(本人確認書類は、初めて個人番号を提出するときに限り)提出
3	通勤・住居手当報告書(学校長が認定する手当)		当該手当の認定を行ったとき、支給停止・開始時に提出
4	扶養親族届、単身赴任届		当該手当の受給要件を具備又は欠くに至ったときに提出
5	寒冷地手当世帯等区分届出書		当該手当の世帯等区分の変更、新たな支給の事由が生じたときに提出
6	へき地手当に準ずる手当受給者に係る住居変更届		当該手当の受給要件に変更が生じたときに提出
7	主任等発令・変更		主任等に変更が生じたときに提出
8	特別支援学級担任者及び担当者の変更		特別支援学級担任者及び担当者に変更が生じたときに提出
9	学級担任一覧変更		学級担任に変更が生じたときに提出
10	児童手当認定請求書		新たに当該手当を受給する要件を具備したときに提出
11	児童手当額改定認定請求書・額改定届		当該手当の受給額が増減する事実が生じたときに提出
12	児童手当受給事由消滅届		当該手当の受給要件を欠くに至ったときに提出
13	児童手当氏名・住所等変更届		当該手当の受給者に変更が生じたときに提出
14	給与等の口座振込(変更)申出書		4月2日、5月1日、11月2日
15	旅費相手方登録入力(依頼)票	速やかに	旅費の振込口座に変更が生じたときに、事前に事務所に連絡の上、提出(電算職員)

16	相手方登録入力（依頼）票	速やかに	給与及び旅費の振込口座に変更が生じたときに提出。特別な事情がある場合は提出期限にかかわらず事務所に確認の上、提出（臨時講師等）
----	--------------	------	---

- ◆詳細については、文書により通知します。給与・旅費に係る所要見込額調等については、別途通知します。
- ◆各様式は、東青教育事務所ホームページにてダウンロードすることができます。（一部を除く。）

給与・旅費に係る事務の留意点

1 給与関係

(1) 給与支給明細書について

給与支給明細書は、收受後、金額等をチェックし、不明な点がある場合は速やかに東青教育事務所（以下「事務所」という。）へ連絡すること。特に次の事項に留意し、十分チェックすること。

- ア 人事異動に係る各種変更（新採用者・割愛採用者及び異動者の給料の月額、支出科目、へき地手当、管理職手当等）
- イ 扶養手当（子の扶養手当に係る4月の特定加算、22歳到達時の支給終了も含む。）、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当
- ウ 通勤手当報告書、住居手当報告書との照合
- エ 職員が育児休業、休職に入る場合及び復帰する場合の給与
- オ 特殊勤務手当、時間外勤務手当等（実績報告書との照合）
- カ 昇給（昇給、昇格発令通知書との照合）
- キ その他、給与改定等の制度改正が行われた際の支給額

(2) 給与の口座振込について

申出内容の変更時期は、4月、5月、11月の年3回とし、変更内容を記入した口座振込申出書を提出期限までに提出すること。ただし、下記ア～ウのようなやむを得ない場合は、この限りではないこと。

- ア 金融機関の店舗統廃合や改姓により口座番号が変更になった場合（改姓のみで口座番号等に変更がない場合は、給与管理システムの氏名変更のため戸籍謄（抄）本のコピーを提出すること。ただし、電算対象外職員（講師等）については、相手方登録入力（依頼）票の提出が必要となる。）※給与の振込口座と旅費の振込口座が同一の場合であっても、旅費相手方登録入力（依頼）票の提出も忘れずに行うこと。
 - イ 現金受領のある職員が育児休業及び無給休職に入る月
 - ウ 年度末退職者については、振込区分を第1口座のみに変更すること。（3月末日までに、変更内容を記入した口座振込申出書を提出すること。）
- ※上記ア、イについては、給与管理システムの都合により申出月からの変更ができない場合もあるため、銀行との手続を行う前に事務所に確認すること。

(3) 前渡資金について

- ア 前渡資金取扱者は、現金の取扱いについて事故が発生しないように十分留意すること。
- イ 前渡資金口座は、返納する場合を除き、当日中に精算し、口座残高を0円とすること。
- ウ 前渡資金取扱者が、前渡資金取扱予定日にやむを得ず取扱いできなくなる場合は、速やかに前渡資金取扱者の変更の承認を受けること。
- エ 前渡資金取扱者は、前渡資金口座の金額を常に確認し、過不足が生じた場合には、速やかに事務所へ連絡すること。また、給料や諸手当の支給、所得税還付等について、支給対象となる職員が在職するにもかかわらず支給明細書が送付されない場合は、速やかに事務所に確認すること。
- オ 給与支給日に個人口座への給与振込が不能となった場合は、給与が前渡資金口座に入金となるため、その際は同日中に職員に支払い、精算すること。（当日の午後に入金となる場合があるの

で注意すること。)

(4) 諸手当の諸届出、報告について

次の手当の支給要件に異動が生じた場合は、速やかに届出又は報告すること。

ア 届出を必要とする手当

扶養手当、単身赴任手当、へき地手当に準ずる手当、児童手当、寒冷地手当（採用、世帯主区分の異動等）、教育業務連絡指導手当（主任の変更発令）、特別支援教育手当（特別支援学級担任者及び担当者の変更）

イ 学校で認定後、報告を必要とする手当

通勤手当、住居手当

（制度の改正、バス等交通機関の運賃改定時は再届出の上認定し、報告すること。）

※通勤手当及び住居手当については、現況確認を行い、書類の不備や認定内容に変更がないか適宜確認すること。

(5) 実績報告、現金受領額B報告について

提出期限については、別途通知する給与及び非常勤報酬事務年間予定表によること。また、報告書は、特に次の事項に留意し、十分確認した上で提出すること。

ア 特殊勤務手当

- ・従事時間数や業務内容等、支給要件を満たしているか十分確認すること。
- ・特殊勤務手当支給整理簿を必ず作成し、証拠書類とともに学校で保管すること。

イ 時間外勤務手当

- ・時間外勤務等命令票に基づき、月ごとに集計の上、報告すること。
- ・休憩時間は、従事時間数に含めないこと。
- ・配分額を超えないように留意すること。
- ・週休日の振替等があった場合は、「週休日の振替等に伴う時間外勤務手当整理簿」を作成し、実施報告書に整理簿のコピーを添付すること。

ウ 現金受領額B報告書

- ・前月給与時と金額が同じ職員については帳票に記入しないこと。
- ・報告しない者の名前が帳票に記入されている場合は、職員番号欄及び現金受領額B欄を黒く塗りつぶして数字が見えないようにすること。
- ・金額を0円に修正する場合は現金受領額B欄に「0」を記入し、空欄としないこと。
- ・支給区分、記入者は忘れずに記入すること。
- ・報告月において全職員が前月と同額であり報告の必要がない場合には、その旨、事務所の担当者へ連絡すること。
- ・期末・勤勉手当については、前回の期末・勤勉手当報告時のデータが残っているため、変更がある場合は、報告漏れがないように注意すること。

<給与関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員の給与に関する条例等）
 - 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
 - 給与等事務便覧
 - 住居手当認定マニュアル
 - 通勤手当認定マニュアル
- 青森県教育委員会HP職員福利課参照
- 学校職員の特殊勤務手当…東青教育事務所HP総務課参照
 - 青森県職員児童手当事務取扱要領…教育事務所からの通知参照（様式は東青教育事務所HP総務課）

2 旅 費 関 係

(1) 配分予算(普通旅費)の執行について

配分予算の効率的な運用を図るため、経理状況を正確に記録し、かつ、公務旅行は配分予算の範囲内で適正に計画し執行すること。

(2) 旅行命令等について

- ア 旅行命令を発するときは、用務が公務として適当であるか、用務内容に応じた旅行者の人数、旅行日程、旅行手段等が適切であるか十分に検討、精査すること。
- イ 旅行命令の精算手続は、復命書により請求内容等を確認し、宿泊を伴う旅行及び概算払による旅行については、旅行命令簿の精算確認印欄に学校長が押印すること。
- ウ 旅行命令簿、復命書及び出勤簿については、それぞれを突合し確認した上で、請求漏れ等のないように注意すること。

(3) 旅費の請求、受領について

- ア 旅費の請求は、配分予算ごとに区分し、旅費請求総括票を添付の上、毎月行うこと。
- イ 旅費請求書は、旅費請求総括票に記載されている順番に並べること。
- ウ 宿泊を伴う旅費及び県外旅費の請求の際には、復命書の写し・開催要項等を添付すること。
- エ 旅費の振込口座の変更については、事前に事務所へ連絡の上、旅費相手方登録入力（依頼）票に、変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに提出すること。
- オ 旅費を概算請求する場合は、旅費請求総括票・旅費請求書・旅行命令簿写し・開催要項等を支払予定日（旅行出発日の1～3日前とする。ただし、金融機関営業日によっては、この限りではないこと。）の21日前までに事務所に到着するよう提出すること。その際、旅費請求総括票の上部に「概算」と朱書きし、その他の旅費と区別できるようにすること。また、旅行終了後は復命書及び領収書等で旅行内容・金額等を確認し、2週間以内に精算手続を行うこと。
- カ 週休日の振替等により、週休日に勤務を命じ旅行命令を発した場合は、備考欄にその旨を記載すること。（例：「〇月〇日の振替あり → 振替日〇月〇日」等）
- キ 令和8年度から旅費制度が改正となるので、注意するとともに、不明な点は東青教育事務所に問い合わせること。

(4) 臨時教職員の赴任旅費について

任用期間終了後、翌年度の4月末日までに臨時教職員として任用された場合において、任用の日から7日以内に住所又は居所を移転し、かつ、通勤困難者で移転により通勤時間がおおむね30分以上短縮されるときに限り、同一の学校で任用された場合を除き、赴任に伴う旅費が支給されるため、該当者がいる場合は、赴任旅費請求書を提出すること。

<旅費関係法令等の参考資料>

- 青森県教育関係者必携（職員等の旅費及び費用弁償に関する条例、青森県教育委員会所管旅費及び費用弁償取扱規程）
- 青森県教育関係事務提要（各種関係通知）
- 給与等事務便覧
- 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の運用について…市町村教育委員会からの通知参照
- 旅費関係質疑応答集…青森県教育委員会HP職員福利課参照

学校事務指導訪問

1 目的

県費に係る給与・旅費及び学務関係の事務処理の適正化を図るため、訪問により関係書類の確認をするもの。

2 訪問時期

原則として6月から10月までの期間とする。

3 令和8年度対象校

全体の訪問校数や学校の状況等を考慮して決定する。

なお、訪問校の決定は文書で通知する。

4 確認書類

次に掲げる書類を中心に必要事項を確認する。

(1) 給与関係

- ア 出勤簿
- イ 前渡資金取扱者の預金通帳
- ウ 現金受領額B報告書の学校控え及び関係書類
- エ 特殊勤務手当支給整理簿
- オ 部活動及び対外運動競技等引率に係る計画書・確認簿、大会要項等
- カ 時間外勤務命令票
- キ 時間外勤務実績報告書・週休日の振替え等に伴う時間外勤務手当整理簿
- ク 通勤手当認定簿及び認定マニュアル
- ケ 住居手当認定簿及び認定マニュアル
- コ 給与支給明細書
- サ 諸手当受給状況等一覧

(2) 旅費関係

- ア 旅行命令簿
- イ 復命書
- ウ 会議等の開催要項等
- エ 旅費請求総括票の控え
- オ 旅費関係質疑応答集

(3) 学務関係

- ア 年次休暇簿、病気休暇・特別休暇簿、介護休暇簿
- イ 週休日の振替え等命令簿、代休日の指定簿
- ウ 職務に専念する義務の免除の承認関係書類
- エ 勤務時間の割振表
- オ 修学旅行等の引率に係る4週間単位の変形勤務時間制関係書類
- カ 履歴カード
- キ 昇給・昇格発令通知書

Ⅱ 学務関係

令和8年度学級編制について

1 学級編制基準

県が定める学級編制基準である、公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の1学級の児童生徒数の標準は、下表のとおりとする。

学級編制の区分	学校種別	
	小学校	中学校
単式学級	35	第1学年 35 第2・3学年 40
2個学年複式学級 (※1)	第1学年の児童を含む場合	8(4)
	第1学年の児童を含まない場合	16(8)
特別支援学級 (※2)	8	8

※1 「2個学年複式学級」とは、引き続く2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいい、()内の数字は、2の学年の間に児童又は生徒の存しない学年がある場合（いわゆる「飛び複式学級」）のいずれか一方の学年の児童生徒数である。

※2 「特別支援学級」は、2以上の学年の児童又は生徒の数の合計が8人以下である場合は1学級に編制する。

(1) 学級は同学年で編制するのが原則であり、できる限り少ない個数の学年で編制し、同学年の児童生徒数は分割しない。

(2) 児童生徒数が8人を下回っている下の学年から順に編制する。ただし、必ずしも引き続く学年によることを要しない。

2 県が実施する弾力的な学級編制について

「単式学級」において、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の全学年は、上記1の表の学級編制基準（以下「基準」という。）により学年2学級以上の場合、児童生徒数の上限を33人とすることができる。

なお、33人を上限とした場合の学級増は、学年毎に1学級までとする。

令和8年度小・中学校教職員配置基準

- 1 公立小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）の教職員配置基準は、次のとおりとする。

学級数については、県が定める学級編制基準による。

小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）

(1) 校長

1校に1人とする。

(2) 教員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	2	3	4	5	6	8	9	10	11	12
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	13	14	15	16	18	19	20	21	22	23
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	24	25	26	27	28	29	31	32	33	34
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教員数	35	36	37	38	39	41	42	43	44	45

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導児童数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。

- ③ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び児童数を勘案し、別途配置する。

(3) 養護教諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、児童数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 児童数が851人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、児童数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。

(4) 事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、次のとおりとする。
- ア 児童数が25人以上の学校に1人とする。
- イ 中学校が併置されている場合は、児童及び生徒の数が合わせて25人以上の学校に1人とする。
- ③ 27学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護児童が100人以上、かつその学校の児童数に対する割合が25/100以上の場合、児童数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

- ① 学校給食（給食内容がミルクのみである給食を除く。以下同じ。）を実施する共同調理場については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が1,500人以下の共同調理場に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が1,501人以上6,000人以下の共同調理場に2人とする。
 - ウ 児童及び生徒の数が6,001人以上の共同調理場に3人とする。
- ② 学校給食の単独実施校については、次のとおりとする。
- ア 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校に1人とする。
 - イ 児童及び生徒の数が550人以上の単独実施校を有しない市町村に1人とする。ただし、共同調理場に栄養教諭又は学校栄養職員（以下「栄養教諭等」という。）が配置される市町村は除く。
 - ウ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校を8校以上有している市町村に1人とする。
 - エ 栄養教諭等が配置されていない単独実施校の児童及び生徒の数が合わせて800人以上の町村に1人とする。
 - オ 上記以外の単独実施校については、児童及び生徒の数及び学校数等を勘案し配置する。
- ③ 児童の食に関する指導に積極的に取り組む学校には、児童数等を勘案し、1人増配置する。
- ④ 児童の食に関する指導体制の整備に積極的に取り組む市町村には、取組状況等を勘案し、上記①～③の人数の範囲内で、栄養教諭を配置する。

中学校（義務教育学校の後期課程を含む。）

(1) 校長

1校に1人とする。

ただし、小学校が併置されている場合は、小学校の校長が兼務するものとする。

(2) 教員（教頭・教諭）

- ① 次の表のとおり配置する。

教員数には教頭を含むものとする。

学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
教員数	3	5	7	8	10	11	12	13	15	17
学級数	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
教員数	18	19	20	22	24	25	27	29	30	32
学級数	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
教員数	33	35	36	37	39	40	42	43	45	47
学級数	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
教員数	48	50	51	53	53	54	55	57	58	60

- ② 特別支援学級（各障害種別）において、担当教員1人当たりの指導生徒数が、平均して6人を超える学校には、1人増配置する。
- ③ 学校規模が14学級以上の上記教員数には、生徒指導専任教諭1人を含むものとする。
- ④ 指導方法の工夫改善等に積極的に取り組む学校には、学級数及び生徒数を勘案し、別途配置する。

(3) 養護教諭

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数、施設、設備、学校保健活動の推進状況等を勘案し、努めてへき地に重点をおいて配置するものとする。
- ③ 生徒数が801人以上の学校に1人増配置する。
- ④ ③以外の学校については、生徒数及び保健室登校等学校事情を勘案し、1人増配置する。
- ⑤ 小学校が併置されている場合は、小学校の養護教諭が兼務するものとする。
ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の養護教諭を兼務するものとする。

(4) 事務職員

- ① 4学級以上の学校に1人とする。
- ② 3学級以下の学校については、生徒数25人以上の学校に1人とする。
- ③ 21学級以上の学校に1人増配置する。
- ④ 要保護及び準要保護生徒が100人以上、かつその学校の生徒数に対する割合が25/100以上の場合、生徒数及び学校事務処理体制等の事情を勘案し、必要があると認められる学校に1人増配置する。
- ⑤ 事務の共同実施による事務部門の強化対応を行う学校には、別途配置する。
- ⑥ 小学校が併置されている場合は、小学校の事務職員が兼務するものとする。ただし、①又は②を満たし、かつ、小学校に配置がない場合、中学校に1人とし、小学校の事務職員を兼務するものとする。

(5) 栄養教諭・学校栄養職員

小学校に同じ。

2 弾力的な学級編制による学級増に伴う教職員の配置については、次のとおりとする。

(1) ①小学校

1学級増につき教諭又は講師を1人とする。

②中学校

1学級増につき教諭又は講師を、上記3中学校(2)①の基準により1人又は2人とする。

- (2) 市町村が独自に実施する弾力的な学級編制による学級増については、県費負担教職員の配置は行わないため、授業時間数の増加などによって現有の教員に著しい負担を課すことのないよう、実施市町村において適切に措置すること。

3 併置又は併設型の小中一貫教育推進校及び義務教育学校においては、指導計画や教育環境の整備状況及び学級規模等の学校事情を勘案し、協議の上、上記3によらない教職員の配置をすることができるものとする。

令和8年度学校・職員等一覧表

1 学校数

校種	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	10	2	1	1	2	16
中学校	9	1	1	1	2	14
計	19	3	2	2	4	30

2 複式学級を有する学校

校種	学校数 a	うち複式学級を有する学校数 b	b/a (%)
小学校	16	7	43.8
中学校	14	2	14.3
計	30	9	30.0

3 学校規模

校種	学級数	1～3	4～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	小学校	学校数	1	3	6	5	1	0
中学校	学級数	1～2	3～5	6～11	12～18	19～23	24以上	計
	学校数	3	6	4	0	0	1	14

4 教職員数（現員）（R8.4.1現在）

校種	校長	教頭	教諭	養護教諭	事務職員	栄養教諭	栄養士	計
小学校	16	17	156	14	14	1	1	219
中学校	11	14	140	10	11	2	0	188
計	27	31	296	24	25	3	1	407

5 児童・生徒数（8年度学級編制届出時）

校種	区分	むつ市	大間町	東通村	風間浦村	佐井村	計
小学校	学級数	117	12	13	5	7	154
	児童数	1,937	150	189	34	41	2,351
中学校	学級数	69	5	8	5	5	92
	生徒数	1,175	94	118	26	20	1,433
計	学級数	186	17	21	10	12	246
	児童・生徒数	3,112	244	307	60	61	3,784

6 特別支援学級

校種	学校数	学級数	児童・生徒数
小学校	15	48	226
中学校	12	31	88
計	27	79	314

7 学校一覧（令和8年度学級編制届出時）

【小学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	児 童 数
1 第一田名部			13 (2)	277 (13)
2 第二田名部			17 (5)	366 (31)
3 第三田名部			14 (5)	209 (24)
4 関 根		○	6 (2)	35 (4)
5 大 平			16 (4)	343 (24)
6 大 湊		○	7 (2)	61 (7)
7 苫 生			22 (8)	432 (45)
8 川 内	1		8 (2)	66 (7)
9 大 畑			10 (4)	140 (20)
10 脇 野 沢	2	○	4 (2)	8 (2)
む つ 市 計			117 (36)	1,937 (177)
1 大 間 準			8 (2)	137 (12)
2 奥 戸	1	○	4 (1)	13 (1)
大 間 町 計			12 (3)	150 (13)
1 東 通			13 (6)	189 (33)
東 通 村 計			13 (6)	189 (33)
1 風 間 浦	1	○	5 (1)	34 (1)
風 間 浦 村 計			5 (1)	34 (1)
1 佐 井	1	○	6 (2)	39 (2)
2 牛 滝	4		1	2
佐 井 村 計			7 (2)	41 (2)
合 計		6	154 (48)	2,351 (226)

【中学校】

学 校 名	へき地級	複式	学 級 数	生 徒 数
1 田 名 部			26 (8)	595 (37)
2 む つ			8 (2)	153 (6)
3 関 根			5 (2)	23 (3)
4 近 川	1		2 (1)	3 (1)
5 大 湊			5 (2)	46 (3)
6 大 平			11 (4)	208 (15)
7 川 内	1		4 (1)	36 (3)
8 大 畑			6 (2)	105 (2)
9 脇 野 沢	2	○	2	6
む つ 市 計			69 (22)	1,175 (70)
1 大 間 準			5 (2)	94 (2)
大 間 町 計			5 (2)	94 (2)
1 東 通			8 (3)	118 (12)
東 通 村 計			8 (3)	118 (12)
1 風 間 浦	1		5 (2)	26 (2)
風 間 浦 村 計			5 (2)	26 (2)
1 佐 井	1	○	4 (2)	19 (2)
2 牛 滝	4		1	1
佐 井 村 計			5 (2)	20 (2)
合 計		2	92 (31)	1,433 (88)

[注]

- 1 へき地級：数字は当該学校の級地を示し、「準」は準へき地学校である。
- 2 学級数及び児童・生徒数：令和8年度学級編制届出時(R8.3.2)における数であり、()内の数字は特別支援教育に係る学級数及び児童・生徒数の再掲である。
- 3 独立校・併置校：管内小・中学校の独立校・併置校の内訳は、次のとおりである。

	独立校	併置校	計
小学校	13	3	16
中学校	11	3	14
計	24	6	30

項目	区分	条件	提出書類		根拠規定	
			職員(→校長)	校長(→市町村教委)		
精神性疾患	願	3年以内	休職願 精神性疾患精密検査証明書	職員の休職について(副申) 精神性疾患観察報告書	市町村教委(→教育事務所) 県費負担教職員の休職について(内申) 精神性疾患観察報告書	分条4・5 取規3・10
	期間延長		休職期間延長願 精神性疾患精密検査証明書	職員の休職期間の延長について(副申) 精神性疾患観察報告書	県費負担教職員の休職期間延長について(内申) 精神性疾患観察報告書	取規6・10
	経過報告	90日毎に提出(休職期間延長・復職手続 さと重なる場合は不要)	経過報告書	経過報告書	経過報告書	取規4・10
	復職	30日前までに提出	病状報告書 精神性疾患精密検査証明書	職員の復職について(副申) 精神性疾患経過観察報告書	県費負担教職員の復職について(内申) 精神性疾患経過観察報告書	取規5・10
	願	3年以内		休職願・精密検査証明書	職員の休職について(副申) 校長の場合、 休職願(副)を 添付する	取規6-4 の不在・不在 11 の不在・不在
上記以外の 傷病			経過報告書	職員の休職期間の延長について(副申) 経過報告書	県費負担教職員の休職期間延長について(内申) 経過報告書	勤規11・取規10
復職			病状報告書・精密検査証明書	職員の復職について(副申)	経過報告書	取規4 取規5
5 介護休暇	請求・期間延長・ 期間短縮(取消)	一の要介護状態ごとに3回を超えず、かつ、 通算して6月を超えない範囲内で指定する 期間(指定期間)内において必要と認められる期間	介護休暇の指定期間申出書 介護休暇簿(証明書等添付) ※取消の場合は、休暇簿の裏面に取消期間、理由等を記入し押印	休暇報告書 勤務時間割振り表(取消の場合は不要)	休暇報告書	勤規14、19 取規7
6 介護時間	請求・取消	一の要介護状態ごとに、連続する3年の範囲内(介護休暇の指定期間を除く。)において、 1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間	介護時間に係る休暇簿(証明書等添付) ※取消の場合は、休暇簿の裏面に取消期間、理由等を記入し押印	休暇報告書 勤務時間割振り表(取消の場合は不要)	休暇報告書	勤規14、19 取規7
7 職員の事故等			願末書・過去3年間分以上の運転記録証明書・見取図・必要により示談書・診断書等・事故証明書写し	事故報告書	職員の事故報告	技基14 服規28
8 履歴事項の異動	氏名・本籍 学歴・免許 現住所・その他		履歴事項異動届・戸籍抄本 ・卒業証明書 ・免許状の写し	一般の鑑	履歴事項異動届報告書	服規27
9 退職	普通		履歴事項異動届・証明書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の 典書証明	服規6
	勤奨		辞職願・履歴書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の 典書証明	〃
	定年		死亡診断書(写し) 履歴書 戸籍謄本(原本)	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の 典書証明	〃
	死亡		退職手当請求書・履歴書 再就職に関する申立書 退職所得に関する申告書	職員の退職(具申)	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の 典書証明	定条2
	退職手当			一般の鑑 直接下北教育事務所へ提出	職員の退職(内申) 履歴書への教育長の 典書証明	退条

注1 市町村教委への提出に当たっては、職員より提出された書類の写しを添付すること。また、教育事務所への提出に当たっては、学校長より提出された書類の写しを添付すること。

注2 育児休業、退職及び退職関係の添付書類は原本を教育事務所提出すること。(出生届出済証明書等写しを可としている書類は除く。)

・地方教育行政の組織及び運営に関する法律
・職員給与に関する条例
・職員の給与に関する条例
・職員の定年等に関する条例
・職員の分限に関する手続及び効果についての条例
・職員の退職手当に関する条例
・職員の退職時間、休日及び休暇(人事委員会規則13-8)に関する規程
・学校職員の育児休業に関する規則

・〇〇市町村立小学校及び中学校の職員の勤務等に関する規程案
・地方公務員の育児休業等に関する法律
・職員の育児休業等に関する条例
・学校職員の退職及び休業に関する取扱規則
・学校職員の育児休業に関する規則

(設置及び目的)

第1条 下北管内の小・中学校の教頭の業務について意見交換・協議を行い、もって、教頭の働き方改革を推進するとともに、学校全体の働き方改革の推進に資することを目的として、下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会（以下「推進協議会」という）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 教頭の業務の効率化に関すること。
- (2) 教頭の業務の縮減に関すること。
- (3) 各校の教育課程編成における効率化の視点に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の働き方改革の推進に対し必要があると認める事項。

(組織)

第3条 推進協議会は、委員18人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 下北管内市町村教育委員会担当者各1名
- (2) 下北小学校長会から1名
- (3) 下北地方中学校長会から1名
- (4) 下北小中学校教頭会の小学校所属会員と中学校所属会員から各2名
- (5) 下北学校事務研究会から1名
- (6) 下北教育事務所から、所長、次長、総務課長、教育課長、及び主任指導主事
- (7) その他下北教育事務所長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の末日までとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、補充することができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 下北教育事務所は、特別の事由があるときは、任期満了前に委員の委嘱を解くことができる。

(役員)

第6条 推進協議会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 推進協議会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は下北教育事務所次長が務める。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、下北教育事務所長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、又は委員以外の者に意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進協議会の庶務は、下北教育事務所総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会に関し必要な事項は、下北教育事務所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月31日から施行する。

協議の概要

1 はじめに

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会では、教頭の働き方改革の推進に資する取組を検討するため、令和7年9月1日（月）に会議を開催しました。その議事録を送付しますので、各市町村教育委員会・各校におかれましては、学校における働き方改革を進めるための手がかりとして御活用いただきますようお願いいたします。

また、会議では、教頭の働き方改革に向けて管内の各市町村教育委員会・各校が共通して実践する事項（以下「共通実践事項」という。）を定めましたので、その実現に向けて取組を進めるようお願いいたします。

なお、共通実践事項につきましては、今後、取組状況等を確認するためのアンケートを予定しており、令和8年2月に開催予定の第2回協議会において内容を確認し、次年度の取組等を検討して参ります。

2 送付資料

- (1) 令和7年度第1回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（概要版）
- (2) 令和7年度第1回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（全文）

3 共通実践事項

(1) 校内巡回の見直し

児童生徒の安全管理を目的とした校内巡回や、児童生徒の登校を見守るため、多くの教頭が勤務時間よりも早く出勤しています。また、施錠を含めた退勤前の校内巡回についても、多くの教頭が実施しています。

しかし、校内巡回は必ずしも教頭だけが担う必要はない業務であると考えます。例えば、朝の校内巡回は、勤務時間の開始時刻が早く設定されている用務員等が実施したり、退勤前の巡回は、他の教職員と分担したりすることができると考えられます。各校においては、教頭の負担を分散し、平準化するため、校内巡回の見直しをお願いします。

(2) 教頭と他の職員との業務分担の見直し

文部科学省が公表している「令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果（全国の状況）」では、時間外在校等時間が45時間を超える人の割合は、校長や教諭は約20～30%ですが、教頭は約65%と高い状態です。このため、各校においては、校長と教頭、教頭と各分掌主任、教頭と事務職員の間で業務分担を見直し、必ずしも教頭が行わなくてもよいものの分担について検討をお願いします。なお、年度途中から分担の見直しが困難な業務については、来年度からの実施に向けて必要な準備を進めるようお願いいたします。

4 共通実践に向けて努力する事項（生成A I の活用）

協議会においては、特に新規の文書を作成する場合などに、生成A I を活用することで作成する時間を削減できるのではないかという意見がありました。しかし、生成A I については、各市町村教育委員会においてガイドライン等の規定の整備が必要となるため、今年度の共通実践事項ではなく、来年度以降の実施に向けて努力する事項とします。

各市町村教育委員会においては、令和8年度以降の学校における生成A I の活用に向け、ガイドラインの整備等を進めていただくようお願いします。

なお、ガイドラインの整備等に当たっては、文部科学省初等中等教育局が作成した「初等中等教育段階における生成A I の利活用に関するガイドライン」を参考として活用することができます。

令和7年10月21日

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会

委員長 大島 忍

- 1 日時 令和7年9月1日（月）13：30～15：52
- 2 場所 むつ合同庁舎新館2階中会議室
- 3 議事概要（下線部分が「共通実践事項」に係る内容）

現状分析

時間がかかっている業務

- ・通信票、調査書、指導要録等の点検
- ・教員からの相談対応
- ・学校徴収金の整理、催促
- ・施設巡回、解錠、施錠
- ・教育研究会等の事務局に関する業務
- ・校外に発出する文書の確認
- ・児童生徒の問題行動への対応
- ・勤務時間外の保護者対応
- ・授業準備（教材研究、評価等）
- ・周年行事に関する業務
- ・人事評価の面談、報告書の作成
- ・工事への対応

時間を削減できると思う業務や工夫・取組

- ・各種資料、調査への回答の簡素化、統合
- ・文書のフォーマットの共有
- ・会議資料等のデジタル化、ペーパーレス化
- ・校務支援ソフト等のICTの活用
- ・小・中学校のPTA統合（併置校）
- ・管理職のスケジュールの可視化
- ・休日に出校する場合の校長と教頭の分担
- ・出張からの直帰
- ・開校時間の周知、徹底
- ・施設巡回の分担
- ・教育活動を勤務時間内に終わらせるように計画を作成

取組内容と課題

効果があったと思う取組

- ・校務支援ソフト等のICTの活用
- ・勤務時間外の留守番電話対応
- ・休日に出校する場合の校長と教頭の分担
- ・出張からの直帰
- ・メール、Google フォームでの欠席連絡
- ・教頭、教務主任のスクール・サポート・スタッフの活用
- ・起案による文書の確認
- ・メール配信システムによる保護者への連絡
- ・児童生徒の下校時刻の繰り上げ
- ・学校行事日程の見直し（例：体育祭を1日→午前のみに変更）
- ・定期テストを5教科のみとし、技能教科は単元テストで対応
- ・小・中学校のPTA統合（併置校）
- ・生成AIの活用

実現に期待する取組

- ・1学級当たりの児童生徒数、教職員配置基準の見直し
- ・学習指導要領、標準時数の見直し
- ・教頭、教務主任の複数配置
- ・勤務時間外の留守番電話対応
- ・始業時間前に登校する児童生徒対応の外注
- ・校長、教務主任、事務職員等との分担
- ・児童生徒の下校時刻の繰り上げ
- ・若手教員の意識改革（学校運営の一員という意識の醸成）
- ・生成AIの活用（メール、学校行事の案内、学級通信の作成、記述式アンケートの集計）
- ・機器やシステムの年度更新の簡略化、外注

課題

- ・勤怠管理システムの導入によって、持ち帰り業務が把握できない
- ・機器やシステムの年度更新に時間がかかる
- ・教員のスクール・サポート・スタッフの活用が不十分
- ・資料のデジタル化による「資料を読まない職員」の増加
- ・Google フォームを活用する場合の児童生徒による基データの作成（特に小学校低学年）
- ・働き方改革のノウハウを共有する場の設定

事務職員によるサポート

- ・出勤簿取扱者を事務職員に変更
- ・長期休暇にかかる事務処理を事務職員が担当
- ・施設設備の点検、工事への立会
- ・簡易な調査への回答

参考

市町村教育委員会事務局の取組

- ・定時退庁日の設定、庁内放送による周知
- ・定時退庁日の時間外勤務は、申請を義務化
- ・時差出勤、テレワーク
- ・公文書の公印省略

共通実践事項

- 校内巡回の見直し
- 教頭と他の職員との業務分担の見直し

協議の概要

1 はじめに

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会では、教頭の働き方改革の推進に資する取組を検討するため、令和8年2月2日（月）に会議を開催しました。

令和7年9月1日に開催した、第1回協議会で決定した共通実践事項の取組状況や課題を把握するために実施したアンケート調査結果に基づき、共通実践事項の着実な実施に向け、課題を抽出し、それらに対する効果的な対策を協議しました。

各市町村教育委員会・各校におかれましては、学校における教頭の働き方改革を進めるための手がかりとして、共通実践事項の実現に向けて取組を進めるようお願いいたします。

2 送付資料

- (1) 令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（概要版）
- (2) 令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会 議事録（全文）

3 令和8年度の共通実践事項

令和8年度の共通実践事項については、令和7年度から取り組んできた「校内巡回における役割分担の見直し」及び「教頭と他の職員との業務分担の見直し」の2項目に継続して取り組めますが、大きなタイトルを「教頭の業務内容の明確化」とし、さらなる推進を図ります。

(1) 校内巡回における役割分担の見直し

児童生徒の安全管理を目的とした校内巡回や施錠業務について、学年担当の教職員や用務員と分担することで、全ての実施校において教頭の負担軽減につながっています。

しかし、教職員が確認した後の最終的な確認を教頭が行うといった、作業の二重化（重複）に加え、早朝登校への対応や保護者からの電話対応、用務員の勤務時間の制約等も課題となっています。

校内巡回は必ずしも教頭だけが担う業務ではないことから、各校においては、学年担当の教職員や日直の教職員、用務員などと役割を分担し、『学校の安全をみんなで確保する』という意識改革を促すことで、教頭の業務を分担し、平準化を図っていただくようお願いいたします。

(2) 教頭と他の職員との業務分担の見直し

調査回答、対外行事窓口、メール配信などの業務を分担した学校では、すべての実施校において肯定的な効果が確認されています。一方で、最終確認を教頭が担う必要がある業務や、定期人事異動に伴う新たな教務主任へのサポート、小規模校における

人員不足等が課題として挙げられています。

各校においては、校長と教頭、教頭と各分掌主任、教頭と事務職員・スクール・サポート・スタッフ（SSS）との間で業務分担をさらに進めていただくようお願いします。

また、日付や氏名、調査内容の変更点等を重点的に確認することでチェックの効率化を図るとともに、教頭でなければできない業務との切り分けや区分を精査し、必ずしも教頭が行わなくてもよい業務を分担することについて検討をお願いします。

4 共通実践に向けて努力する事項

(1) 生成AIの活用

協議会においては、生成AIは保護者への案内文書の作成や、アンケート結果の記述式の分析に非常に有効で、数分で処理が可能であるとの意見がありました。こうしたノウハウを共有する場を設定することも働き方改革につながるものと考えられます。

各市町村教育委員会においては、個人情報を入力しない、学習させないなどのルールを周知し、来年度以降の活用に向けてガイドラインの整備等を検討していただくようお願いいたします。

(2) 教育課程上の工夫改善に向けた取組

令和8年度に向け、各校においては、例えば、

- ・保護者等への周知及び協力依頼を行った上で、児童生徒玄関の解錠時刻を遅くし、ゆとりある始業体制を構築する。
- ・週休日における業者等の対応を分担し、（勤務時間が半日以上に及ぶ場合は）確実に週休日の振替を取得できるよう、事前の体制を整える
- ・学校規模に応じて校内分掌を見直し、統合や効率化を図る。

など、各校の実情に応じた検討をお願いします。

令和8年3月19日

下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会

委員長 大島 忍

令和7年度第2回下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会（概要版）

1. 開催場所：むつ合同庁舎旧館2階大会議室

趣旨：第1回協議会で決定した「共通実践事項」の取組状況をアンケート結果から把握し、課題に対する効果的な対策及び次年度の方向性を協議する。

2. 共通実践事項の取組状況と課題・対策

(1) 校内巡回の見直し

状況：管内小・中学校の56.7%が実施し、取り組んだ全ての実施校において、「効果があった」と回答した。

課題：教職員が確認した後に教頭が最終確認を行うといった「作業の二重化」や、早朝登校・電話対応による教頭の「早出出勤の継続」が課題となっている。

対策：「学校の安全は全員で確保する」という教職員の意識改革を促し、役割分担を徹底することで教頭の負担軽減と業務の平準化を図る。また、玄関の解錠時刻を遅らせるなど、保護者へ登校時刻の見直し等について協力依頼も検討する。

(2) 教頭と他の職員との業務分担の見直し

状況：管内小・中学校の60%が実施し、全ての実施校において肯定的な効果が得られた。

課題：外部文書の最終確認（チェック機能）の効率化や、定期人事異動に伴う教務主任等へのサポートに時間がかかる点が挙げられた。

対策：校長、教頭、各分掌主任、事務職員、スクール・サポート・スタッフ（SSS）間での業務分担をさらに推進する。特に、日付・氏名・前年度からの変更点等の重点確認によるチェックの効率化や、教頭でなければできない業務の精査を行う。

3. 令和8年度の共通実践事項（案）

令和7年度の項目を継続しつつ、大きなタイトルを「教頭の業務内容の明確化」として、さらなる推進を図る。

教頭の業務内容の明確化：① 校内巡回における役割分担の見直し
② 教頭と他の職員との業務分担の見直し

4. 共通実践に向けて努力する事項

生成AIの活用：保護者宛て案内文書の作成やアンケート分析等に有効であり、個人情報への扱いに留意したガイドラインの整備と活用を進める。

教育課程上の工夫改善：児童生徒の下校時刻の繰り上げ

市町村教育委員会による支援：学校施設の施錠管理の代行や、地域行事への教員参加の見直しなど、学校外の調整を含めた支援を継続する。

その他：週休日における業者点検対応の分担、校内分掌の統合・効率化など、各校の実情に応じた検討を行う。

下北教育事務所管内 学校・教育機関等一覧

【小学校】

学校名	校長氏名	教頭氏名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス
1 第一田名部小	山 本 敦	田 中 道 介	22-1236	22-5198	むつ市柳町2-7-1	ichita-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
2 第二田名部小	佐 藤 充	中 村 徳 郎	22-1450	22-5260	むつ市小川町1-18-10	nita-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
3 第三田名部小	工 藤 貴 史	關 政 明	22-1267	22-1266	むつ市田名部赤川ノ内並木14-196	santa-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
4 関 根 小	山 田 武 弘	橋 本 賢 吾	25-2120	45-1412	むつ市関根字北関根99-2	seki-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
5 大 平 小	鎌 田 悟	田 中 めぐみ	24-1291	29-1615	むつ市大平町8-6	odaira-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
6 大 湊 小	山 田 淳	竹 本 陽 子	24-1810	24-1141	むつ市大湊上町43-32	ominato-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
7 苫 生 小	大 島 忍	田 中 健 一	22-5141	22-5172	むつ市金曲1-5-10	toma-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
8 川 内 小	祐 川 文 規	山 本 洋 史 戸 未 浩 之	42-2241	42-2230	むつ市川内町休所5-1	kawa-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
9 大 畑 小	齋 藤 修 一	笹 大 樹	34-2237	34-2227	むつ市大畑町伊勢堂1-1	ohata-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
10 脇 野 沢 小	大 島 義 弘	西 澤 秀 樹	44-2345	44-3277	むつ市脇野沢瀬野川目85-2	waki-sh-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
11 大 間 小	森 恭	新 松 美代子	37-2107	37-2126	大間町大間字狼丁37-2	oomashou02@town.ooma.lg.jp
12 奥 戸 小	横 濱 慎 一	北 田 智 弘	37-2108	37-2118	大間町奥戸字館ノ上96-69	okushou02@town.ooma.lg.jp
13 東 通 小	宮 野 康 彦	高 田 早 苗	48-2600	48-2602	東通村砂子又字沢内9-4	higasho@higashidoori-gakuen.ed.jp
14 風 間 浦 小	藤 田 幸 博	山 本 光	31-1831	35-2181	風間浦村易国間字古野18-2	kazasyo@jomon.ne.jp
15 佐 井 小	伊 藤 慎	佐 藤 和 也	38-2262	38-4455	佐井村佐井字糠森103-3	saisyou@vill.sai.lg.jp
16 牛 滝 小	町 田 晋 一	藤 井 健	38-5055	34-0213	佐井村長後字牛滝川目99	ushitaki@vill.sai.lg.jp

【中学校】

学校名	校長氏名	教頭氏名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス
1 田 名 部 中	岸 健一郎	賀 佐 誠	22-1930	28-2214	むつ市緑町22-8	tanabu-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
2 む つ 中	竹 川 康 則	服 部 秀	22-1641	28-2217	むつ市栗山町17-2	mutsu-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
3 関 根 中	小 島 一 玄	川 島 学	25-2116	45-1004	むつ市関根字北関根99-2	seki-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
4 近 川 中	成 田 真 紀	猪 口 優 野	26-2114	45-2003	むつ市奥内字江豚沢1-2	chika-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
5 大 湊 中	畑 山 元 康	伴 貴 代	24-2138	28-3032	むつ市桜木町19-1	ominato-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
6 大 平 中	石 川 禎 大	伊 藤 輝	24-1714	28-3026	むつ市並川町2-4	odaira-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
7 川 内 中	祐 川 文 規	南 玲	42-2213	42-2219	むつ市川内町休所5-1	kawa-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
8 大 畑 中	葛 西 和 人	木 村 孝 広	34-4372	34-5674	むつ市大畑町兎沢17-7	ohata-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
9 脇 野 沢 中	大 島 義 弘	關 貴 之	44-2023	44-3477	むつ市脇野沢瀬野川目85-2	waki-ch-1@ed.mutsu.e-shimokita.jp
10 大 間 中	二 階 幸 喜	工 藤 範 子	37-3109	37-4774	大間町大間字大間平31-1	oomachuu02@town.ooma.lg.jp
11 東 通 中	工 藤 秀 吾	野 澤 新乃介	48-2601	48-2619	東通村砂子又字沢内9-4	higashidoori_chuu01@sunny.ocn.ne.jp
12 風 間 浦 中	長 内 人 志	田 川 由美子	35-2013	35-2023	風間浦村易国間字古野18-1	kakyz72v@jomon.ne.jp
13 佐 井 中	齊 藤 保	佐 藤 雅 布	38-2078	38-4456	佐井村佐井字中道75	saichuu@vill.sai.lg.jp
14 牛 滝 中	町 田 晋 一	館 田 敬 士	38-5055	34-0213	佐井村長後字牛滝川目99	ushitaki@vill.sai.lg.jp

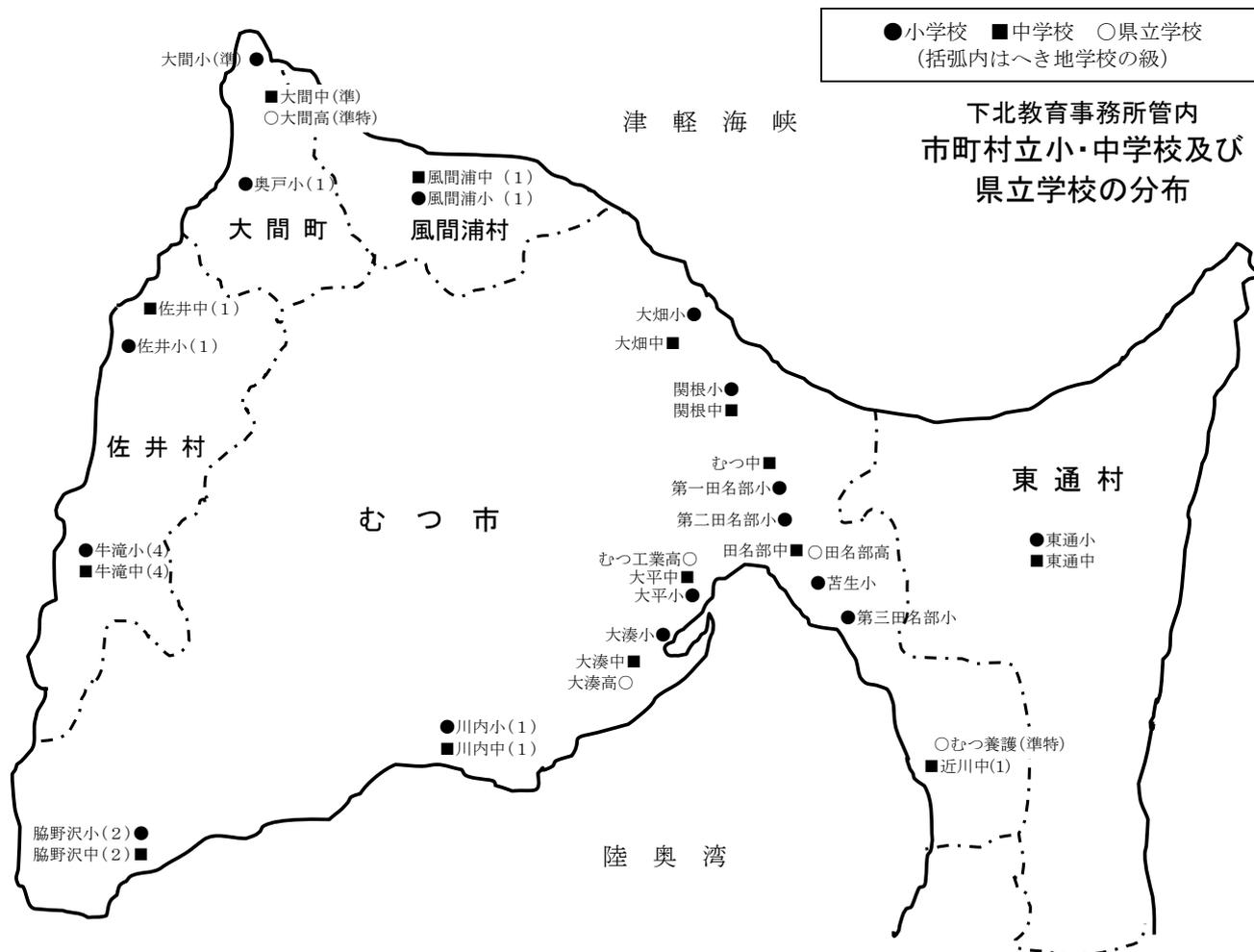
[小学校16校・中学校14校 学校数30校]

【市町村教育委員会】

	市町村名	教育長名	電話番号	FAX番号	住 所	メールアドレス	
						総務課	学校 教育課
1	む つ 市	阿 部 謙 一	22-1111	22-1488	むつ市中央1-8-1	mt-ksoumu@city.mutsu.lg.jp	mt-gakko@city.mutsu.lg.jp
2	大 間 町	岩 本 浩 也	37-2103	37-4661	大間町大間字奥戸下道20-4	kyouiku01@town.ooma.lg.jp	
3	東 通 村	奥 島 涼 子	27-2111	27-3027	東通村砂子又字沢内5-34	kyouiku@vill.higashidoori.lg.jp	
4	風 間 浦 村	村 上 純 一	35-2210	35-2123	風間浦村易国間字大川目28-5	kyouiku@kazamaura.jp	
5	佐 井 村	曾 根 智 子	38-4506	38-4512	佐井村佐井字糠森20	sai_kyouiku@vill.sai.lg.jp	

【県立学校】

	学校名	校長氏名	電話番号	FAX番号	住 所
1	田 名 部 高	山 田 昭	22-1184	23-7233	むつ市海老川町6-18
2	大 湊 高	庭 田 浩 之	24-1244	24-2680	むつ市大湊字大近川44-84
3	大 間 高	米 田 智	37-2109	37-2116	大間町大間字大間平20-43
4	む つ 工 業 高	幸 山 敏 克	24-2164	29-2893	むつ市文京町22-7
5	む つ 養 護	相 畑 利 行	26-2210	26-2286	むつ市奥内字栖立場1-110



下北教育事務所機構図

下北教育事務所所在地

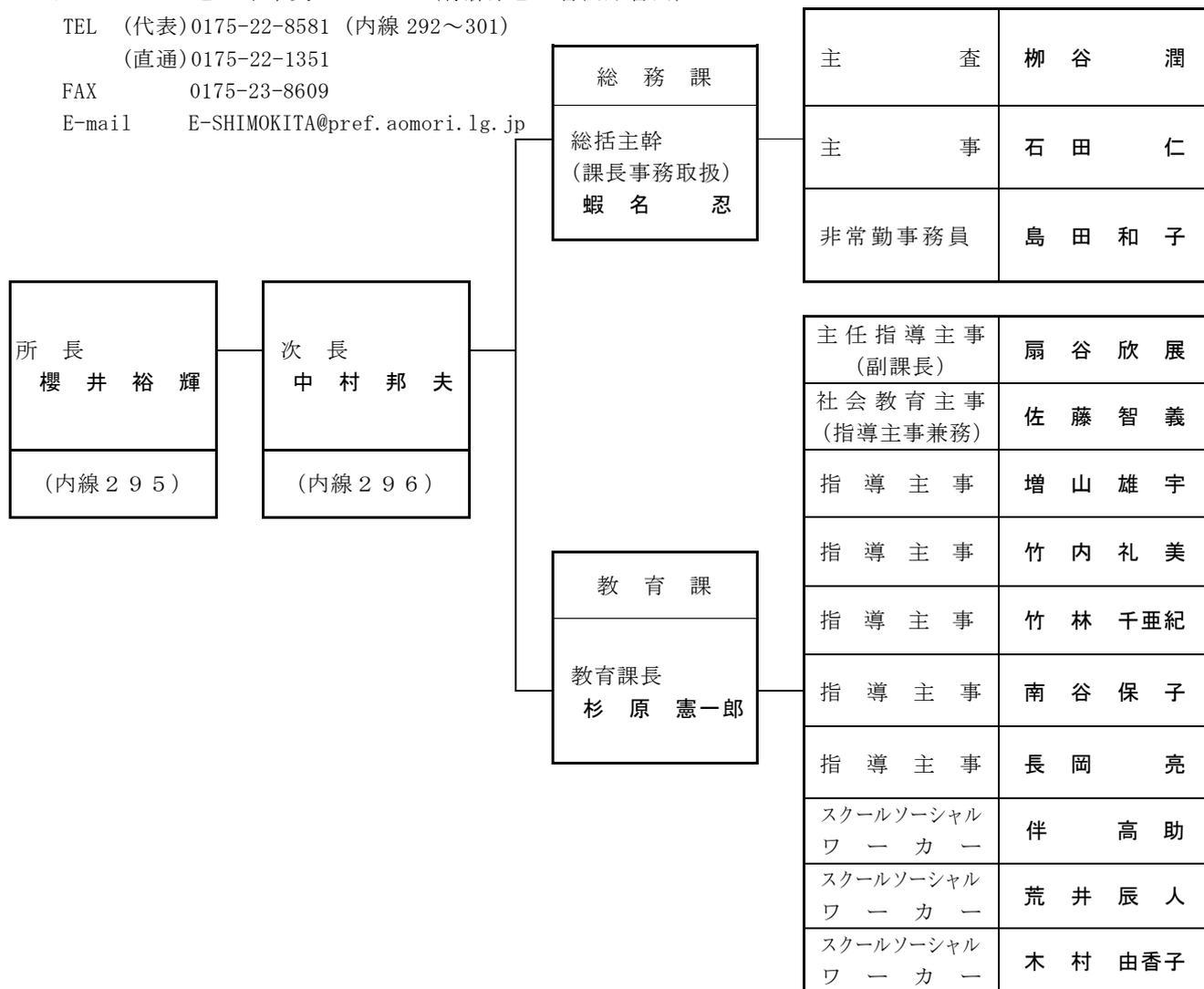
〒035-0073 むつ市中央1-1-8 (青森県むつ合同庁舎内)

TEL (代表) 0175-22-8581 (内線 292~301)

(直通) 0175-22-1351

FAX 0175-23-8609

E-mail E-SHIMOKITA@pref.aomori.lg.jp



下北教育事務所事務分掌

所属・職・氏名		分掌内容
総務課	総務課長 蝦名 忍 (内線297) E-mail: shinobu_ebina@pref.aomori.lg.jp	総務課総括、公印保管出納員、総括前渡資金取扱者、叙位叙勲、所内経理、公有財産管理、福利厚生、下北小・中学校教頭の働き方改革推進協議会
	主査 柳谷 潤 (内線293) E-mail: jun_yanagiya@pref.aomori.lg.jp	市町村教育委員会との連絡調整、教職員人事・サービス、小・中学校の設置・廃止
	主事 石田 仁 (内線293) E-mail: jin_ishita@pref.aomori.lg.jp	教職員の昇給・昇格、免許、学級編制、公務災害、退職手当、会計員、物品供用員、所内経理、情報システム維持管理、「下北の教育」、「あおもりで働こう」教員魅力向上事業
	非常勤事務員 島田 和子 (内線293) E-mail: kazuko_shimada1@pref.aomori.lg.jp	所内文書收受、所内事務補助

所属・職・氏名	担当教科等	担当分野	分掌内容（○主担当事業・関連業務）
教育課長 杉原 憲一郎 (内線300) E-mail:kenichiro_sugihara@pref.aomori.lg.jp	教育課総括 学校の幸せ推進室兼務		○研修派遣(職階別中央研修、探求型中央研修、研修マネジメント力協働開発プログラム、探究を支えるグループファシリテート力協働開発プログラム、学校組織マネジメント研修、カリキュラム・マネジメント研修、大学院派遣) ・学校業務改善伴走型支援事業
主任指導主事 (副課長) 扇谷 欣展 (内線301) E-mail:yoshinobu_ogiyai@pref.aomori.lg.jp	学校教育・社会教育総括	理 科 授業の充実	○管内小・中学校校長会議、管内小・中学校教頭会議、学校訪問(計画訪問・随時訪問)、小・中学校教育課程研究集会、管内行事調整会議、教科充実支援事業 ・課内会議、行事調整、教科用図書関係(展示)、「学校教育指導の方針と重点(県教委)」、教育課程、おしえてSKJ、学校経営の概要 【副:研修の充実、へき地・複式教育、教育課題連絡会議、下北の教育】
社会教育主事 兼 指導主事 佐藤 智義 (内線294) E-mail:tomoyoshi_sato@pref.aomori.lg.jp	生涯学習・社会教育全般 (県生涯学習課関連事業) (県総合社会教育センター関連事業)	生 活 環境教育の推進	○管内市町村生涯学習・社会教育・社会体育主管課長会議、CSと地域学校協働活動の一体的推進事業(CS・地域学校協働活動研修会、放課後児童対策に係る支援員等研修会)、社会教育を核とする地域ネットワーク活用推進事業(社会教育主事の資質・能力向上と地域課題の解決)、ふるさと青森を愛する人づくり推進事業(再発見!「かっこいい大人」ワークショップ、見つけたよ!キラリ発見「かっこいい大人」交流会)、共生社会の実現に向けた障がい者の生涯学習支援事業(障がい者の学びを支える人財の育成に資する研修の実施)、キャリア形成支援講座～大学生と青森の将来・自分の未来を“カダル”～ 【副:体育・健康教育、社会体育、スポーツの推進】
指導主事 増山 雄宇 (内線292) E-mail:yu_masuyama@pref.aomori.lg.jp	社 会 生徒指導の充実 図画工作 キャリア教育の充実 美 術		○小・中学校生徒指導研究協議会兼安心できる学校づくり研修会、SC・SSW配置・派遣事業、県立高等学校入学者選抜要項説明会、小・中学校臨時講師等研修会 ・生徒指導に係るケース会議等、人権教育関連事業、少年の主張大会、教育相談、事故(非行)等の報告、善行児童生徒表彰、県立中学校・県立高等学校入試関連事務 【副:特別活動】
指導主事 竹内 礼美 (内線292) E-mail:remi_takeuchi@pref.aomori.lg.jp	外国語活動 国際化に対応する教育の推進 外国語 幼稚園教育 家 庭		○初任者研修(赴任時研修、示範授業研修、特別活動研修、一般授業研修I・II、まとめ研修)、初任者研修校長等連絡協議会、初任者研修拠点校指導教員研修会、初任者研修次年度実施校事前説明会、AOMORI小・中学校外国語教育ワークショップ、幼児教育の理解・発達推進事業県研究協議会 ・幼稚園教育関連事業 【副:道徳教育】
指導主事 竹林 千亜紀 (内線301) E-mail:chiaki_takebayashi@pref.aomori.lg.jp	国 語 道徳教育の充実 道 徳 情報化に対応する教育の推進 総合的な学習の時間		○小・中学校道徳教育研究協議会、よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育推進事業(文科省委託)、教育課題連絡会議、下北の教育 ・全国学力・学習状況調査、学校図書館関係、青少年赤十字 【副:特別支援教育、幼稚園教育、初任者研修】
指導主事 南谷 保子 (内線294) E-mail:yasuko_minamiya@pref.aomori.lg.jp	体 育 体育・健康教育の充実 保健体育 (スポーツ健康課関連事業) 音 楽 特別活動の充実 特 別 活 動 へき地・複式教育の充実		○いきいき青森つ子健康づくり事業(健康教育実践研究支援事業)、冬季学校体育実技講習会、複式学級担任者研修会、養護教諭・栄養教諭等関連事業、教育だより ・へき地学校助成、防災教育、集団かぜ・食中毒・感染症等の報告、事故(交通・生活)等の報告、体格・体力・ライフスタイル調査、体育・食育の楽しさアップ研修会、中学校保健体育担当者研修会、青森県学校保健・安全・給食研究大会、学校保健・安全・給食関係表彰 【副:授業の充実】
指導主事 長岡 亮 (内線292) E-mail:ryo_nagaoka@pref.aomori.lg.jp	算 数 特別支援教育の充実 数 学 研修の充実 技 術・家庭		○特別支援教育巡回相談員制度、特別支援教育新担当教員実地研修会、地区就学相談・教育相談会、チームで支える特別支援教育校内支援体制充実事業 ・特別の教育課程、こども発達相談連絡協議会、校内研修関係、県総合学校教育センター等研修関係、研修オンラインシステム・Plant 関係「あおもりで働こう」教員魅力向上事業 【副:生徒指導、キャリア教育、入試、教育だより】
スクールソーシャルワーカー 伴 高 助 E-mail:kosuke_ban@pref.aomori.lg.jp (内線299) 荒井 辰人 E-mail:tatsuhito_arai@pref.aomori.lg.jp (内線298) 木村 由香子 E-mail:yukako_kimura@pref.aomori.lg.jp (内線298)			○問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関等のネットワーク構築、連携、連絡調整